

大阪歯科大学大学院医療保健学研究科口腔科学専攻博士課程(後期)

設置の趣旨等を記載した書類

目 次

1	設置の趣旨及び必要性	1
(1)	学校法人大阪歯科大学の沿革	1
(2)	「医療保健学研究科口腔科学専攻博士課程(後期)」設置の趣旨及び必要性	2
①	社会的背景	2
②	「医療保健学研究科口腔科学専攻博士課程(後期)」の必要性	3
③	医療保健学研究科口腔科学専攻博士課程(後期)の経緯	4
④	大学院医療保健学研究科口腔科学専攻博士課程(後期)設置の趣旨	6
(3)	教育研究上の理念と人材育成の目標	7
(4)	養成する人材	8
①	養成する人材	8
②	ディプロマ・ポリシー	8
(5)	教育目標	9
(6)	教育研究上の数量的・具体的な到達目標	9
(7)	中心的な学問分野	9
(8)	養成する人材の社会的ニーズ	10
(9)	修了後の具体的進路とキャリア支援	10
①	具体的進路	10
②	キャリア支援	11
2	研究科・専攻等の名称及び学位の名称	12
3	教育課程の編成の考え方及び特色	12
(1)	教育課程の編成方針	12
(2)	科目の概要	13
①	共通科目	13
②	専門科目	13
③	専門研究科目	13
	(次の①②③は、上記のものの詳細説明)	
①	共通科目	14
②	専門科目	14
③	専門研究科目	15
(3)	履修基準及び履修方法	15
①	履修基準	15
②	履修方法	16
③	履修指導方法と学修支援の特色	16
④	専門研究科目の単位数	17
⑤	履修モデル	17
(4)	教育課程外の履修	18
①	研究倫理	18

② 学力・資質の向上と充実	20
4 教員組織の編成の考え方及び特色	20
(1) 教員組織の考え方	20
(2) 教員組織の特色	21
(3) 職位構成と年齢構成	21
(4) 教員の研究分野	22
(5) 教員の研究体制	22
5 教育方法, 履修指導, 研究指導の方法及び修了要件	23
(1) 教育方法	23
① 履修指導, 研究指導のための指導方法	23
② 授業	24
③ ティーチング・アシスタント	24
(2) 履修指導, 研究指導及び学位請求手続き	24
① 履修指導・研究指導及び学位請求に関するスケジュール	24
② 学位審査体制	25
③ 博士論文の形式	25
④ 論文審査	26
⑤ 教員倫理	26
⑥ 研究不正への対応	26
⑦ 研究倫理	26
(3) 修了要件	27
(4) 博士論文の公表	28
6 施設・設備等の整備計画	28
(1) 校地, 運動場の整備計画	28
(2) 校舎等施設の整備計画	28
① 講義室	29
② 研究室	29
③ 実験・実習室, 演習室	30
④ その他の施設	31
(3) 大阪歯科大学附属病院内施設	31
(4) 図書等の資料及び図書館の整備計画	31
7 基礎となる学部との関係	32
(1) 大阪歯科大学における大学学部と大学院との関係	32
(2) 医療保健学部と医療保健学研究科の専攻分野と専門研究科目との関係	34
(3) 医療保健学部完成年度までの期間と完成年度後について	35
8 入学者選抜の概要	35
(1) 医療保健学研究科口腔科学専攻博士課程(後期)のアドミッションポリシー	35
(2) 入学資格	36
(3) 入学定員	37
(4) 入学者選抜方法	37
① 学力試験[AP-4][AP-5]	37

②	志望理由書に基づいた面接試験[AP-1][AP-2][AP-3][AP-6]	37
③	出身大学等の成績証明書[AP-1][AP-2][AP-5]	37
9	取得可能な資格	37
10	「大学院設置基準」第2条の2又は第14条による教育方法の実施	38
(1)	目的	38
(2)	修業年限	38
(3)	履修指導の方法	38
(4)	研究指導の方法	39
(5)	授業の実施方法	39
(6)	教員の負担の程度	39
(7)	図書館・情報処理施設等の利用に係る便宜	39
(8)	学生の健康管理及び事故の補償について	40
①	健康に対する配慮	40
②	事故に対する配慮	40
(9)	入学者選抜の概要	40
①	学力試験[AP-4][AP-5]	40
②	志望理由書に基づいた面接試験[AP-1][AP-2][AP-3][AP-6]	40
③	出身大学等の成績証明書[AP-1][AP-2][AP-5]	40
11	管理運営	40
12	自己点検・評価	41
(1)	実施の方法	41
(2)	教員評価	42
13	認証評価	42
14	情報の公表	42
(1)	大学の教育研究上の目的に関すること(第1号関係)	42
(2)	教育研究上の基本組織に関すること(第2号関係)	43
(3)	教員組織, 教員の数並びに各教員が保有する学位及び業績に関すること (第3号関係)	43
(4)	入学者に関する受入方針及び入学者の数, 収容定員及び在学する学生の数, 卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること(第4号関係)	43
(5)	授業科目, 授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること (第5号関係)	43
(6)	学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること (第6号関係)	43
(7)	校地・校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること (第7号関係)	44
(8)	授業料, 入学料その他の大学が徴収する費用に関すること(第8号関係)	44
(9)	大学が行う学生の修学, 進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること (第9号関係)	44

(10) その他(教育上の目的に応じ, 学生が修得すべき知識及び能力に関する情報, 学則等)各種規程, 設置認可申請書, 設置届出書, 設置計画履行状況等報告書, 自己点検・評価報告書, 認証評価の結果等について(第 172 条の 2 第 2 項関係)	44
15 教育内容等の改善のための組織的な研修等	45
(1) FD の取組み	45
(2) SD の取組み	47
資料	49

大阪歯科大学大学院

医療保健学研究科口腔科学専攻博士課程（後期）の

設置の趣旨等を記載した書類

1 設置の趣旨及び必要性

(1) 学校法人大阪歯科大学の沿革

学校法人大阪歯科大学は明治 44（1911）年に藤原市太郎によって大阪市福島区に創立され、翌年開校された大阪歯科医学校に始まる。

大正 2（1913）年に附属医院を開設，大正 6（1917）年には，大阪歯科医学専門学校を設立し，大正 8（1919）年に烏ヶ辻に附属医院を新設した。昭和 4（1929）年に牧野学舎を新築，昭和 10（1935）年に天満橋に附属医院を移転した。昭和 22（1947）年に大阪歯科大学（旧制）に昇格し歯学部を開設した。そして，昭和 27（1952）年に大阪歯科大学（新制）歯学部，昭和 36（1961）年に大学院歯学研究科（博士課程）を設置し，天満橋学舎を新築した。更に，平成 9（1997）年に枚方市に楠葉学舎を新築した。

歯科衛生士と歯科技工士の養成機関としては，昭和 39（1964）年に大阪歯科大学附属歯科技工士養成所，昭和 43（1968）年に大阪歯科大学附属歯科衛生士学校を併設した。そして，昭和 51（1976）年に大阪歯科大学附属歯科技工士養成所，大阪歯科大学附属歯科衛生士学校が専修学校となり，大阪歯科大学歯科技工士専門学校，大阪歯科大学歯科衛生士専門学校に改名した。更に同年，歯科技工士専門課程に本科と専攻科を併設した。平成 11（1999）年に歯科衛生士専門学校専攻科（修業年限 1 年）を開設し，平成 17（2005）年に歯科衛生士専門学校専攻科を廃止し，3 年制養成を開始した。

そして，平成 29（2017）年 4 月に，4 年制の大学である医療保健学部を開設し，歯科衛生士を養成する口腔保健学科と歯科技工士を養成する口腔工学科を設置した。更に，平成 30（2018）年 4 月には，大学院医療保健学研究科口腔科学専攻（修士課程）（平成 32 年 4 月から大学院医療保健学研究科口腔科学専攻博士課程（前期）に名称変更予定。以下同じ）を開設した。

創設者の藤原市太郎は，「学校経営事業は営利に非ず，博愛と公益のために努力するものなること」という言葉を残している。この言葉を基にした本学の建学の精神は次のとおりである。

歯科医学・医療に関する専門知識，技術の修得とともに，思いやりの心を涵養し，自らの選んだ道に深い使命感をもって，社会に対する奉仕的人生観を体得して，「博愛」と「公益」に努める。

大阪歯科大学は，建学の精神を基に 100 年以上の永きにわたり歯科医学の教育を

践し、有為の歯科医師、歯科衛生士及び歯科技工士を多数輩出して高い評価を受けている。更に、大学院歯学研究科（博士課程）においては、多くの優れた研究者や指導・教育者を養成し、歯科医療の発展に大きく寄与している。

(2) 「医療保健学研究科口腔科学専攻博士課程（後期）」設置の趣旨及び必要性

① 社会的背景

我が国の平均寿命は延長し続け、平成 29 年簡易生命表によると男性は 81.09 年、女性は 87.26 年となった。また、65 歳以上の高齢者人口は 3,547 万 1 千人、高齢者が総人口に占める割合は 28%で過去最高を記録している（総務省人口推計 平成 30 年 7 月 1 日現在）。

一方、主要死因別死亡率の順位では平成 23（2011）年に肺炎が脳血管疾患を抜いて第 3 位となった。特に高齢者での死因で肺炎が多く、口腔機能の低下による誤嚥性肺炎との関連が注目されている。更に、動脈硬化をはじめとして多くの疾患が歯周病と関係すると考えられている。すなわち、口腔の状態は全身の健康と深い関わりを持つことが認識され始めている。高齢者、特に要介護高齢者の生活にとって、口腔の健康の維持と回復は生活の質の維持や向上に大きく貢献すると考えられている。厚生労働省の介護予防マニュアル（改訂版：平成 24 年 3 月）では 8 章のうちの 1 章を「口腔機能向上マニュアル」に充てている。

また、平成 28（2016）年歯科疾患実態調査によると、8020 達成者（80 歳で 20 本以上の歯が残っている人の割合）は 51.2%であり、平成 23（2011）年の調査結果の 40.2%から大きく増加している。高齢化と残存歯数の増加は、口腔健康の管理や口腔内装置に対する多様性をもたらすといえる。

更に、歯科医療における技術革新も著しい。特に ICT（Information and Communication Technology）の利用が進み、平成 26（2014）年 4 月には CAD/CAM（Computer Aided Design/Computer Aided Manufacturing）冠が保険導入された。また、高齢化に伴って、クラウンや有床義歯などの従来の補綴装置だけではなく、口腔機能の低下を改善する舌接触補助床（PAP）や軟口蓋挙上床（PLP）などの全身の健康に関わる装置を製作する必要性が生じている。

厚生労働省は、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援を目的として、2025 年を目途に、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築を推進している。歯科医療においても医療や福祉との連携が重要となる。地域包括ケアシステムには ICT 技術の活用も重要とされている。したがって、医療、福祉の知識を持ち、新たな歯科医療を開拓できる人材の養成も必要である。

上記のような社会的背景と歯科における変革、すなわち、歯から口腔全体への治療範囲の拡大、口腔と全身との関わりへの認識、治療技術の進歩は、歯科医師のみで十分な歯科医療を実施することを困難にしている。歯科医療は、歯科医師だけに頼るのではなく、歯科衛生士と歯科技工士がそれぞれの専門性と知識・技能を高め、チーム医

療として実施する必要性が高まっている。

また、高齢化に伴い、口腔と全身との関わりから、歯科医療従事者は、医療や福祉に関する知識を持ち歯科医師以外のほかの職種と連携する必要性が生じている。また、医療や福祉関係者においても、口腔に関する知識を持ち、広い視野から国民の健康を考えることが重要となってきた。

厚生労働省の「平成 28 年歯科衛生行政報告例（就業医療関係者）の概況」によると、大阪府の就業歯科衛生士数は 8,092 名で東京都の 12,952 名に次いで多い。歯科技工士数においても大阪府は 2,337 名であり、東京都の 3,013 名に次いで多い。歯科衛生士を養成する大学数は、大阪府と徳島県が 2 校で最も多い。歯科技工士を養成する大学は、全国で 3 校あるが、うち 1 校は大阪府であり、他は東京都と広島県である。

以上のように、大阪歯科大学がある大阪府は歯科衛生士、歯科技工士及びそれぞれの高等教育機関が多い地域であり、大学院が教育効果を上げやすい環境にあるといえる。

② 「医療保健学研究科口腔科学専攻博士課程（後期）」の必要性

歯科衛生士においては、昭和 23（1948）年に歯科衛生士法で、歯科疾患の「予防処置」を業務として歯科衛生士の資格ができ、昭和 24（1949）年に修業年限を 1 年以上として歯科衛生士の教育が開始された。昭和 30（1955）年に「診療の補助」が業務に追加され、昭和 58（1983）年に修業年限は 2 年以上とされた。平成元（1989）年に「歯科保健指導」が業務に追加され、平成 17（2005）年に修業年限は 3 年以上とされ、平成 22（2010）年 4 月 1 日までに全ての養成機関が 3 年制以上となった。

歯科衛生士の 4 年制大学での教育として、平成 16（2004）年に 2 校が開設され、現在まで増加してきている。

平成 30（2018）年 4 月現在の歯科衛生士養成機関は、164 校であり、内訳は、大学 11 校、短期大学 14 校、専門学校 139 校である。ただし、平成 29（2017）年 4 月から専門学校の 1 学校が大学に移行するため募集を停止している。

歯科技工士においては、昭和 30（1955）年に歯科技工士法で、歯科技工を業とする者として歯科技工士の資格ができ、同年に入学資格は中学校卒業で修業年限は 3 年以上として歯科技工士の教育が開始された。昭和 41（1966）年に入学資格は高校卒業で修業年限は 2 年以上とされた。

歯科技工士の 4 年制大学での教育として、平成 17（2005）年に 1 校が開設され、現在まで増加してきている。平成 27（2015）年の日本歯科技工士会による「歯科技工士実態調査報告書」によると、将来の歯科技工業界に必要と思われる事項で、68.5%が「歯科技工士教育機関における修業年限延長（最低 3 年制への移行）」と回答しており、修業年限の増加による教育内容の充実が望まれている。

歯科技工士養成機関は、平成 30（2018）年 1 月現在で、52 校であり、内訳は、大学 3 校、短期大学 2 校、専門学校 47 校である。ただし、平成 30（2018）年 4 月から専門学校の 3 学校が募集を停止し、平成 31（2019）年 4 月から 1 校が募集の停止を

予定している。

歯科技工士養成機関は平成 12 (2000) 年頃までは 72 校であったが、現在では 52 校に減少し、更に 4 校が募集停止予定である。これに伴って、歯科技工士の国家試験合格者数は、2006 年以降は 2,000 人を割り込み、平成 30 年の国家試験合格者数は 902 名にまで減少している。50 歳未満の歯科技工士の就業者数は、平成 8 (1996) 年には 31,482 名であったが、平成 28 (2016) 年には 18,054 名にまで減少している。これは、歯科技工の高度化と歯科医療の拡大から、歯科技工ができる歯科医師が減少していると思われる現在において、非常に重大な問題である。

現在のところ、歯科衛生士、歯科技工士のいずれにおいても専門学校での養成が主体である。一方で、平成 16 (2004) 年以降に 4 年制大学が設置されはじめ、歯科衛生士養成では 11 校、歯科技工士養成では 3 校となっている。歯科医療の多様性の増加から、歯科衛生士、歯科技工士ともに大学教育が重要視され、養成機関として大学が増加することが予測される。

平成 27 (2015) 年の日本歯科衛生士会による「歯科衛生士の勤務実態調査報告書」によると、「勤務先を変ったことはない」と回答したのは 24.3%であった。勤務先でみると、病院・大学病院が 44.0%、診療所が 37.5%であるのに対して、歯科衛生士教育養成機関は 20.0%と低い割合であった。勤務先変更の理由では、「出産・育児」が 13.7%、「結婚」が 12.0% (前回 13.4%)、「職場の人間関係」が 10.5%の順であった。以上から、歯科衛生士教育養成機関において、教員を指導し管理できる能力を持つ人材の育成が必要と考えられる。また、同じ報告では、日本歯科衛生士会認定による認定歯科衛生士の資格のほかに学会等による認定資格を得ている者の数は、「歯科衛生士教育養成機関」では 22.2%であり、研究指導者の養成も重要と考えられる。

平成 27 (2015) 年の日本歯科技工士会による「歯科技工士実態調査報告書」によると、「歯科技工業から離れ、他業に移りたいと思いますか」と質問に、「非常にそう思う」若しくは「そう思う」と回答したのは 25.4%であった。他業に移りたいと思う理由では、勤務者では 26.4%が「人間関係」と回答していた。歯科技工士教育養成機関としての調査はないが、歯科衛生士と同じく人材管理能力を持つ人材の育成が必要と考えられる。また、同じ報告書では、歯科技工士で歯科関係学会に「加入していない」と回答した者は 48.5%と半数近くあり、歯科技工士の研究者とともに歯科技工に関連する研究の指導者の育成も重要と考えられる。

以上のように、高い知識と技能を持ち社会の変化に適応できる歯科衛生士や歯科技工士を養成し、歯科衛生学や歯科技工学をはじめとする口腔科学から歯科医療を発展させるとともに口腔から国民の健康を向上させるためには、教員や研究者の養成を目的とする修士課程の教育だけでは不十分であり、教員や研究者への指導力を養成する博士課程（後期）の教育が必要である。

③ 医療保健学研究科口腔科学専攻博士課程（後期）の経緯

平成 23 (2011) 年に施行された「歯科口腔保健の推進に関する法律」においては、「歯科口腔保健の推進が国民保健の向上に寄与する」とされている。更に、歯

科疾患の早期発見、乳幼児から高齢期までのそれぞれの特性に合わせた歯科口腔保健指導並びに他の職種と連携して総合的な口腔保健を推進することが謳われている。医科でも口腔の健康の重要性に対する認識が増し、歯科衛生士に対する期待は大きい。

このような中で、3年制の歯科衛生士養成施設では、歯科衛生士学校養成所指定規則に基づいて、これまでの歯科衛生士業務の中心であった歯科予防処置、歯科診療補助及び歯科保健指導の3つを中心に教育してきた。しかしながら、歯科衛生士には口腔の清掃を中心とした器質的口腔ケアとともに、口腔リハビリテーションを中心とした機能的口腔ケアの担い手としての役割も求められている。更に、高齢者の口腔、全身及び社会環境の多様性から個人個人の状態に応じた対応、すなわち問題解決能力が必要となってきた。

歯科技工士においても、「歯科口腔保健の推進に関する法律」に謳われているように、歯科口腔保健に資するよう、歯科医師をはじめとする歯科医療に関連する業務に従事する者との緊密な連携を図りつつ、歯科口腔保健を推進するように努める能力が必要である。このためには、歯科医師から提供された模型上で、指示に的確に従ったクラウンや有床義歯といった補綴装置を製作することに傾注するだけでは十分とはいえない。他の職種や患者とのコミュニケーション力を有し、自身の専門性を生かして患者が持つ問題の解決を提案できる能力が必要である。更には、進歩が著しいデジタル技術を始めとする製作技術の進歩にも適応する必要がある。

上記の観点から、本学では歯科衛生士と歯科技工士の養成について、専門学校での教育ではなく大学としての教育が必要であると考え、平成29(2017)年4月に、4年制の教育機関として医療保健学部を開設した。本学医療保健学部が養成する人材は、医療と福祉に関する知識と理解を持ち、「博愛」と「公益」の精神をもって、医療と福祉の多職種と連携しながら健康に関する問題を抽出して、患者中心の医療に貢献できる歯科衛生士と歯科技工士である。

本学は医療保健学部の設置によって、今後の歯科医療を担う歯科衛生士と歯科技工士を養成し、歯科医療を発展させ、口腔から国民の健康に寄与するものである。

また、歯科衛生士においては、平成27(2015)年の日本歯科衛生士会による「歯科衛生士の勤務実態調査報告書」によれば、歯科衛生士養成機関に勤務する歯科衛生士の最終学歴は、歯科衛生士専門学校の56.6%に対して、大学院修士課程が6.6%、大学院博士課程は5.3%に過ぎなかった。今後、歯科衛生士を養成する大学の増加、あるいは専門職大学の設置が見込まれるなか、大学教員となる人材の養成が必要である。

上記の同じ調査報告書では、調査・研究を職務にしている歯科衛生士は19.3%であり、研究専門家が歯科医師には多数存在するが歯科衛生士には少ないのは、研究を職務の一つとする大学のような職種・職場が極めて少ないことであると述べている。

一方、歯科技工士においては、平成27(2015)年の日本歯科技工士会の「歯科技工士実態調査報告書」によれば、将来の歯科技工業界に必要と思われる事項につ

いて、68.5%が「歯科技工士教育機関における修業年限延長（最低3年制への移行）」が必要と回答しており、教育の充実が必要と考える者が多い結果となっている。歯科衛生士と同じく、今後、歯科技工士を養成する大学の増加、あるいは専門職大学の設置が見込まれるなか、大学教員となる人材の養成が必要である。

一方で、歯科技工分野ではデジタル技術をはじめとして、技術革新が急速に進んでいる。しかしながら、同じく「歯科技工士実態調査報告書」では、歯科関係学会への入会者は、日本歯科技工学会においても半数以下の41.4%であり、その他の学会に至っては、日本口腔インプラント学会の2.3%が最も多いのが現状である。

このような観点から、本学では、歯科衛生士と歯科技工士の教育者と研究者の養成を主たる目的として、平成30（2018）年4月に大学院医療保健学研究科口腔科学専攻（修士課程）を設置した。大学院医療保健学研究科口腔科学専攻（修士課程）で養成する人材は、学生教育や研究に大いに貢献するとともに、社会においても、就業経験の少ない歯科衛生士や歯科技工士の優れた指導者となると考えている。

大学院医療保健学研究科口腔科学専攻（修士課程）においては、研究指導者の下で研究計画を立案し研究を実践する。更に医療保健教育学を学修して、教員としての資質を涵養する。一方で、修士課程の学生に対して、必要とする教育を教授し、研究を立案して研究指導を行う人材の養成が重要となる。医療保健学に関連する博士課程（後期）を設置している大学院は4校に過ぎない。歯科衛生士や歯科技工士を養成する4年制大学の教員では、歯学博士あるいは博士（歯学）の学位を持つ者が多い。歯科衛生士や歯科技工士を養成する4年制大学の増加が予想されるなかで、専門性が高まる歯科衛生士や歯科技工士としての教員と研究者を養成する機関の必要性は高いと考えている。更に、博士課程（後期）の設置によって、歯科衛生士や歯科技工士に限らず、口腔の健康科学に興味を持ち、口腔保健学や口腔工学に関する研究や歯科衛生士や歯科技工士教育に意欲を持つ者に対しても、研究と教育の場を提供することで、歯科医師とは別の視点から口腔科学の研究と歯科医療人の教育に貢献できると考えている。

以上のような経緯から、本学は大阪歯科大学大学院医療保健学研究科口腔科学専攻博士課程（後期）を設置することとした。すなわち、大学院医療保健学研究科口腔科学専攻博士課程（後期）で養成する人材は、口腔科学の研究者や教育者の指導者として活躍できると考えている。

④ 大学院医療保健学研究科口腔科学専攻博士課程（後期）設置の趣旨

歯科医療が歯から口腔への対象範囲の拡大、口腔と全身との関係、高齢化の進行、歯科医療技術の進歩などによって、歯科医師が歯科医療に必要とされる範囲の全ての知識と技能を高い水準で提供し、発展させることは困難となってきた。したがって、今後の歯科医療は、歯科医師、歯科衛生士及び歯科技工士がそれぞれの専門性を生かして、互いに、更には他職種と連携を取りながら歯科医療を遂行することが必要となる。このような歯科衛生士や歯科技工士を養成するためには、教育者や指導者としての教育を受けた人材が必要であることは言うまでもない。

歯科医療分野の研究についても同様であり、歯科衛生士と歯科技工士がそれぞれの専門性を生かした研究ができる人材が必要である。

しかしながら、歯科医療分野における教育者、研究者及び研究指導者のほとんどは大学院歯学研究科において養成されている。したがって、歯科医師のみならず歯科衛生士と歯科技工士の養成を担当する者の多くは、歯学研究科を修了した教員である。一方で、現在の歯科医療においては、歯科衛生士と歯科技工士は、それぞれの領域での専門性を高めている。このため、歯科医師を中心として広く口腔科学を探究する歯学研究科とは別に、歯科衛生士が担う口腔保健や歯科技工士が担う口腔工学を探究し、更に歯科衛生士や歯科技工士の教育の中心となれる人材を養成する必要がある。そして、研究と教育の中心となる人材を歯科医師だけではなく歯科衛生士や歯科技工士の立場から教育・指導できる人材が求められる。

また、歯科医療分野における教育者や研究者は、大学院の博士課程若しくは修士課程で養成する。大学院学生は、教授をはじめとする研究指導者からの指導を受けて研究を実施し、博士若しくは修士の学位を授与されるのが常である。そして、大学院修了者が大学に教員として籍を置くと学生の教育と研究を担当する。通常はこれらの教員は職位が上がり教員を指導するとともに研究指導も行うようになる。更に、教授となると教室あるいは講座全体の人材や運営を管理することとなる。また、大学ではなく他の職場においても経年的に指導者を指導する立場となることが多い。しかしながら、ほとんどの歯科医療に関する大学院では、人材や運営を系統的に学修する機会は与えられていない。

以上の観点から、歯科衛生士や歯科技工士に対する教育者や研究者の指導者となるとともに管理能力を養成するために、歯学研究科とは別に博士課程（後期）を設置することとした。

本学が設置する大学院医療保健学研究科口腔科学専攻博士課程（後期）設置の趣旨は、医療保健、特に口腔保健学と口腔工学に関連する口腔科学に対する教育者と研究者を指導し、教員や研究者の組織の人材管理と運営ができる人材を養成して、歯科医療の教育と研究を発展させるとともに人々の健康の増進に寄与することである。

(3) 教育研究上の理念と人材育成の目標

学校法人大阪歯科大学の教育理念は、教育基本法の規定する教育の一般目的と方針に則り、歯学に関する学術を中心として、深く専門領野の学理と技術を教授研究し、必要な知識と技術並びに道徳的理念を授け、応用能力を涵養して調和の取れた人材の育成を目的としている。したがって、本学の学生は歯科医療人たる適性の素質を持ち、本学の教育方針に沿い得るものでなければならない。必要な適性とは、次の3つに要約される。

- ① 能力的な適性：歯科医学の学理と技術を理解し応用できる知能、学力、技能
- ② 人格的な適性：歯科医療人としての使命感、社会観、世界観、態度、意志など幅広い人間性

③ 身体的な適性：歯科医療人としての職務を遂行しうる体力と活動力

以上の 3 つの適性はいずれに優劣があるものではなく、どれ一つとして欠かすことのできないものである。本学では、学生のそれぞれの個性を尊重しながら、以上の適性を涵養、発展させ、人間性豊かな歯科医療人を養成することを教育の目標としている。

新設する大学院医療保健学研究科口腔科学専攻博士課程（後期）においても建学の精神を継承し、口腔保健と口腔工学に関する学術を中心として、深く専門領野の学理と技術を教授研究し、歯科医療人、教育者及び研究者として必要な知識と技術並びに道徳的理念を授け、応用能力を涵養して調和の取れた人材の育成を目的としている。

更に、本博士課程では、自らが使命感をもって口腔を中心とした医療を通じて、肉体的、精神的及び社会的にも健康を回復し向上に役立つ全人的医療に貢献する能力を持つとともに、歯科医療の発展のために研究者の指導や組織の運営ができる人材の育成を目標としている。

(4) 養成する人材

① 養成する人材

大学院医療保健学研究科口腔科学専攻博士課程（後期）では、歯科衛生士、歯科技工士との関係が深い口腔科学分野での研究能力を高めるとともに、研究指導者としての能力を持つことが重要な目標の一つである。更に、教育や研究機関における管理能力を養成することも重要な目標である。これらの能力には、研究や教育に関する広い視野や労働衛生に関する能力とともに人材管理や組織運営能力を持つことも重要である。

大学院医療保健学研究科口腔科学専攻博士課程（後期）で養成するのは、自らが口腔科学、すなわち口腔保健学若しくは口腔工学に関する有能な教育者と研究者であるだけでなく、指導力、更には教育や研究組織の人材管理と運営能力を持つ人材である。

② ディプロマ・ポリシー

大学院医療保健学研究科口腔科学専攻博士課程（後期）では、修了までに所定の単位を修得し、博士論文の審査及び試験に合格した者に博士（口腔科学）の学位を授与する。

なお、以降[DP]は、ディプロマ・ポリシーを示す。

すなわち、修得を必要とする能力は以下のとおりである。

- ・ 医療保健（口腔保健学、口腔工学）における独創的な研究を自立的に立案し実践できる。[DP-1]
- ・ 他の機関と協力して研究・開発できる。[DP-2]
- ・ 医療保健（口腔保健学、口腔工学）に関する教育者や研究者を養成する指導力を持つ。[DP-3]
- ・ 教育、医療及び研究機関における管理能力を持つ。[DP-4]

- ・ 広い視野をもって教育と研究を遂行できる。[DP-5]

(5) 教育目標

医療保健学研究科口腔科学専攻博士課程（後期）が目標とする歯科医療の発展に貢献できる優れた素養と指導力を持つ人材の養成を達成するために、以下の教育目標を掲げる。

- ・ 口腔保健学や口腔工学に関する研究指導力を養成する。
- ・ 独創的な研究を立案・実施できる能力を養成する。
- ・ 歯科衛生士や歯科技工士の教育・研究における管理者としての能力を養成する。
- ・ 口腔保健学や口腔工学に関する教育者や研究者としての広い視野を養成する。

これらの目標のために、教育方針を定め、教育課程を編成した。

(6) 教育研究上の数量的・具体的な到達目標

人口構造の変化や科学技術の発展に応じて、歯科医療は変革を加速している。医療保健学研究科口腔科学専攻博士課程（後期）においては、常に変革する歯科医療技術に目を向け、人々の健康に対する使命感と広い視野を持って、自らが自立して独創的な研究を立案して実施するとともに、歯科衛生士や歯科技工士の研究者や教育者の育成能力を持つ人材を養成することを目標としている。

具体的には、適切な人材管理と組織運営に関して学修し能力を身に付けるとともに、大学院医療保健学研究科口腔科学専攻（修士課程）の学生に対する研究指導や教育指導を実践して指導力を持つことである。そして、3年間の在学中に、自らは日本歯科医学会分科会の学術大会で1回以上研究成果を発表し、1編以上の学術論文を公表することを目標としている。

(7) 中心的な学問分野

大学院医療保健学研究科口腔科学専攻博士課程（後期）は、超高齢社会と科学技術の進歩に適応した新しい歯科医療技術の開発・発展を研究の柱としている。また、教育においては、教育と研究を通じて歯科医療の発展に寄与できる人材を養成することを柱としている。

大学院医療保健学研究科口腔科学専攻博士課程（後期）は、広く口腔領域の医療保健を科学的に探究し発展させることを口腔科学として中心的な学問分野とするが、なかでも口腔保健学と口腔工学を中心とする。そして、大学院医療保健学研究科口腔科学専攻（修士課程）の医療保健基礎学、医療保健教育学及び医療保健政策学を中心とした口腔医療領域、同修士課程の口腔機能回復学と先進口腔保健学を中心とした口腔保健領域、同修士期課程の口腔材料学と先進口腔工学を中心とした口腔工学領域の3つの領域を設ける。

また、大学院医療保健学研究科口腔科学専攻博士課程（後期）では、口腔科学に関する研究者、教育者及びこれらの指導者や管理者の養成にも力を注いでおり、歯科医

学に関する高等教育における教育学や管理学も重要な学問分野の一つとしている。

(8) 養成する人材の社会的ニーズ

歯科医療において歯科衛生士と歯科技工士が担う分野の専門性の向上と高度化から、歯科衛生士と歯科技工士教育の充実と、教育者、研究者やその指導者の養成が必要である。

すなわち、歯科医療は多様化し、歯科医師のみに頼る医療から、歯科衛生士と歯科技工士がそれぞれの専門性を高めて、互いに連携する医療へと変革している。このような中で、歯科衛生士、歯科技工士教育においても、単なる教育年限の延長だけではなく、学士としての教養を身に付けた大学としての教育が必要と考えられてきている。これを反映して、平成 17 (2005) 年以降に、歯科衛生士、歯科技工士ともに大学での養成がなされ始めている。特に歯科衛生士を養成する大学の開設数が増加している。歯科技工士においては、近年の養成校での入学者数の減少から、養成する大学は平成 29 (2017) 年に開設した本学を含めた 3 校にとどまっている。しかしながら、歯科医療において、口腔内装置を製作する歯科技工士は不可欠な人材であり、厚生労働省においては平成 30 (2018) 年に「歯科技工士の養成・確保に関する検討会」を立ち上げている。さらに、日本歯科技工士会による 2018 歯科技工士実態調査報告書において、将来の歯科技工業界に必要と思われる事項のなかで、「歯科技工士教育における修業年限延長（最低 3 年制への移行）」と回答したのは 62.2%であった。

以上から、今後は歯科衛生士、歯科技工士ともに養成所の大学化が進むものと思われる。現在、大学教員、特に准教授や教授においては博士の学位を持つ歯科医師が中心である。本学においても、口腔保健学科の教授と准教授 10 名中 6 名が歯学博士若しくは博士（歯学）学位を持つ歯科医師である。歯科衛生士は准教授 1 名であり、博士（歯学）の学位の保有者である。口腔工学科においては、教授と准教授 5 名中 4 名が歯学博士若しくは博士（歯学）学位を持つ歯科医師である。歯科技工士の教員は 3 名いるが、講師若しくは助教であり、うち 2 名は博士（歯学）の学位を保有している。

歯科衛生士、歯科技工士の専門性が高まるなかで、大学教育において、歯科衛生士、歯科技工士の教員の確保は重要である。さらに、歯科衛生士や歯科技工士に関する既存の大学の教育・研究力の向上や大学の設置にあたっては、歯学研究科での研究や教育を学修した歯科衛生士や歯科技工士とは別に、歯科衛生士、歯科技工士の教育や研究を中心に学修した教授や准教授が必要となることは必然であり、歯科衛生士、歯科技工士に関する博士課程を修了した人材の社会的ニーズは高い。

(9) 修了後の具体的進路とキャリア支援

① 具体的進路

大学院医療保健学研究科口腔科学専攻博士課程（後期）で養成するのは、自らが口腔科学、すなわち口腔保健学若しくは口腔工学に関する有能な教育者と研究者であるだけでなく指導力、更には教育や研究組織の人材管理と運営能力を持つ人材で

ある。

また、歯科衛生士や歯科技工士の教育機関、特に大学教育での教員のニーズが予想される。したがって、大学院医療保健学研究科博士課程(後期)修了後の進路として、第一に歯科衛生士若しくは歯科技工士の養成課程を持つ大学の教員を想定している。さらに就業先の大学での業績の蓄積によって、教授あるいは准教授として管理者となると考えている。また、口腔保健学や口腔工学の専門家あるいは教育・研究者指導として歯学部の教員も想定している。

大学教員以外として、歯科衛生士や歯科技工士養成の専門学校での教員となり、管理者となることも想定し、高度な専門的知識と技能、指導者及び管理者としての能力を生かして、歯科医療に関連する医療機関、研究機関及び歯科関連企業で就業し、指導者や管理者としての役割を果たすと期待している。

以上のような、本学医療保健学研究科口腔科学専攻博士課程(後期)で養成する人材像と、修了後に見込まれるキャリアに関しては、入試要項に記載して明示して、入学者にあらかじめ周知する。

② キャリア支援

大学院医療保健学研究科博士課程(後期)修了後の卒業生が自己の獲得した能力を発揮できるように、指導教員と本学医療保健学部キャリアセンターが支援する。キャリアセンターは福利厚生棟1階に設置され(資料1)、1級キャリアコンサルティング技能士1名(教員)の他、キャリア支援委員会委員の教員5名を配置し、運営している。

キャリアセンターでは、医療保健学部と医療保健学研究科学生を主な対象として、就職相談業務、就職情報収集と資料の掲示、就職に関係する医療機関や事業所との情報交換などを行う。

具体的には、大学院医療保健学研究科博士課程(後期)の学生に対して以下の支援を行う。

- ・ 入学当初のオリエンテーションでの今後のキャリアプランニング、また、情報収集の方法、必要な能力や資格などについてのガイダンス。
- ・ キャリアセンター所属の教職員による学生面談での個別の状況や希望による就職サポート。
- ・ 学生からの相談に応じての社会の多様な場における専門性の活かし方、就職活動の進め方、公募や求人情報の収集、応募書類や面接の準備・練習などについての支援。
- ・ 教育機関、医療機関、研究機関を中心とした博士課程(後期)の学生の採用についてのキャリアセンター所属の教職員による働きかけ。

(資料1 大阪歯科大学医療保健学部キャリアセンターの図面)

2 研究科・専攻等の名称及び学位の名称

大阪歯科大学では、広く医療の観点から、社会福祉、地域訪問看護並びに医療コミュニケーションを通して人間性豊かな歯科医療に携わる医療人の養成を行い、口腔の健康に大きく寄与することを目的として平成 29（2017）年に医療保健学部を設置した。更に、平成 30（2018）年には大学院医療保健学研究科口腔科学専攻（修士課程）を設置した。

学部と大学院の名称に「医療保健学」を用いるのは、厚生労働省の第 18 回社会保障審議会医療部会資料において、「医療」は狭義には診療（診断と治療）、すなわち医の行為、広義には健康に関する health care であり、保健・医療・福祉を含む広い意味であること、また、「保健学」は、健康について探究して、健康の維持、増進及び回復を目的とする学問として広く認識されているためである。

英語名称については、健康科学や保健科学を意味し、医療保健に関する学部で広く使用されている Health Sciences としている。

大学院医療保健学研究科の専攻の名称に「口腔科学」を用いるのは、歯科医学を基にして、広く口腔領域の医療保健を科学的に探究し発展させる目的を持つためである。

英語名称については、口腔を中心とした科学に国際的に広く用いられている Oral Sciences としている。なお、口腔科学には Stomatology も用いられるが、Stomatology 医学の一分野としての英語名称であり、本専攻が目的とする口腔の健康を科学的な探求とは異なる。

上記に基づき、本研究科の名称は、医療保健学研究科口腔科学専攻博士課程（後期）とする。英語名称は、医療保健学研究科は Graduate School of Health Sciences、口腔科学専攻博士課程（後期）は Doctor's Course of Oral Sciences とする。また、博士課程（後期）の設置に伴って、平成 30（2018）年に設置した口腔科学専攻（修士課程）を平成 32（2020）年 4 月に口腔科学専攻博士課程（前期）（Master's Course of Oral Sciences）と改称する。

また、以上の医療保健学研究科口腔科学専攻の名称に基づき、授与する学位は、博士（口腔科学）、英語名称は Doctor of Oral Sciences とする。

3 教育課程の編成の考え方及び特色

(1) 教育課程の編成方針

学生をディプロマ・ポリシーの示すレベルに到達させるために、以下のカリキュラム・ポリシーを設定する。カリキュラム・ポリシーに基づいて必要な科目を配置し、教育課程を編成、実施する。そして、レポート、プレゼンテーション及び討議への参加に重点を置いて各科目の到達度を評価するとともに、博士論文を厳正に審査する。

なお、以降[CP]は、カリキュラム・ポリシーを示す。

- ・ 研究指導論を学修して、口腔保健学や口腔工学に関する研究指導者としての能力を身に付ける。[CP-1]

- ・ 高度専門研究を通じて博士水準の口腔保健学や口腔工学に関する研究力を身に付ける。[CP-2]
 - ・ 人材管理と組織運営を学修して、歯科衛生士や歯科技工士の教育・研究における管理者能力を養成する。[CP-3]
 - ・ 企業や他分野の研究や労働衛生の学修から研究者としての素養を高める。[CP-4]
- なお、大学院医療保健学研究科口腔科学専攻博士課程（後期）の科目区分は、本専攻が目的とする歯科衛生士や歯科技工士に関連する口腔科学について、研究や教育の指導と管理能力を持つ人材の養成を可能とし、かつ学生が科目の配置と内容を理解しやすいように設定した。

各科目で授業時間外においても大学院学生自らが学習内容を振り返り充実させるよう指導するとともに教員との討議を行い一層の知識の定着を図ることとしている。

また、大学院医療保健学研究科口腔科学専攻（修士課程）の歯科衛生士や歯科技工士の学生との研究、合同でのプレゼンテーションと討議から、広い視野を持つ指導者としての経験を積み、ディプロマ・ポリシーが求める能力を養う。

(2) 科目の概要

カリキュラム・ポリシーに基づき、以下の3つの科目群にカリキュラムを分類し、体系的に教育を行う。

① 共通科目

全ての学生が共通して受講する科目で、自立して研究を実施できるとともに研究指導者や管理者としての能力を養成する科目である。

② 専門科目

研究指導を実践して、指導力を養成するとともに研究能力を高める実習科目である。

③ 専門研究科目

独創的な研究を自身で立案し実行する科目で、大学院医療保健学研究科口腔科学専攻（修士課程）よりも高度で専門性の高い研究を行うことを目標とする実習科目である。

カリキュラムは概ね①から③へと順次進行することを基本とする。すなわち、「共通科目」は1年生前期、「専門科目」と「専門研究科目」は第1学年後期から第3学年とする。

科目とディプロマ・ポリシーとの関係を以下のカリキュラム・チャートに示す。

科目名	科目概要	DP-1	DP-2	DP-3	DP-4	DP-5
医療保健開発論	研究開発能力や産学連携能力を養成する。	○	○			○
医療保健労働衛生論	本科目では基本的な労働衛生に関する制度や法などについて学修するとともに、労働衛生で考えねばならない諸問題について理解を深める。				○	
医療保健人材管理学	人材の確保、人材育成および活用等、人的資源管理に必要な知識・技術等について学修するとともに、キャリア開発についても理解を深める。			○	○	
医療保健組織運営論	強い組織をつくるための基礎を知り、医療機関組織の運営に必要な知識、理論を学修する。			○	○	
口腔科学研究特論	口腔科学における研究内容を理解し、興味がある課題だけではなく研究者としての広い視野を養成する。	○	○			○
口腔科学研究指導論	研究指導に関する知識を獲得し、口腔科学における研究の指導的役割が担える技量を養成する。			○		○
口腔科学研究指導実習	選択した研究領域に関連する大学院医療保健学建機有価口腔科学専攻(修士課程)学生の研究に協力し、助言することで、実践的な研究指導能力を養成する。			○		○
口腔科学高度専門研究	選択した研究領域の内容に基づいて、独創的な発想による研究課題を見つけ、研究を実践し博士論文を作成する。	○	○			○

① 共通科目

全ての学生が共通して受講する科目で、自立して研究を実施できるとともに研究指導者や管理者としての能力を養成することを目的としており、「医療保健開発論」、「医療保健労働衛生論」、「医療保健人材管理学」、「医療保健組織運営論」、「口腔科学研究特論」及び「口腔科学研究指導論」の6つの必修科目からなる科目群である。

産学連携を含めた広い視野の研究開発能力を、企業の研究開発部門での演習を含める「医療保健開発論」で養成する。安全性、かつ論理的に研究、臨地・臨床実習を含めた教育を実施できる能力を「医療保健労働衛生論」で学修する。管理者としての能力として、人材の管理能力を「医療保健人材管理学」で、組織の運営能力を「医療保健組織運営論」で学修する。更に、口腔科学に関する研究を概説し、理解を深めるとともに専門研究科目の選択や今後の研究の参考となる「口腔科学研究特論」を学修するとともに、研究指導者としての要件を「口腔科学研究指導論」で理解する。

いずれの科目も講義科目で1単位であるが、授業以外での復習や各学生の学習成果を整理して理解を深める教員との討議を実施して、各科目の到達目標を達成させる。

② 専門科目

「口腔科学研究指導実習」の必修1科目で研究指導を実践的に履修する。研究を希望して承認された研究領域(次項の「③専門研究科目」を参照)で、大学院医療保健学研究科口腔科学専攻(修士課程)の学生との研究を研究指導教員とともに担当して研究力と指導力を高める科目である。

研究指導者としてのあり方を考え報告書を作成するとともに、研究指導者と討議を繰り返して到達目標を達成する。

③ 専門研究科目

「口腔科学高度専門研究」の1科目で、必修科目である。学生は、口腔医療領域、口腔保健領域又は口腔工学領域の3つの領域の中から1つの領域を選択して研究する。

口腔医療領域では、大学院医療保健学研究科口腔科学専攻（修士課程）で口腔保健における疫学や基礎歯科医学を学修して探求する「医療保健基礎学分野」、歯科医療に関する大学学部学生教育について学修して探求する「医療保健教育学分野」及び歯科医療を中心として医療、保健及び福祉を学修して歯科医療保健制度について検討する「医療保健政策学分野」の研究内容を含めた研究を行う。口腔科学を歯科衛生士が関係する口腔保健学あるいは歯科技工士が関係する口腔工学を関連しながらも、多角的な研究を行う。

口腔保健領域では、口腔機能低下と対応を学修し、多職種連携を含めた口腔機能回復について検討する「口腔機能回復学分野」と新しい歯科治療や口腔ケア法を学修し、歯科衛生士の技能や口腔ケアを検討する「先進口腔保健学分野」の研究内容を含めた研究を行う。

口腔工学領域では、新たな歯科材料について学修し、歯科材料の加工法や応用法について検討する「口腔材料学分野」と歯科技工における新しい生体材料や技術を学修し、口腔装置の歯科技工方法を検討する「先進口腔工学分野」の研究内容を含めた研究を行う。

学生は「口腔科学高度専門研究」での研究結果に基づいて博士論文を作成する。

(3) 履修基準及び履修方法

① 履修基準

履修基準を次に示す。

3年間で、共通科目6単位、専門科目1単位及び専門研究科目8単位以上、合計15単位以上を履修することを基準とする。特に優れた研究業績を上げた学生については、3年未満の在学で修了できることとするが、上記の科目単位の取得は必要である。

共通科目：6単位	
医療保健開発論	1単位
医療保健労働衛生論	1単位
医療保健人材管理学	1単位
医療保健組織運営論	1単位
口腔科学研究特論	1単位
口腔科学研究指導論	1単位
専門科目：1単位	
口腔科学研究指導実習	1単位
専門研究科目：8単位以上	
口腔科学高度専門研究	8単位

② 履修方法

第1年学年前期は、共通科目を履修するとともに、後半からは専門科目と専門研究科目を開始することを基本とする。

第1学年前期から開講する共通科目（6単位）の科目については、社会人大学院学生に対して過剰な負担を課すことなく、余裕をもって時間外の学修ができるように時間割を設定する。すなわち、第1学年前期に学修する共通科目6科目（6単位）は、それぞれ8～9回の授業であるので、同一科目を概ね2週間に1回の授業とするように配慮する。

なお、科目の履修の他に研究倫理の徹底のために前期期間中に「APRIN eラーニングプログラム（eAPRIN）」を受講して修了することとしている。この学修は入学時から研究計画書を提出する9月上旬までの概ね5か月の間に行うこととし、学生に大きな負担をかけないように十分な期間を確保している。

第1年後期から第3学年までは、専門研究科目として、研究を実施するとともに博士論文を作成する。

論文審査を除く各科目の評価は、科目担当者が行い単位を認定する。複数の教員が担当する科目については、授業担当教員の個々の評価をもとに、シラバスにおける科目担当欄の筆頭教員が評価を決定する。

③ 履修指導方法と学修支援の特色

ア 履修指導

主指導教員1名のほかに副指導教員1名を配置することで、教育・研究指導の充実を図り、常に学生の履修と研究の進捗状況を把握するとともに、学生からの相談にも応じられる体制とする。また、必要があれば、指導教員は大学院医療保健学研究科口腔科学専攻（修士課程）の授業の聴講を促して、教育目標達成するように指導する。

イ 学修支援

授業時間外の学修指導として、授業担当講師と指導教員とは電子メールを通じて指導を受けられることとする。特に、専門科目と専門研究科目においては指導教員と連絡を取った上で日程を調整して授業時間外の指導を実施する。

その他に大学院学生の学修を支援するために、自宅から大阪歯科大学のネットワークであるODUnetに接続できる環境を整備する。したがって、学生が自主研究時に指導教員の指導を受けたいときは、随時、電子メールにより相談を受けることや指導時間の約束をとることができる。また、アカウント名とパスワードによる自宅からの図書館へのネットワーク接続によって、自宅においても自己学習や研究に文献検索や論文等の資料の閲覧を可能とする。

また、楠葉学舎本館の図書館と天満橋学舎図書館分室の開館時間は、平日は8時45分から21時まで、休日は11時から18時までであり、社会人学生にも十分な利用時間を確保している。

このように、学修時間の制約が多い「大学院設置基準」第2条の2又は第14条

による大学院学生に対しても十分な学修・指導体制が確保している。

ウ 留学生に対する学修支援

外国人留学生に対しては、大阪歯科大学の国際交流事業を担当する国際交流事業部を設置し、在籍する留学生の在籍管理、生活管理、履修指導及び学修支援を行う。さらに、医療保健学研究科においては、指導教員とは別に担当教員1名と事務職員1名を配置し、国際交流事業部と連携して留学生の在籍・生活管理と生活・学修支援を行う。

④ 専門研究科目の単位数

専門研究科目は8単位とし、その配分は、第1学年後期2単位以上、第2学年前期2単位以上、第2学年後期2単位以上、第3学年前期1単位以上及び第3学年後期1単位以上を基準とする。長期履修者については修了までに8単位以上を取得することとする。専門研究科目は実習とし、学生の研究発表、指導教員による研究指導、博士論文作成指導の時間を十分に確保する。学生が専門研究科目の授業時間以外にも自らの研究課題に沿って、実験や臨床データの収集、解析等自主研究に十分な時間が取ることができるように、研究室を使用できることとする。

⑤ 履修モデル

「歯科衛生士として入学し、標準修業年限（3年）での修了を目指す学生」、「歯科衛生士として入学し、早期修了（2年）での修了を目指す学生」及び「歯科技工士として入学し、長期履修（4年）での修了を目指す学生」についての履修モデルを添付する（資料 2-1, 2-2, 2-3）。

【歯科衛生士として入学し、標準修業年限（3年）での修了を目指す学生の履修モデル】

資料 2-1 に示す。歯科衛生士として入学し、本学での教員を目指す学生は、本学大学院医療保健学研究科口腔科学専攻（修士課程）を修了後に、大学院医療保健学研究科口腔科学専攻博士課程（後期）に入学した。

学生教育について強い関心があるとともに、高齢者の口腔健康の維持に関する研究意欲が強い。研究領域として口腔医療領域を選択し、専門科目として大学院医療保健学研究科口腔科学専攻（修士課程）の医療保健教育学分野で「口腔科学研究指導実習」を履修した。そして2編の論文が学術雑誌(査読付き)に受理され、うち1編が博士論文の審査に合格した。

現在就職している短期大学での勤務を継続するために、夜間と土曜日の学習を希望し、第1学年前期は水曜日と金曜日の夜間（6時限）と土曜日の共通科目を受講し、第1学年前期の後半からは、研究課題として歯科衛生士に関する教育についての研究に励んだ。

【歯科衛生士として入学し、早期修了（2年）での修了を目指す学生の履修モデル】

資料 2-2 に示す。歯科衛生士として入学し、本学での教員を目指す学生は、本学大学院医療保健学研究科口腔科学専攻（修士課程）を修了後に、大学院医療保健学研究科

口腔科学専攻博士課程（後期）に入学した。

学生教育について強い関心があると同時に、高齢者の口腔健康の維持に関する研究意欲が強い。研究領域として口腔医療領域を選択し、専門科目として大学院医療保健学研究科口腔科学専攻（修士課程）の医療保健教育学分野で「口腔科学研究指導実習」を履修した。そして、第1学年当初から熱心に研究を行い、第2学年前期までに英文2編、和文1編の論文が受理された。うち1編は海外一流学術雑誌であり博士論文の審査にも合格し、大学院設置基準第17条第1項ただし書きの規定に基づき、2年間での修了が認められた。

昼間の時間帯の学習を希望し、第1学年前期は水曜日と金曜日の共通科目を受講し、第1学年前期の後半からは、研究課題として歯科衛生士に関する教育についての研究に励んだ。

【歯科技工士として入学し、長期履修（4年）での修了を目指す学生の履修モデル】

資料 2-3 に示す。歯科技工士として入学し、企業の研究者を目指す学生は、本学大学院医療保健学研究科口腔科学専攻（修士課程）を修了後に、大学院医療保健学研究科口腔科学専攻博士課程（後期）に入学した。

歯科関連企業に勤務しており、歯科材料の開発に強い関心があると同時に新たな歯科技工技術に関しても研究意欲が強い。研究領域として口腔工学領域を選択し、専門科目として大学院医療保健学研究科口腔科学専攻（修士課程）の先進口腔工学分野で「口腔科学研究指導実習」を履修した。また、現在の勤務を継続しながら通学であるために、4年間の長期履修を希望して認められた。そして、4年間に3編の論文が学術誌に受理されうち1編が博士論文の審査に合格した。

現在在職している企業での勤務を継続するために、夜間と土曜日の学習を希望し、第1学年前期は水曜日と金曜日の夜間（6時限）と土曜日の共通科目を受講し、1年前期の後半からは、研究課題として新しいデジタル加工技術についての研究に励んだ。

現在在職している歯科関連企業に継続して勤務し、研究開発に取り組むことを希望している。

（資料 2-1 歯科衛生士として入学し、標準就業年限（3年）での修了を目指す学生の履修モデル）

（資料 2-2 歯科衛生士として入学し、早期修了（2年）での修了を目指す学生の履修モデル）

（資料 2-3 歯科技工士として入学し、長期履修（4年）での修了を目指す学生の履修モデル）

(4) 教育課程外の履修

① 研究倫理

本学大学院医療保健学研究科（修士課程）において研究倫理についての講習を受

けていない学生については、研究倫理を周知徹底させるために、入学当初（4月）に、本学大学院歯学研究科で実施される研究倫理教育に参加させ、「本学における研究に係る諸規程等の概要」（90分1コマ）、「研究に係る国の指針等の概要」（90分1コマ）及び「人を対象とする医学系研究を実施するための具体的手続き」（90分1コマ）を学修させる。

さらに、研究全般に関する研究倫理の周知徹底のために、一般財団法人公正研究推進会（APRIN, Association for the Promotion of Research Integrity）のeラーニングシステム「APRIN eラーニングプログラム（eAPRIN）」の中で指定した15単元の受講を全学生に必修とする。

「APRIN eラーニングプログラム（eAPRIN）」の教材は、文部科学省の平成24（2012）年度「大学間連携共同教育推進事業」で採択された5年間のプロジェクト「研究者育成の為に行動規範教育の標準化と教育システムの全国展開」およびNPO法人日米医学教育コンソーシアムによって作成され、平成29（2017）年度からは、一般財団法人公正研究推進協会によって作成及び改訂されている。なお、一般財団法人公正研究推進協会は平成28（2016）年に科学の発展に伴うグローバルな研究倫理を啓発し、研究機関および各種学術団体の研究活動を積極的に支援することを目的として設立された組織である。

本学指定の単元は、以下のとおりである。

- ・ 公的研究費の取扱い
- ・ 責任ある研究行為について
- ・ 研究における不正行為
- ・ データの扱い
- ・ 共同研究のルール
- ・ 利益相反
- ・ オーサーシップ
- ・ 盗用
- ・ ピア・レビュー
- ・ メンタリング
- ・ 生命倫理学の歴史と原則、そしてルール作りへ
- ・ 研究倫理審査委員会による審査
- ・ 研究における個人に関わる情報の取り扱い
- ・ 研究におけるインフォームド・コンセント
- ・ 特別な配慮を要する研究対象者

研究計画立案までに、「APRIN eラーニングプログラム（eAPRIN）」の本学指定の15単元に関しては、受講するだけではなく、各単元で出題されるクイズに評点80%以上を獲得して修了証の発行を受けることを義務付けるとともに、研究計画書の提出に当たっては、修了証番号の記載を義務付け、研究倫理に関する学修の到達を担保している。

さらに、本学大学院医療保健学研究科口腔科学専攻(修士課程)を経た学生を含めたすべての学生に対して、研究計画立案までに主指導教員若しくは副指導教員は研究倫理に関する諮問を行い、到達度を確認する。理解が不十分であると判定した場合には、指導教員による指導を受けるとともに「APRIN e ラーニングプログラム (eAPRIN)」を再受講することとする。

② 学力・資質の向上と充実

本大学院への入学者は口腔科学に関する一定以上の知識と研究者・教育者としての資質を求められる。一方で、歯科衛生士、歯科技工士のほか、多様な学生の入学を踏まえ、教育目標の達成において、必要があれば指導教員は本学大学院医療保健学研究科口腔科学専攻(修士課程)の科目の中で、専門研究を除いた基礎科目もしくは専門科目(資料3)の必要とする該当科目の聴講を指導する。また、希望すれば指導がない場合であっても、大学院学生は自らの資質向上のために、本学大学院医療保健学研究科口腔科学専攻(修士課程)の科目を聴講することができる。ただし、聴講した科目の単位認定は行わない。

(資料3 大阪歯科大学大学院医療保健学研究科口腔科学専攻(修士課程)の基礎科目と専門科目と概要)

4 教員組織の編制の考え方及び特色

(1) 教員組織の考え方

今後の歯科医療を担う歯科衛生士と歯科技工士を養成するために、大学院医療保健学研究科口腔科学専攻(修士課程)の教員を中心として、歯科医学に関する教育と研究に十分な実績があり、医療保健学研究科口腔科学専攻博士課程(後期)の学生に対して必要とされる教育ができる教員配置とした。教員の内訳を以下の表に示す。

専攻	教授	准教授	講師	助教	計
口腔科学専攻博士課程(後期)	7	5	2	4	18

大阪歯科大学大学院歯学研究科口腔科学専攻博士課程(後期)と大学院医療保健学研究科口腔科学専攻(修士課程)において大学院教員としての大学院学生の教育に実績がある教員を中心とし、口腔科学に関する専門分野で卓越した研究業績を持つ医療保健学部教員の18名を専任教員とした。内訳は、教授7名、准教授5名、講師2名、助教4名である。

学位について、博士の学位を持つ者は15名(教授7名、准教授5名、講師1名、助教2名)、修士の学位を持つ者は2名(講師1名、助教1名)であり、助教1名は極めて卓越した実務経験を有する。

有資格者として、10名が歯科医師(全員が歯学博士又は博士(歯学)の学位を持つ。)、1名が医師(博士(医学)の学位を持つ。)、3名が歯科衛生士(1名は博士(歯学)、2名が修士(教育学)の学位を持つ。)、3名が歯科技工士(2名は博士(歯学)の学位を

持つ。), 1名が社会福祉士(博士(学術)の学位を持つ。)となっており, 大学院医療保健学研究科口腔保健学専攻博士課程(後期)の教育を歯科医療に関連する多職種の観点から, 広い視野で実施できる構成となっている。

なお, 全てが必修科目のため, 全ての科目に専任の教授又は准教授を配置した。

(2) 教員組織の特色

大学院医療保健学研究科口腔保健学専攻博士課程(後期)の専任教員には, 歯科医師, 医師, 歯科衛生士, 歯科技工士及び社会福祉士と歯科医学や福祉に関連する多職種の教員がいるだけでなく, 出身大学においても, 大阪歯科大学歯学部歯学科の出身者は5名で, 他の教員は他大学出身者である。

また, 大学で卒業した学部は, 歯学部歯学科, 医学部, 情報学部, 経営情報学部, 教育学部, 法学部などであり多彩である。したがって, 歯科医学だけではなく広い視野で教育・研究ができる教員構成である。

大学院医療保健学研究科口腔学専攻(修士課程)では, 専任教員はそれぞれの専門性に応じて7分野, すなわち「医療保健基礎学分野」, 「医療保健教育学分野」, 「医療保健政策学分野」, 「口腔機能回復学分野」, 「先進口腔保健学分野」, 「口腔材料学分野」及び「先進口腔工学分野」を分担している。

大学院医療保健学研究科口腔科学専攻博士課程(後期)では, 口腔医療領域, 口腔保健領域及び口腔工学領域の3つの領域を設定する。

口腔医療領域は, 医療保健基礎学分野, 医療保健教育学分野及び医療保健政策学分野の研究内容を含む領域であり, これらの3つの分野を担当している教員が担当する。

口腔保健領域は, 口腔機能回復学分野と先進口腔保健学分野の研究内容を含む科目であり, これらの2つの分野を担当している教員が担当する。

口腔工学領域は, 口腔材料学分野と先進口腔工学分野の研究内容を含む科目であり, これらの2つの分野を担当している教員が担当する。

専門研究科目においては必要に応じて担当科目以外の教員も積極的に指導や助言を行い科目間の交流と教育の充実を図る。

大阪歯科大学では, 大学全体で, 教員の任期制(5年)を採用し, 教員評価を実施している。更に大学院(博士課程)を担当する准教授以下の教員については, 「大学院教員の資格条件に関する申し合わせ事項」(資料4)に基づき, 2年ごとに研究実績を評価しており, 継続した研究実績の少ない教員は大学院を担当することはできない。

大学院医療保健学研究科口腔科学専攻博士課程(後期)の教員にはこの制度を適用し, 優秀な人材の確保に努め, 大学院の教育研究の活性化を図ることとしている。

(資料4 大学院教員の資格条件に関する申し合わせ事項)

(3) 職位構成と年齢構成

大学院医療保健学研究科口腔科学専攻博士課程(後期)は, 人材養成目的と教育課

程編成の特色を実現するため、専任教員 18 名を配置する。専任教員の開設年度における年齢構成は、60 歳代が 7 名、50 歳代が 7 名、40 歳代が 2 名、30 歳代が 2 名となっている。

大阪歯科大学の定年は、教授が 67 歳、准教授、講師及び助教が 65 歳であり、「教職員定年規程」(資料 5)により規定されているが、同規程の例外規定として、学部、学科の開設により、教育、研究上必要と認められた場合には、当該学部・学科等の完成年度までを限度に雇用を延長することができるとしている。大学院医療保健学研究科口腔科学専攻博士課程(後期)の教員は、医療保健学部の教員であり、同規程に基づき、平成 34(2025)年度末までの退職者はいない。

また、大学院医療保健学研究科口腔科学専攻博士課程(後期)における完成年度以降の教員組織については、引き続き教育研究レベルの維持・向上を図る必要性から、退職者の後任は、医療保健学部あるいは歯学部の専任教員若しくは他の歯科医療関連大学院修了者で大学学部教育歴のある者を十分な選考のうえ新規に採用することとする。

(資料 5 教職員定年規程)

(4) 教員の研究分野

教員の研究は、歯科医学、特に歯科衛生学と歯科技工学に関連する分野が中心となる。教員は、大学院医療保健学研究科口腔科学専攻博士課程(後期)の専任教員となるまでに実施してきた研究を発展させ、今後の口腔科学を発展させる。

専任教員のこれまでの研究は、歯科医学分野と福祉分野に大別される。歯科医学分野では、歯科基礎学分野、歯科臨床学分野、歯科衛生学分野及び歯科技工学分野に関する研究が中心である。福祉分野では、社会科学分野、社会福祉学分野の研究が中心である。

大学院医療保健学研究科口腔科学専攻博士課程(後期)では、専任教員がこれまでの研究をもとにして、大学院医療保健学研究科口腔科学専攻(修士課程)で実施してきた歯科衛生学と歯科技工学に関する研究を 3 領域 7 分野、すなわち口腔医療領域(医療保健基礎学分野、医療保健教育学分野、医療保健政策学分野)、口腔保健領域(口腔機能回復学分野、先進口腔保健学分野)、口腔工学領域(口腔材料学分野、先進口腔工学分野)を中心に実施する。教員はこれらの領域・分野担当として研究内容が明確に分かれるわけではなく、領域や分野の範囲も超えて研究テーマに基づいて研究プロジェクトを構成して研究を実施することとする。

(5) 教員の研究体制

大学院医療保健学研究科口腔科学専攻博士課程(後期)の専任教員は医療保健学部の専任教員であり、個人研究費で教授 45 万円、准教授 40 万円、講師 35 万円、助教 25 万円を支給するとともに、本学の中央歯学研究所において、歯学部との共同研究の実施を計画し、共同研究費として大学全体で毎年度 3,270 万円を予算計上し、研究活

動を活性化している。また、科学研究費補助金を始めとする公的補助金等の申請を支援する体制を整備し、研究活動の充実を図っていく。

教員研究室は講師以上に一人1室（資料6）としており、研究指導、学生からの相談等に対応できるものとなっている。また、3号館には実験・実習室を設置しており、研究活動に利用できる。

大阪歯科大学では、楠葉学舎に中央歯学研究所を設置しており、低温実験施設、レーザー実験・ハイテク機器施設、咀嚼機能研究施設、画像処理施設、組織培養実験施設、分析機器施設、生体材料研究施設及び形態系研究施設に研究に必要な設備を整えている。大学院医療保健学研究科口腔科学専攻博士課程（後期）の専任教員はこれらの施設を利用して、高度な研究を行うことが可能である。

また、歯学部から転任した専任教員が多く、歯学部教員との交流が盛んであり、共同研究を実施しやすい環境である。

（資料6 教員研究室）

5 教育方法，履修指導，研究指導の方法及び修了要件

(1) 教育方法

① 履修指導，研究指導のための指導体制

研究領域を担当する教員が、主指導教員となり、他に1名の副指導教員が補助して、学生の履修相談に当たるとともに専門研究を指導して教育・研究指導の充実を図る。

なお、指導教員の欠員が発生した場合は、大学院医療保健学研究科会議において速やかに後任者を定める。

主指導教員は、履修計画の作成、研究計画の立案、研究の遂行、研究進捗状況の管理と博士論文の作成等の指導を行う。副指導教員は、主指導教員と協力して担当する学生の指導に当たる。指導教員以外の大学院教員は、学生が行う発表会に参加し研究に対する助言等の指導を行うとともに、進路に関する助言等も併せて行う。

大学院医療保健学研究科口腔科学専攻博士課程（後期）では、研究指導教員17名を擁しており、十分な指導体制が確立できる。

研究領域	研究指導教員	研究指導補助教員
口腔医療領域	6名	1名
口腔保健領域	5名	0名
口腔工学領域	6名	0名

大学院医療保健学研究科口腔科学専攻博士課程（後期）では、歯科衛生士若しくは歯科技工士の学生のほか、歯科衛生士や歯科技工士の関する教育・研究に関心を持つ学生を受け入れるが、1学年3名全員が同じ専門研究を選択した場合には、他の専攻科目の担当者が副指導教員として研究を支援する。副担当教員については、大学

院医療保健学研究科会議において十分に審議し、学生の研究課題を十分に指導できる教員を選択する。

すなわち、例えば入学者の3名全員が歯科衛生士かつ口腔保健領域を選択したとしても、同領域の研究指導員は5名であるので、十分な指導が可能である。また、3学年9名全員が歯科衛生士で口腔保健領域を選択したとしても、1名の教員が主指導教員として担当する学生は2名以下であり、副指導教員と協力して十分な指導ができる体制である。

② 授業

授業期間は、年間35週を基本とし、4月から9月を前期、10月から翌年3月を後期とする2学期制とする。授業時間は1コマを90分とする。授業時間は1時限 9:00～10:30, 2時限 10:45～12:15, 3時限 13:15～14:45, 4時限 15:00～16:30, 5時限 16:45～18:15, 6時限 18:30～20:00とする。講義と演習は15～30時間、実習は30～45時間を基準とする。

③ ティーチング・アシスタント

医療保健学部教育の充実を図り、大学院医療保健学研究科口腔科学専攻博士課程（後期）に在籍する学生に将来の教育、研究者としてのトレーニングの機会を提供とともに、奨学に資することを目的として、大学院医療保健学研究科口腔科学専攻（修士課程）と同じくティーチング・アシスタントの制度を取り入れる。ティーチング・アシスタントの実施は、「大阪歯科大学医療保健学部ティーチング・アシスタントに関する規程」（資料7）に基づいて行う。ティーチング・アシスタントは、教務部長の指導・監督の下に、学生の主指導教員の協力を得て、学部学生に対し、講義、演習、実験、実習等（試験監督を除く。）の教育補助業務を行うものとする。なお、ティーチング・アシスタントに採用できる者は、成績優秀で品行方正な者とする。

（資料7 大阪歯科大学医療保健学部ティーチング・アシスタントに関する規程）

(2) 履修指導、研究指導及び学位請求手続き

大学院入学時に、指導教員の決定方法、履修方法、研修指導のあり方、履修や研究態度及び学位申請に至るスケジュールや大学院学生生活全般にわたる事項、修了後のキャリアプランについてオリエンテーションを行う。更に、本学大学院医療保健学研究科口腔科学専攻（修士課程）を修了した学生以外の入学者に対しては、図書館や研究施設の利用方法についてのオリエンテーションを行う。

学位取得までの流れ（資料8）は、次のとおりである。

① 履修指導・研究指導及び学位請求に関するスケジュール

ア 履修届けの提出

学生は共通科目の履修計画を作成し、4月上旬に履修届を提出する。

イ 指導教員の決定

学生は、主指導教員予定者の内諾を得て、指導教員・専門研究科目願を4月中旬

に提出する。大学院医療保健学研究科会議は指導教員等の調整・承認を行う。

ウ 研究の実施

学生は主指導教員の指導の下に研究計画を作成し、研究を開始する。研究の開始に当たって、学生は指導教員の指導の下に研究の進捗状況を管理する。

エ 博士論文の作成

学生は第3学年後期1月上旬までに主指導教員の指導の下に研究の成果に基づき博士論文を完成させ、学術雑誌に投稿し受理される必要がある。

オ 中間発表会での発表

博士論文提出前の11月頃に歯学研究科と合同で実施する中間発表会で研究の発表を行う。

カ 博士論文の提出

学生は博士論文の学術雑誌受理後、学位申請に係る書類を添えて、博士論文を、第3学年後期1月中旬までに主指導教員を経て学長に提出する。

キ 学位の判定

大学院医療保健学研究科会議は学長からの付託に基づき、学位の授与の可否を決定し、その結果を学長に報告する。審査に合格した学生は、本学（大学院医療保健学研究科）から学位を授与され、博士（口腔科学）の学位を取得する。

② 学位審査体制

ア 審査委員

学長は最終試験と審査を医療保健学研究科会議に付託するものとし、医療保健学研究科会議は審査委員として主査1名、副査2名を投票によりそれぞれ決定する。主査と副査は、学位論文審査会の日程を調整する。

イ 最終試験及び論文審査

学位論文審査会の日程等を公表する。審査会は博士論文を受理してから研究内容を主とした最終試験を公開審査、口述により行うものとする。

ウ 審査結果の報告

主査と副査は、論文の審査及び最終試験の結果を医療保健学研究科会議に報告する。

エ 学位の判定

研究科会議は、学位の授与の可否を決定し、結果を学長に報告する。審査に合格した学生は本学（大学院医療保健学研究科）から学位を授与され、博士（口腔科学）の学位を取得する。

オ 審査結果の公表

本専攻においては、学位の水準や審査の透明性・客観性を確保することを目的に、公開で学位論文審査会を実施し、論文の要旨及び当該論文審査の結果の要旨を公表する。

③ 博士論文の形式

学位申請者は、筆頭著者でなければならない。査読のある学術雑誌に掲載が受理さ

れていることが必要である。

※著者は、学位請求者を含め、5名までとする。

④ 論文審査

大学院医療保健学研究科会議は、提出論文の内容に基づき、審査委員として主査1名と副査を2名選出する。なお、研究内容に応じて大学院医療保健学研究科会議が必要と認める場合は、外部委員を副査に含めることとする。論文審査は学位論文調査会で公開にて実施し、審査委員は大学院医療保健学研究科会議に審査結果を報告する。

学位審査基準は、次のとおりである。

ア 研究課題

研究目的が独創的、かつ明確で歯科医療の発展に寄与できる課題である。

イ 研究方法

科学的根拠に基づいた研究目的の達成に適切な研究方法であり、倫理や安全に関する配慮が十分になされている。

ウ 研究結果

適切な解析方法を選択し、得たデータを正しく評価している。

エ 考察

国内外の先行研究や文献を十分に調査したうえで、医療保健学における専門的知識や技能に基づいて、研究結果を明確な論旨で分析しており、研究目的との整合性も取れている。

オ 結論

結論が、研究結果から正しく導き出されており、口腔科学において、新規性があり、今後の歯科医療に有用、かつ人々の健康に寄与できる十分に価値がある内容である。

審査結果に基づき、学位授与の可否は、大学院医療保健学研究科会議において投票によって行う。なお、審査委員以外の会議の構成員も論文の閲覧を可能とする。

⑤ 教員倫理

教員は学位審査、修了認定等に当たり、当該審査対象となる学生等からの金銭や物品等の受け取り等、社会の疑惑や不信を招くような行為をしないよう、学校法人大阪歯科大学就業規則を遵守することが求められている。

⑥ 研究不正への対応

研究不正への対応については、「大阪歯科大学科学行動規範に関する規程」(資料9)と「大阪歯科大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」(資料10)を定め、本学の教職員・学生の責務として、研究不正行為をしてはならないこと、不正の疑いがあった場合の調査委員会の設置等を定めている。

⑦ 研究倫理

大阪歯科大学では、歯学・医学研究が、ヘルシンキ宣言、歯学・医学研究に関する我が国の指針及び関係法規等に基づいて適切に実施されることを目的として、必要

な事項を「大阪歯科大学歯学・医学研究実施規則」（資料 11）に定めている。

また、歯学・医学的、倫理的及び社会的観点から適切に行われることを目的として、「大阪歯科大学医の倫理委員会」を置いている。

本学大学院医療保健学研究科（修士課程）において研究倫理についての講習を受けていない学生については、研究倫理を周知徹底させるために、入学当初（4 月）に、本学大学院歯学研究科で実施される研究倫理教育に参加させ、「本学における研究に係る諸規程等の概要」（90 分 1 コマ）、「研究に係る国の指針等の概要」（90 分 1 コマ）及び「人を対象とする医学系研究を実施するための具体的手続き」（90 分 1 コマ）を学修させる。

さらに、研究全般に関する研究倫理の周知徹底のために、一般財団法人公正研究推進会（APRIN, Association for the Promotion of Research Integrity）の e ラーニングシステム「APRIN e ラーニングプログラム（eAPRIN）」における本学指定の 15 単元の受講を全学生に必修とする。

医療保健学研究科口腔科学専攻博士課程（後期）の学生は、研究実施許可申請書を作成し、研究計画書を添付して学長に許可を申請する。研究計画書には eAPRIN の修了証番号の記載を義務付ける。学長は研究実施許可申請書と研究計画書を「大阪歯科大学医の倫理委員会」へ送付し、審査させる。申請した学生は「大阪歯科大学医の倫理委員会」の承認と学長による研究実施許可を得て研究を開始する。

（資料 8 学位取得までの流れ）

（資料 9 大阪歯科大学科学行動規範に関する規程）

（資料 10 大阪歯科大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程）

（資料 11 大阪歯科大学歯学・医学研究実施規則）

③ 修了要件

大学院医療保健学研究科口腔科学専攻博士課程（後期）の修了要件は、本専攻に 3 年以上在学し、所定の単位を 15 単位以上修得し、博士論文の審査及び試験に合格することとする。

修得すべき所定の単位は以下のとおりとする。

共通科目	必修	6 単位
専門科目	選択必修	1 単位
専門研究科目	選択必修	8 単位

なお、大学院設置基準第 17 条第 1 項ただし書きの規定に基づき、特に優秀な業績をあげた学生は、1 年（2 年未満の在学期間をもって前期課程（修士課程）を修了した場合は、その在学期間と合わせて 3 年）以上在学すれば修了が可能とする。特に優秀な業績の審査は、博士課程（後期）の在籍期間が 6 月を経過後に開催される医療保健学研究科研究科会議において実施される。審査基準は、学位論文がインパクトファクター 3.0 以上の英文誌に掲載又は掲載確定されていることを目安とする。

(4) 博士論文の公表

博士論文は、提出時には公表されている必要はないが、査読のある学術雑誌に投稿して受理されている必要がある。

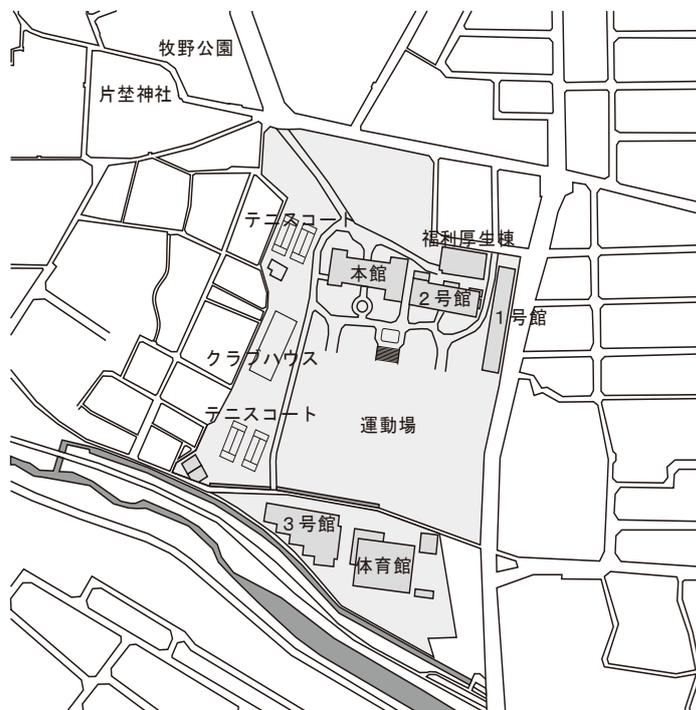
6 施設・設備等の整備計画

(1) 校地、運動場の整備計画

大学院医療保健学研究科口腔科学専攻博士課程（後期）は、大阪歯科大学牧野学舎の医療保健学部施設内に設置する。牧野学舎は、京阪電気鉄道京阪本線牧野駅から徒歩7分の立地である。閑静な環境で、教育と研究に適している。

次に牧野学舎の建物の配置図を示す。校地面積は49,985.33㎡であり、その内、医療保健学部の校舎敷地面積は39,940㎡であり、1号館、2号館、3号館及び食堂などを配置した福利厚生施設をバランスよく配置している。更に、医療保健学部と歯学部との共用施設として、10,045.33㎡の運動場用地に、屋外運動場、体育館（弓道場を含む）及びテニスコート（4面）を有し、学生、教職員の健康施設として使用できる。校舎は全て運動場用地に隣接し、使用しやすい環境にある。なお、本館は1929年建築の登録有形文化財である。

樹木が整備された広い空地にはベンチ、本館・2号館と屋外運動場の間には噴水があり、学生や教職員の交流の場に適している。



(2) 校舎等施設の整備計画

大学院医療保健学研究科口腔科学専攻は、修士課程、博士課程（後期）ともに、牧野学舎の1号館、2号館及び3号館の施設を医療保健学部と共用で使用する。

牧野学舎の1号館、2号館及び3号館の使用予定を示す図面を資料12-1～3に示す。更に、大学院医療保健学研究科口腔科学専攻博士課程（後期）が使用する施設の概要を資料13に示す。医療保健学研究科口腔科学専攻の修士課程と博士課程（後期）は、これらの設備を共同して使用する。

医療保健学研究科口腔科学専攻の修士課程・博士課程（後期）、医療保健学部の相互の講義、演習及び実習に支障がないように時間割を設定して、円滑に施設を利用できるように計画した。すなわち、修士課程の科目の授業は、前期においては火曜日、木曜日及び土曜日を中心に設定されているので、博士課程（後期）で1学年前期に履修する共通科目（6科目）は、水曜日及び金曜日を中心に設定して重複を避ける。

（資料12-1 1号館施設の移行と使用予定を示す図面）

（資料12-2 2号館施設の移行と使用予定を示す図面）

（資料12-3 3号館施設の移行と使用予定を示す図面）

（資料13 医療保健学研究科口腔科学専攻博士課程（後期）が使用する施設の概要）

① 講義室

3号館3階にある第1と第2中講義室を大学院医療保健学研究科口腔科学専攻（修士課程）と共用で大学院医療保健学研究科口腔科学専攻博士課程（後期）の講義室として使用する。第1中講義室は132.8 m²、第2中講義室は132.9 m²の広さであり、医療保健学研究科口腔科学専攻博士課程（後期）3学年9名が余裕をもって受講できる。本講義室は医療保健学部口腔保健学科の講義室としても使用されるが、口腔保健学科は1学年全員が収容できる講義室を1号館に3室、3号館に2室の合計5室を使用可能であり、口腔保健学科の講義を妨げないで大学院医療保健学研究科口腔科学専攻博士課程（後期）の講義に使用することが可能である。

そのほか、講義室は楠葉学舎では大学院講義室1室を歯学研究科（博士課程）と共用、天満橋の附属病院では創立100周年記念館の中講義室1室を使用することができる。したがって、楠葉学舎あるいは天満橋学舎で演習や実習を行った場合にも、学生は移動することなく講義を受講できる。

② 研究室

3号館2階にある口腔保健学科研究室、口腔工学科研究室及び共同研究室を大学院医療保健学研究科口腔科学専攻（修士課程）とともに大学院医療保健学研究科口腔科学専攻博士課程（後期）の研究室として使用する。口腔保健学科研究室と口腔工学科研究室はいずれも129.0 m²、共同研究室は58.2 m²、合わせて316.2 m²の広さであり、大学院医療保健学研究科口腔科学専攻博士課程（後期）3学年9名が、各自の専用机等の設備を利用しながら、余裕をもって研究できる。すなわち、口腔保健学科研究室には大学院学生専用机を44台設置する（資料14）。

研究室には、単相100Vコンセント、単相200Vコンセント、都市ガス、換気扇を設置し、大型の備品や器材にも対応し、歯科医学の研究に十分対応できるように整備

する。

また、楠葉学舎には共同研究施設として中央歯学研究所を整備している。中央歯学研究所は、形態系研究施設、組織培養実験施設、分析機器施設、生体材料研究施設、低温実験施設、レーザー実験・ハイテク機器施設、咀嚼機能研究施設及び画像処理施設を持ち、口腔科学に関する研究に幅広く対応できる設備を整備している。

更に、大阪歯科大学歯学部には、講座、教室あるいは室毎に研究室が整備されており、歯学研究科の大学院生の研究もここで行われている。大学院医療保健学研究科口腔科学専攻博士課程（後期）の学生は、歯学部との共同研究として歯学部の研究室を使用することも可能である。

③ 実験・実習室、演習室

ア コンピューター演習室

1号館2階にあり、情報教育のためのコンピューター演習室を設けて、ネットワーク環境を整備している。コンピューター演習室は、医療保健学部の学生の自習室としても使用する。医療保健学部の学生と同様に大学院医療保健学研究科口腔科学専攻博士課程（後期）においても、コンピューター演習室を用いて情報処理の演習や自習を行うことが可能である。

イ セミナー室

1号館3階にあり、セミナーや学生のグループ討議ができるセミナー室を3室設けている。3室は可動式の仕切りを開放して、1つの部屋としても使用できる。無線によるネットワーク環境とプレゼンテーションの設備を備え、アクティブラーニングを用いた医療保健学部の講義や演習にも用いる。大学院医療保健学研究科口腔科学専攻博士課程（後期）においても医療保健学部と同様に使用が可能である。

ウ デンタルチェアー実習室

2号館2階にあり、24台のAV機器を備えたデンタルチェアー、2台のパノラマX線撮影装置と4台のデンタルX線撮影装置を設置して、医療保健学部口腔保健学科の実習に使用する。また、デンタルチェアー実習室に繋がる実習準備室では実習器材の滅菌・消毒環境を整えて感染を防止する。

大学院医療保健学研究科口腔科学専攻博士課程（後期）においても必要に応じて、研究に使用できるとともに、医療保健学部学生や大学院医療保健学研究科口腔科学専攻（修士課程）の研究指導や学生指導に当たることができる。

エ ファントム実習室

2号館3階にあり、ファントム、バキューム、スリーウェイシリンジ、マイクロモーターを備えた実習機78台を設置して、医療保健学部口腔保健学科の実習に使用する。大学院医療保健学研究科口腔科学専攻博士課程（後期）においては、デンタルチェアー実習室と同様に研究に使用できるとともに大学院医療保健学研究科口腔科学専攻（修士課程）の研究指導や学生指導に当たることができる。

オ 介護実習室

1号館3階にあり、ギャッジアップできるベッドと車椅子を8台ずつ設置して、

医療保健学部口腔保健学科の実習に使用する。大学院医療保健学研究科口腔科学専攻博士課程（後期）においては、デンタルチェアー実習室やファントム実習室と同様に必要に応じて研究に使用できるとともに大学院医療保健学研究科口腔科学専攻（修士課程）の研究指導や学生指導に当たることができる。

カ デジタル加工実習室

3号館3階にあり、大学院医療保健学研究科口腔科学専攻博士課程（後期）においては、備え付けのデジタル機器を必要に応じて研究に使用できるとともに大学院医療保健学研究科口腔科学専攻（修士課程）の研究指導や学生指導に当たることができる。

キ 検査機器室

3号館1階にあり、オートグラフ、ビッカース硬度計等の歯科材料に関する検査機器を設置して医療保健学部口腔工学科の実習に使用している。大学院医療保健学研究科口腔科学専攻博士課程（後期）においては、検査機器室の設備や装置を研究に使用できるほか、大学院医療保健学研究科口腔科学専攻（修士課程）の研究指導や実習指導に当たることができる。

④ その他の施設

ア 学生ロッカー室

3号館1階にある医療保健学部口腔工学科の男子及び女子ロッカー室を使用する。

イ 学生自習室

3号館1階の第1学生自習室を使用する。

ウ キャリアセンター

福利厚生棟1階にあるキャリアセンターで就職に関する相談や情報収集できる。

(資料14 口腔保健学科研究室の室内図)

(3) 大阪歯科大学附属病院内施設

大阪歯科大学附属病院内に医療保健学部の専用施設である小講義室1室、実習室1室を大学院医療保健学研究科口腔科学専攻博士課程（後期）の学生は、共同で使用できる。

(4) 図書等の資料及び図書館の整備計画

3号館2階に大阪歯科大学図書館の牧野分室を設置し、事務室を置く。延べ床面積444.8 m²であり、閲覧席34席を設けている。複写機（1台）、利用者用PC（1台）、利用者用プリンタ（1台）を設置している。

牧野分室には、図書や視聴覚資料を歯科技工学関連1,415冊、歯科衛生士関連1,430冊、社会福祉関連図書1,534冊、学生参考図書250冊他の約4,600冊余を所蔵している。雑誌については、歯学関連と社会福祉関連の21誌を継続して受け入れており、製本雑誌は1,321冊所蔵している。

また、大学院医療保健学研究科口腔科学専攻博士課程（後期）の学生は、大阪歯科大学図書館（楠葉学舎）と附属病院の天満橋分室を利用できる。図書館の利用方法については大阪歯科大学の図書館の利用に関する諸規程に従う。

大阪歯科大学図書館の蔵書数は、和書が 121,951 冊、洋書が 63,004 冊で合計 184,955 冊である。雑誌数は、日本語 987 誌、外国語 1,247 誌で合計 2,234 誌である。また、大阪歯科大学図書館の電子ジャーナル購入タイトル数は日本語 1,757 誌、外国語 3,165 誌で合計 4,922 誌である。学術雑誌等を資料 15 に示す。

契約有料データベースは、医中誌 Web, Scopus, Cochrane Library, Primal Pictures である。また、リモートアクセスを登録することによって学外（自宅を含む）からのアクセスが可能である。

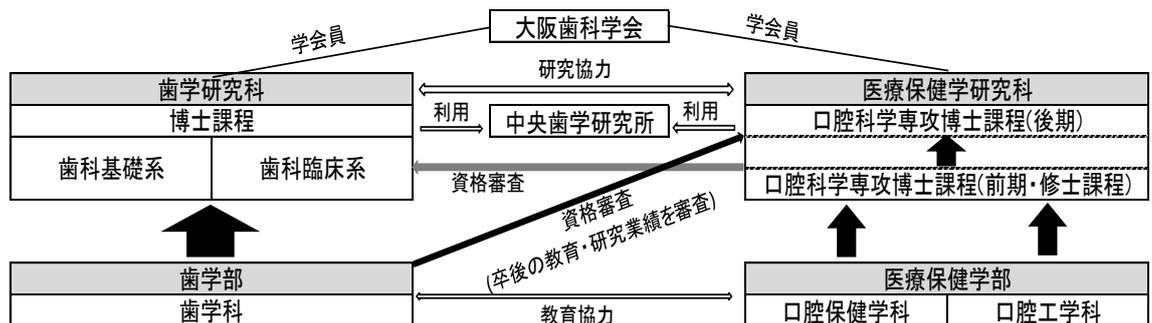
他大学図書館との協力関係として、国立情報学研究所の運営する NACSIS-ILL システムへの参加、枚方市と枚方市内に開設されている 5 大学における図書館資料の貸借・複写に関する協定（参加館：関西医科大学図書館、関西外国語大学穂谷図書館、摂南大学図書館枚方分館、大阪工業大学情報科学部図書館、大阪歯科大学図書館、枚方市市立枚方図書館）を結んでいる。

（資料 15 学術雑誌等）

7 基礎となる学部との関係

(1) 大阪歯科大学における大学学部と大学院との関係

大阪歯科大学における大学院医療保健学研究科口腔科学専攻博士課程（後期）と歯学部、医療保健学部、大学院歯学研究科（博士課程）、大学院医療保健学研究科口腔科学専攻（修士課程）、中央歯学研究所及び大阪歯科学会との関係図を以下に示す。



大学院医療保健学研究科口腔科学専攻博士課程（後期）は修士課程とともに、平成 29(2017)年 4 月に設置した医療保健学部の教育・研究組織を中心として、歯学研究科（博士課程）、中央歯学研究科及び大阪歯科学会と連携した体制を構築する。

医療保健学部と歯学部は、学部学生教育では教育を中心に綿密な連携を構築するが、医療保健学研究科と歯学研究科は、研究を中心に綿密な連携を構築する。また、歯学研

究科と同じく、中央歯学研究所の施設の利用が可能である。更に、大学院医療保健学研究科口腔科学専攻博士課程(後期)の学生は、大学院医療保健学研究科口腔科学専攻(修士課程)と同じく大阪歯科学会会員として、学術大会に参加し研究報告を行うとともに、論文公表が可能である。

医療保健学部を卒業して学士(口腔保健学)若しくは学士(口腔工学)の学位を獲得し、歯科衛生士若しくは歯科技工士の資格を得た学生は、入学者選抜を経て大学院医療保健学研究科口腔科学専攻(修士課程)へ入学し、修了後は大学院医療保健学研究科口腔科学専攻博士課程(後期)への入学が可能である。

また、歯学研究科への入学資格は、以下のとおりである。

- ① 大学の歯学、医学又は修業年限が6年の獣医学、薬学を履修する課程を卒業した者
- ② 外国において、学校教育における18年の課程を修了し、その最終の課程が歯学、医学、獣医学又は薬学であった者
- ③ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程を修了し、その最終の課程が歯学、医学、獣医学又は薬学であった者
- ④ 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が、当該外国の学校教育における18年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、その最終の課程が歯学、医学、獣医学又は薬学であった者
- ⑤ 文部科学大臣の指定した者
- ⑥ 学校教育法第102条第2項の規定により他の大学の大学院(歯学、医学、獣医学又は薬学を履修する課程に限る。)に入学した者であって、当該者をその後本大学院に入学させる場合において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者
- ⑦ 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学の歯学、医学又は修業年限が6年の獣医学、薬学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達した者
- ⑧ 外国において学校教育における16年の課程(歯学、医学、獣医学又は薬学を履修する課程を含むものに限る。)を修了した者で、本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認める者
- ⑨ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程(歯学、医学、獣医学又は薬学を履修する課程を含むものに限る。)を修了した者で、本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認める者
- ⑩ 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程(歯学、医学、獣医学又は薬学を履修する課程を含むものに限る。))を

修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者で、本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認める者

大学院医療保健学研究科口腔科学専攻(修士課程)を修了した者は、個別の入学資格審査で承認されれば、入学選抜を経て歯学研究科に入学することが可能である。

(2) 医療保健学部と医療保健学研究科の専攻分野と専門研究科目との関係

医療保健学部、大学院医療保健学研究科口腔科学専攻(修士課程)の専攻分野及び大学院医療保健学研究科口腔科学専攻博士課程(後期)の専門研究科目との関係図を次に示す。



大学院医療保健学研究科口腔科学専攻(修士課程)では、「医療保健基礎学分野」、「医療保健教育学分野」、「医療保健政策学分野」、「口腔機能回復学分野」、「先進口腔保健学分野」、「口腔材料学分野」及び「分先進口腔工学分野」の7つの分野の科目を選択できるが、「口腔機能回復学分野」と「先進口腔保健学分野」は歯科衛生士に特化した分野であり、口腔工学科の卒業生(歯科技工士)の学生は選択できない。同じく、「口腔材料学分野」と「先進口腔工学分野」は歯科技工士に特化した科目であり、口腔保健学科(歯科衛生士)の学生は選択できない。「医療保健基礎学分野」、「医療保健教育学分野」及び「医療保健政策学分野」は全ての医療保健学科の卒業生が選択可能である。

大学院医療保健学研究科口腔科学専攻(修士課程)を修了した学生の多くは、大学院医療保健学研究科口腔科学専攻博士課程(後期)においては、上図に示すように、選択した分野に応じて領域を選択することになると思われる。

しかしながら、必ずしも大学院医療保健学研究科口腔科学専攻(修士課程)で選択した分野に合わせて領域を選択する必要はなく、自身が希望する研究内容に応じて領域を選択できる。

また、大学院医療保健学研究科口腔科学専攻博士課程（後期）の学生は、大学院医療保健学研究科口腔科学専攻（修士課程）の授業を受講できるものとする（ただし、単位認定はしない。）

(3) 医療保健学部完成年度までの期間と完成年度後について

2025年には、団塊の世代が75歳以上になり、後期高齢者の数が大きく増加する。

大学院医療保健学研究科口腔科学専攻（修士課程）の修了者が、教育者として超高齢社会に適応した高い水準の歯科衛生士や歯科技工士を養成する、あるいは研究者として超高齢社会に役立つ成果を上げるための期間を考慮すると、医療保健学部完成年度以前の早期の開設が必要と考えている。そこで、平成30（2018）年に大阪歯科大学では大学院医療保健学研究科口腔科学専攻（修士課程）を開設した。

大学院医療保健学研究科博士課程（後期）は同じ考えに基づき、大学院医療保健学研究科（修士課程）の完成年度に合わせて、平成32（2020）年度に開設することとした。博士課程の前期と後期とで、一貫した教育と研究の実施が可能となり、充実した人材育成ができると考えている。

医療保健学部の完成年度である2020年度末までは、卒業生はいない。このために、平成30（2018）年度の大学院医療保健学研究科口腔科学専攻（修士課程）の入学者（第1期生）は全てが社会人であった。社会で活躍して豊富な経験を持つ歯科衛生士や歯科技工士は、自己の経験を教育や研究に生かすことができる。したがって、医療保健学部完成年度以降についても積極的に社会人の学生を受け入れる方針である。

8 入学者選抜の概要

(1) 医療保健学研究科口腔科学専攻博士課程（後期）のアドミッション・ポリシー

大学院医療保健学研究科口腔科学専攻博士課程（後期）が求める学生は、医療人としての倫理観を持ち、医療保健学、特に口腔保健学や口腔工学に関する教育と研究能力を持ち歯科医療の発展に貢献する強い意欲を持つ者である。

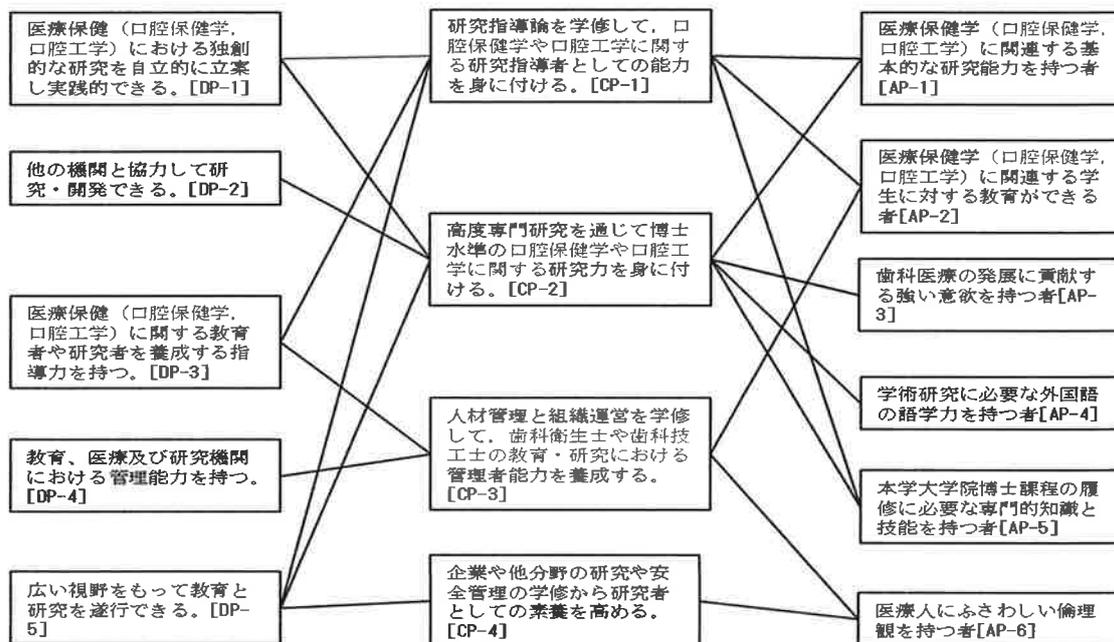
上記の考えから、大学院医療保健学研究科口腔科学専攻博士課程（後期）におけるアドミッション・ポリシーを定め、次のような学生を求める。なお、以降[AP]は、アドミッション・ポリシーを示す。

- ・ 医療保健学(口腔保健学, 口腔工学)に関連する基本的な研究能力を持つ者[AP-1]
- ・ 医療保健学(口腔保健学, 口腔工学)に関連する学生に対する教育ができる者[AP-2]
- ・ 歯科医療の発展に貢献する強い意欲を持つ者[AP-3]
- ・ 学術研究に必要な外国語の語学力を持つ者[AP-4]
- ・ 本学大学院博士課程（後期）の履修に必要な専門的知識と技能を持つ者[AP-5]
- ・ 医療人にふさわしい倫理観を持つ者[AP-6]

大学院医療保健学研究科口腔科学専攻博士課程（後期）ではディプロマ・ポリシー、

カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーは次の図に示す関係をもって設定している。

医療保健学研究科口腔科学専攻博士課程(後期)における3つのポリシーの関係



(2) 入学資格

入学資格は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- ア 修士の学位や専門職学位を有する者
- イ 外国において、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者
- ウ 外国の学校が行う通信教育を我が国において履修し、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者
- エ 我が国において、外国の大学院相当として指定した外国の学校の課程（文部科学大臣指定外国大学（大学院相当）日本校）を修了し、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者
- オ 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- カ 大学等を卒業し、大学、研究所等において2年以上研究に従事した者で、本学大学院において、修士の学位を有する者と同等の学力があると認められた者
- キ 本学大学院において、個別の入学資格審査により認められた24歳以上の者
- ※ 入学資格審査は、出願資格審査調書における履歴（最終学歴の成績、職歴、学会及び社会活動、教育機関での教育活動、所有する資格）に基づいて、修士の学位を有する者と同等の学力があるかを判定する。
- ※ 医学・歯学・薬学・獣医学に係る6年制の学部を卒業した者が修士の学位を持たずに、4年生の博士課程ではなく本学博士課程（後期）に入学するためには出願資格審査を必要とする。これらの者の入学資格は、入学資格審査において卒業後の教育

機関や研究機関における教育活動や研究業績から教育・研究に対する素養を審査する。

(3) 入学定員

入学定員は3名とする。

(4) 入学者選抜方法

① 学力試験[AP-4][AP-5]

「外国語（英語）」と小論文（口腔保健学や口腔工学を中心とした医療保健学に関する課題）についての筆記試験を実施し、大学院医療保健学研究科口腔科学専攻博士課程（後期）を履修できる学力を判定する。

② 志望理由書に基づいた面接試験[AP-1][AP-2][AP-3][AP-6]

志望理由書に基づいて面接試験を行い、これまでの研究内容・業績、教育に関する知識・経験、歯科衛生士や歯科技工士に関連する研究・教育への熱意、研究や医療人としての倫理観を調査し、研究能力、教育力、意欲、倫理観等を判定する。

※ 外国人留学生については、日本語の授業を十分理解し、日本語での論文作成能力を有することを必須とし、日本語能力試験（JLPT）N2 以上、若しくは日本学生支援機構（JASSO）が実施する「日本留学試験」（EJU）の「日本語」を受験し、読解と、聴解・聴読解の合計が220点以上（400点満点）を必要とする。

③ 出身大学等の成績証明書[AP-1][AP-2][AP-5]

以上の①から③までの結果を総合的に判断して選抜する。

※ 外国人留学生においては在学中の経費支弁能力を証明する書類を含めて判断する。経費支弁能力を証明する書類は次のとおりとする。

・本人が学費・生活費を支弁する場合

- 奨学金給付の証明書あるいは就労（予定）証明書等
- 本人名義の銀行等における預金残高証明書（借金等による一時的入金がない）

上記のいずれか、又はこれに準じる書類

・本人以外が学費・生活費を支弁する場合、以下のいずれか。

- 経費支弁者の在職証明書・営業許可証などの就労証明書
- 経費支弁者の収入証明書
- 経費支弁者の預金残高証明書

上記のいずれか、又はこれに準じる書類と本人と経費支弁者の関係を証する文書

9 取得可能な資格

日本歯科医学会の専門分科会 21 学会と認定分科会 22 学会の合計 43 学会のなかで、歯科医師のみならず、歯科衛生士に関しては 15 学会、歯科技工士に関しては 7 学会で認定制度を設けている。日本歯科医学会の分科会以外の学会や日本歯科衛生士会など

でも認定制度を設けている歯科医療関連団体は多い。

大学院医療保健学研究科口腔科学専攻博士課程（後期）の教員は、認定資格についても学生に説明し、修得を希望する学生には、積極的に支援し、取得を補佐する。また、大学院修了後にも相談に応じるとともに、助言を行う。

10 「大学院設置基準」第2条の2又は第14条による教育方法の実施

(1) 目的

多くの歯科衛生士、歯科技工士は、口腔に関連する医療職種は日常の業務を通じ、専門性を高めてきているが、急激な社会の高齢化やデジタル技術の進歩に伴う歯科医学における変化に対して、個人で学習することは極めて困難である。これらの人材を高度な専門性を持った医療人として育成するためには、体系だった教育が望まれるところである。

一方で、社会人として活躍し、積み上げてきた豊富な経験を持つ歯科衛生士や歯科技工士をはじめとする口腔に関心を持つ者は、実践経験をもとに研究に携わることは歯科医学の発展に大いに寄与すると考えられる。

また、このような社会経験を経た人材が歯科衛生士や歯科技工士も目指す学生の教育に携わるとともに研究活動を行い、更には、人材管理や組織運営の基礎を学修して後進の指導に当たることができれば、歯科医療の発展に大いに寄与するはずである。

このような背景のもと、有職者の再教育に対応するため、大学院設置基準第14条の教育方法の特例（以下「14条特例」という。）に基づき、夜間等特定の時間帯又は特定の時期に授業及び研究指導を行い、職を辞さずに実践に即した学習の継続が可能な環境を整備・提供し、歯科医学の発展に寄与できる人材を養成するものである。

14条特例で履修する学生の時間割を資料16に示す。

(資料16 14条特例学生の時間割)

(2) 修業年限

標準修業年限は3年とし、全期間に14条特例を適用する。ただし、長期履修を希望する者で大学院医療保健学研究科会議において許可された場合においては、6年を限度として、一定の期間にわたり教育課程を履修できるものとする。

(3) 履修指導の方法

大学院医療保健学研究科口腔科学専攻博士課程（後期）では、第3学年末までに15単位以上を取得しなければならないが、大学院設置基準第14条の特例の適用を受けた学生（以下「14条特例学生」という。）は、夜間その他特定な時間又は時期において開講する授業科目から、履修し修得するものとする。すなわち、平日の6時限（18:30～20:00）と土曜日の履修で必要単位を修得できるように時間割を設定する。

(4) 研究指導の方法

一般学生と同様に主指導教員 1 名と副指導教員 1 名により指導に当たる。指導に当たっては、社会人の特性を生かし、職場環境及び周辺に研究課題を求めることができるよう留意する。また、e ラーニングや TV 会議システムなどのコンピュータネットワークを活用し、14 条特例学生との情報交換や文献検索を効率化させることで研究指導を円滑なものとする。

e ラーニングについては、指導教員が、牧野学舎、楠葉学舎、天満橋学舎のいずれにいても、学生は両学舎の自習室に設置されるパーソナルコンピューターを使い、指導教員への研究の進捗状況の報告、質問等を行い、指導教員から必要な指示、助言を受けることができるほか、電子ジャーナルの検索等もできる。

本学ではネットワーク (ODUnet) に、e ラーニングのために WebClass システムを備えており、現在は学部の教育コンテンツ (動画、パワーポイント) が納められているが、修士の教育コンテンツも今後蓄積していくこととしている。

また、大学内だけでなく、自宅でも ODUnet に接続できるよう、SSL-VPN を用意しており、自宅でも教育コンテンツを見たり、文献を検索したり、電子ジャーナルを読むことが可能であり、受け入れ対象になる社会人には有効なツールである。

(5) 授業の実施方法

9 時から 16 時 30 分の時間帯で開講する授業が基本であるが、14 条特例学生の勤務形態に配慮して、受講する授業を 18 時 30 分から開講するだけではなく、土曜日の昼間に開講してカリキュラムの便宜を図るものとする。昼間と夜間若しくは土曜日に実施して、学生に便宜を図る。

(6) 教員の負担の程度

14 条特例に係る授業・学生の指導の実施に当たっては、指導の質に配慮しながら、開講する曜日・時限の調整により講義の負担を軽減する。大学院医療保健学研究科口腔科学専攻 (修士課程) においては、教員の負担に配慮して授業計画を立てており、適切に運営できている。また、教員には既に裁量労働制を採用しており、負担に応じて個々の教員が勤務時間を調整することができる。これに加え、大学運営に係る委員会活動を軽減するなどにより勤務時間量を調整するとともに、教員の研究時間を確保する。

(7) 図書館・情報処理施設等の利用に係る便宜

楠葉学舎本館の図書館と天満橋学舎図書館分室の開館時間は、平日は 8 時 45 分から 21 時まで、休日は 11 時から 18 時までであり、14 条特例学生が活用できる。また、電子ジャーナルの検索等は、各研究室のコンピューターからできることから、14 条特例学生の教育・研究に必要な文献検索や論文・図書の閲覧に関する利用しやすさに一般学生との格差はない。

(8) 学生の健康管理及び事故の補償について

① 健康に対する配慮

学校保健安全法第13条に規定する学生の健康診断により健康状態を把握するとともに、本学では学生相談室及び保健室を設置し、それぞれ身体的、精神的についての健康相談、助言、指導を行う。

② 事故に対する配慮

教育研究活動中の事故の予防については、AED（自動体外式除細動器）を設置して緊急対応に当たることができる体制を整えているなど、対策を講じている。発生した事故に対しては、被害学生又は賠償責任事故における加害学生に対する救済措置を図るため、医療保健学部・大学院医療保健学研究科口腔科学専攻（修士課程）と同様に、一般社団法人日本看護学校協議会共済会の総合保障制度（Will）に加入し、学生が安心して研究できる環境を整備する。

(9) 入学者選抜の概要

14条特例を適用させる社会人を対象とした入学定員は若干名とし、社会人特別選抜を実施する。

出願資格は、「8 入学者選抜の概要 (2)入学資格」(36 ページ)に記載の入学資格のAからキまでのいずれかに該当し、かつ入学年4月時点で歯科衛生士、歯科技工士若しくは口腔に関連する医療職種として、2年以上の専門的な実務経験を有し、入学後もその身分を継続する者とする。

選抜は、一般入試と同じく、

① 学力試験[AP-4][AP-5]

「外国語（英語）」と小論文（口腔保健学や口腔工学を中心とした医療保健学に関する課題）についての筆記試験を実施し、大学院医療保健学研究科口腔科学専攻博士課程（後期）を履修できる学力を判定する。

② 志望理由書に基づいた面接試験[AP-1][AP-2][AP-3][AP-6]

志望理由書に基づいて面接試験を行い、これまでの研究内容・業績、教育に関する知識・経験、歯科衛生士や歯科技工士に関連する研究・教育への熱意、研究や医療人としての倫理観を調査し、研究能力、教育力、意欲、倫理観等を判定する。

③ 出身大学等の成績証明書[AP-1][AP-2][A-5]

以上の①から③までの結果を総合的に判断して選抜する。

11 管理運営

本学大学院医療保健学研究科（以下「研究科」という。）に大学院医療保健学研究科会議をおく。同会議は、学長、副学長、研究科長及び研究指導教員をもって組織し、学生の教育研究及び大学院の運営に関する重要事項を定め、研究科の管理運営を主体的

に行う。

審議事項としては、次のとおりである。

- (1) 本研究科における教育課程に関する事項
- (2) 学生の入学，休学，復学，転学及び退学に関する事項
- (3) 学生の賞罰に関する事項
- (4) 学生の厚生補導に関する事項
- (5) 修士（口腔科学）と博士（口腔科学）の学位に関する事項
- (6) 本研究科の各種委員会及び委員に関する事項
- (7) 本研究科の予算及び決算に関する事項
- (8) 本研究科における研究設備整備及び研究助成に関する事項
- (9) 本研究科における研究成果の公表に関する事項
- (10) 本研究科における自己点検及び自己評価に関する事項
- (11) 大学院学則並びに大学院に係る諸規程及び諸細則の制定及び改廃に関する事項
- (12) 本研究科の運営に関する事項
- (13) 研究科長が必要と認めた事項

なお、研究科の教員が学部と兼務であり、施設・設備等についても学部との共用部分が多いことから、大学全体の管理運営と整合性を図り、学部との連携を取るため、医療保健学部に設置されている委員会（入試委員会，教務部委員会，学生部委員会等）と連携することを原則とし、大学院の個別の事務等を効率的に必要な場合は、研究科に大学院委員会を設置して対応する。

事務組織については、医療保健学部事務室に研究科担当者を配置し、大学全体の管理運営との整合性を図りながら、医療保健学部との連絡調整をとって、予算執行や施設・設備等の適切な管理運営に努める。

12 自己点検・評価

(1) 実施の方法

大阪歯科大学では、平成 26（2014）年度の大学基準協会による認証評価を機会に、自己点検・評価体制を見直し、学部・大学院を含めた全学機関として、「自己点検・評価委員会」を設置し、この自己点検・評価委員会が学部・大学院を含めた全学の自己点検・評価を実施している。

大学院については、自己点検・評価委員会に大学院医療保健学研究科長が職指定で委員となっており、大学院医療保健学研究科口腔科学専攻博士課程（後期）設置後も、毎年度、教育，研究，組織・運営，施設設備等の状況について、あらかじめ目標を定め、それらに対する達成状況を点検・評価するとともに、実施プロセス，改善・改革に向けた方策について検証し、絶えずその結果をフィードバックさせ、絶えざる自己改革を促進するマネジメントを構築していくこととしている。

(2) 教員評価

大阪歯科大学では教員評価実施規程を定め、教員評価を実施している。前年度4月から3月までの1年間の教育活動、研究活動、臨床活動、学内・社会活動の4領域の活動実績を評価の対象としており、その評価結果は、教員の諸活動の活性化と高度化、成績優秀者の表彰の資料、成績不十分な教員に対する活動の改善及び指導、任期制教員の業績、能力判定等の資料として活用されており、大学院医療保健学研究科口腔科学専攻（修士課程）における活動も評価の対象とし、教員の業績の向上を通じ、教育・研究の質の向上を図ることとしている。

13 認証評価

大阪歯科大学では、歯学部、大学院歯学研究科（博士課程）を合わせた大学の認証評価について、平成19(2007)年度、平成26(2014)年度に大学基準協会による認証評価を受け、「大学基準協会の大学基準に適合していると認定する」との評価を受けた（<https://www.osaka-dent.ac.jp/about/torikumi/evaluation.html>）。

学内では、認証評価に必要な提出資料の準備等は歯学部・大学院を含めた全学機関である自己点検・評価委員会を中心に行われたところであり、大学院医療保健学研究科口腔科学専攻博士課程（後期）も、設置後は大学の組織の一つとして、歯学部、大学院歯学研究科（博士課程）、大学院医療保健学研究科口腔科学専攻（修士課程）、医療保健学部と合わせて認証評価を受けることになる。

14 情報の公表

大阪歯科大学では、教育研究活動の状況や評価に係る情報を大学のホームページ（<http://www.osaka-dent.ac.jp>）を通じて公表している。ホームページでは、閲覧の目的に沿って掲載事項を整理するとともに、学校教育法施行規則第172条の2第1項各号及び第2項に規定された各項目については、「情報公開」のページを設け、ここからも掲載事項にリンクできるようにすることによって、検索を簡単にし、利用の便宜を図っている。

(1) 大学の教育研究上の目的に関すること（第1号関係）

大阪歯科大学の建学の精神と歯学部、医療保健学部、歯学研究科及び医療保健学研究科のアドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーを公表している。

大阪歯科大学トップ>学部・大学院>歯学部>3つのポリシー

大阪歯科大学トップ>学部・大学院>医療保健学部>3つのポリシー

大阪歯科大学トップ>学部・大学院>大学院>歯学研究科>3つのポリシー

大阪歯科大学トップ>学部・大学院>大学院>医療保健学研究科>3つのポリシー

(2) 教育研究上の基本組織に関すること（第2号関係）

学則及び大学院学則，教育研究上の基本組織図を公表している。

大阪歯科大学トップ>大学について>情報公開>大学学則

大阪歯科大学トップ>大学について>情報公開>大学院学則

大阪歯科大学トップ>大学について>大学の紹介>組織

(3) 教員組織，教員の数並びに各教員が保有する学位及び業績に関すること（第3号関係）

所属する教員の氏名，年齢構成等を公表するとともに，研究室紹介で，教育研究活動等を公表している。

大阪歯科大学トップ>大学について>教員一覧

大阪歯科大学トップ>大学について>研究室紹介

(4) 入学者に関する受入方針及び入学者の数，収容定員及び在学する学生の数，卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること（第4号関係）

入学者の受け入れ方針，入学者数等は入学案内で，また，在学者数，卒業生数について公表している。

大阪歯科大学トップ>入試情報>入学試験実施状況

大阪歯科大学トップ>大学について>情報公開>入学者推移

(5) 授業科目，授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること（第5号関係）

授業科目等については，授業科目と履修計画でカリキュラムのフレーム，カリキュラムの構成等について公表している。

大阪歯科大学トップ>学部・大学院>歯学部>カリキュラム

大阪歯科大学トップ>学部・大学院>医療保健学部>カリキュラム

大阪歯科大学トップ>学部・大学院>大学院>歯学研究科>専攻科紹介－授業科目と履修計画－

大阪歯科大学トップ>学部・大学院>大学院>医療保健学研究科>専攻科紹介－授業科目と履修計画－

(6) 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること（第6号関係）

卒業の認定について公表している。

大阪歯科大学トップ>学部・大学院>歯学部>カリキュラム

大阪歯科大学トップ>学部・大学院>医療保健学部>カリキュラム

大阪歯科大学トップ>学部・大学院>大学院>歯学研究科>専攻科紹介－授業科目と履修計画－

大阪歯科大学トップ>学部・大学院>大学院>医療保健学研究科>専攻科紹介－授

業科目と履修計画

(7) 校地・校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること（第7号関係）

大学の校舎等については、キャンパスマップで楠葉学舎、牧野学舎及び天満橋学舎等の施設を公表している。また、図書館や共同研究施設である中央歯学研究所は施設専用のサイトを設けて、利用案内や活動状況を公表している。

大阪歯科大学トップ>キャンパスライフ>キャンパスマップ

大阪歯科大学トップ>大学について>大学の紹介>附属機関・施設>図書館

大阪歯科大学トップ>大学について>附属機関・施設>大学の紹介>中央歯学研究所

(8) 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること（第8号関係）

授業料等については、入学案内で学納金及び経済的支援について公表している。

大阪歯科大学トップ>入試情報>歯学部>学納金について

大阪歯科大学トップ>入試情報>医療保健学部>学納金について

(9) 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること（第9号関係）

学生サポートについては、学生サポートのページを設けて、学生生活だけでなく、健康等のサポートも公表している。

大阪歯科大学トップ>キャンパスライフ>学生サポート

(10) その他（教育上の目的に応じ、学生が修得すべき知識及び能力に関する情報、学則等） 各種規程、設置認可申請書、設置届出書、設置計画履行状況等報告書、自己点検・ 評価報告書、認証評価の結果等について（第172条の2第2項関係）

教育上の目的に応じ、学生が修得すべき知識及び能力に関する情報及び学則等については、学科の各ホームページ「授業科目と履修計画」の項を参照。また主要科目の特徴、科目ごとの目標については各学年学修の手引き（シラバス）に記載している。

大阪歯科大学トップ>学部・大学院>歯学部>カリキュラム

大阪歯科大学トップ>学部・大学院>医療保健学部>カリキュラム

大阪歯科大学トップ>学部・大学院>大学院>歯学研究科>専攻科紹介－授業科目と履修計画－

大阪歯科大学トップ>学部・大学院>大学院>医療保健学研究科>専攻科紹介－授業科目と履修計画－

学則については、「学則」の項に記載している。

大阪歯科大学トップ>大学について>情報公開>大学学則

大阪歯科大学トップ>大学について>情報公開>大学院学則

設置認可申請書，設置計画履行状況等報告書については，「設置認可申請書，設置計画履行状況等報告書」の項に記載する予定である。

(大阪歯科大学トップ>情報公開>設置認可申請書，設置計画履行状況等報告書)
自己点検・評価報告書，認証評価の結果については，「自己点検・評価」の項に記載。
(大阪歯科大学トップ>大学について>自己点検・評価)

15 教育内容等の改善のための組織的な研修等

(1) FD の取り組み

大阪歯科大学全体としては，FD 委員会を設置し，授業方法の改善等についてFD セミナーを開催するなどFD 活動を実施し，教育方法の改善に努めているところである。大学院医療保健学研究科口腔科学専攻博士課程（後期）としても，教育方法の改善を図るため，FD 委員会に参加し，本研究科の授業内容・方法の改善，教員の教育指導能力を高めること，あるいは外部講師と協力して理論と実践の架け橋となる教育ができるような組織的な研修プログラムを策定・実施することとしている。

大学院での教育と研究指導についても研修会を開催し，大阪歯科大学がこれまで実施していなかった修士課程での教育と研究指導，社会人学生に対する指導の在り方や教育・研究プログラムについての改善につなげることとする。

高齢化や科学技術の進歩に伴って，歯科医療の変革が進んでいる。大学院教員は，こうした歯科医療の最新動向を常に把握し，それを反映した教育と研究を実施する必要がある。このような観点から，FD 研修会では，教員が常に最新の歯科医療情報についての知識が保持できるようなプログラムについても実施する。

なお，平成 29（2017）・平成 30（2018）年度にFD 委員会が開催したFD セミナーの開催内容は，次のとおりである。

<平成 29（2017）年度>

○第 1 回

演題 2017 年度歯学系 CBT 問題公募要領と問題作成のポイント

日時 平成 29（2017）年 4 月 21 日（金） 17:00～18:00

講師 田中昭男先生・西川泰央先生・前田博史先生（大阪歯科大学）

○第 2 回

演題 社会が求める医療人養成への兵庫医大の取組－早期臨床体験実習から国家試験対策まで－

日時 平成 29（2017）年 5 月 8 日（月） 17:00～18:30

講師 鈴木敬一郎先生（兵庫医科大学）

○第 3 回

演題 本学における医学教育センターの活動

日時 平成 29（2017）年 7 月 4 日（火） 17:00～18:30

講師 成瀬均先生（兵庫医科大学）

○第4回（SD 合同）

演題 情報セキュリティ及び個人情報保護について－身近に潜む情報漏洩の危険－

日時 2017年7月27日（木）10:00～11:30, 17:00～18:30

講師 木村克紀先生（株式会社 educe）

○第5回

演題 多職種連携教育の意義と実践について

日時 平成29（2017）年11月17日（金）17:00～18:30

講師 片岡竜太先生（昭和大学）

○第6回

演題 臨床医学教育の改革と歯学系臨床能力試験トライアル

日時 平成29（2017）年11月24日（金）17:00～18:30

講師 山本一世先生（大阪歯科大学）

○第7回

演題 大学に求められる障害のある学生への支援

日時 平成29（2017）年12月1日（金）17:00～18:30

講師 村田淳先生（京都大学）

○第8回

演題 兵庫医大の国家試験対策について

日時 平成30（2018）年2月7日（水）17:00～18:30

講師 鈴木敬一郎先生（兵庫医科大学）

<平成30（2018）年度>

○第1回

演題 2018年度歯学系 CBT 問題公募要領と問題作成のポイント

日時 平成30（2018）年5月1日（火）17:00～18:00

講師 前田博史先生・梅田 誠先生（大阪歯科大学）

○第2回

演題 地域基盤型医療教育

日時 平成30（2018）年6月14日（木）17:00～18:30

講師 藤本眞一郎先生（奈良県立医科大学）

○第3回

演題 シラバス作成について

日時 平成30（2018）年10月12日（金）17:00～18:30

講師 齋尾恭子先生（大阪電気通信大学）

○第4回

演題 アウトカム基盤型教育等

日時 平成 30 (2018) 年 10 月 15 日 (月) 17:00~18:30

講師 泉美貴先生 (昭和大学)

○第 5 回

演題 厚生労働行政と地域包括ケアの推進

日時 平成 30 (2018) 年 10 月 18 日 (木) 17:10~18:30

講師 護邦英俊先生・吉森茂文先生・河本慶子先生 (近畿厚生局)

○第 6 回

演題 大学の生き残り戦略やブランド化, グローバル化など大学運営に関する内容

日時 平成 30 (2018) 年 11 月 6 日 (火) 17:00~18:30

講師 肥塚浩先生 (立命館大学)

○第 7 回

演題 コミュニケーションの心理学

日時 平成 30 (2018) 年 12 月 5 日 (水) 17:00~18:30

講師 吉川左紀子先生 (京都大学)

(2) SD の取り組み

本学においては、教員だけではなく職員の資質向上も重要な課題と考えている。大学職員は、大学の管理運営、教育研究活動の支援、学生支援などに重要な役割を果たしている。附属病院においては、教員とともに職員にも医療安全、感染防止に関する講習をそれぞれ年 2 回以上受講することを義務付けている。本学においては、全学的に SD に関しても積極的に取り組み、職員の教育への理解やマネジメント能力の向上を図る予定である。テーマとしては、教育支援、学生の生活支援、研究支援、苦情対応及び大学運営についての内容を検討している。

なお、平成 29 (2017) 年度及び平成 30 (2018) 年度に開催した SD セミナーの開催内容は、次のとおりである。

<平成 29 (2017) 年度>

○第 1 回 (FD 合同)

演題 情報セキュリティ及び個人情報保護についてー身近に潜む情報漏洩の危険ー

日時 平成 29 (2017) 年 7 月 27 日 (木) 10:00~11:30, 17:00~18:30

講師 木村克紀先生 (株式会社 educe)

○第 2 回

演題 学校の役割と高等教育業界の現状と今後について

日時 平成 29 (2017) 年 9 月 25 日 (月) 9:45~11:15, 15:30~17:00

講師 木村克紀先生 (株式会社 educe)

○第 3 回

演題 大学職員の役割~大学職員は今、何をすべきなのか~

日時 平成 29 (2017) 年 10 月 30 日 (月) 10:00~11:30, 15:30~17:00

講師 松本雄一郎先生 (株式会社 educe)

○第 4 回

事務職員 意見交換会

日時 平成 29 (2017) 年 12 月 15 日 (金) 15:00~16:30

主催 本学大学企画部

<平成 30 (2018) 年度>

○第 1 回

演題 2019 年度事業計画について

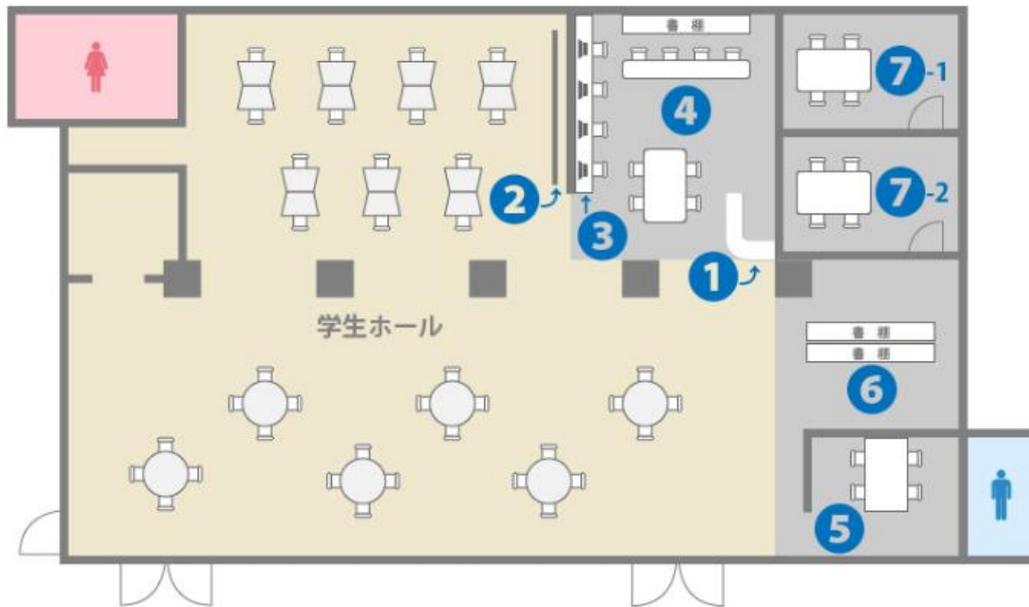
日時 平成 31 (2019) 年 1 月 7 日 (月) 11:00~12:00

講師 川添堯彬先生 (学校法人大阪歯科大学理事長・学長)

資 料

資料番号	項 目
資料 1	大阪歯科大学医療保健学部キャリアセンターの図面
資料 2-1	歯科衛生士として入学し、標準修業年限(3年)での修了を目指す学生の履修モデル
資料 2-2	歯科衛生士として入学し、早期修了(2年)での修了を目指す学生の履修モデル
資料 2-3	歯科衛生士として入学し、長期履修(4年)での修了を目指す学生の履修モデル
資料 3	大阪歯科大学大学院医療保健学研究科口腔科学専攻(修士課程)の基礎科目と専門科目の概要
資料 4	大学院教員の資格条件に関する申し合わせ事項
資料 5	教職員定年規程
資料 6	教員研究室
資料 7	大阪歯科大学医療保健学部ティーチング・アシスタントに関する規程
資料 8	学位獲得までの流れ
資料 9	大阪歯科大学行動規範に関する規程
資料 10	大阪歯科大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程
資料 11	大阪歯科大学歯学・医学研究実施規則
資料 12-1	1号館施設の移行と使用状況を示す図面
資料 12-2	2号館施設の移行と使用状況を示す図面
資料 12-3	3号館施設の移行と使用状況を示す図面
資料 13	医療保健学研究科口腔科学専攻博士課程(後期)が使用する施設の概要
資料 14	口腔保健学科研究室の室内図
資料 15	学術雑誌等
資料 16	14条特例学生の時間割

資料1 大阪歯科大学医療保健学部キャリアセンターの図面



福利厚生棟 1 階

- ① 受付カウンター
- ② 就職情報、キャリアプランニング関連資料掲示板
- ③ 情報検索性用コンピューター
- ④ 資料閲覧室
- ⑤ 来客用ブース
- ⑥ 就職情報資料、キャリアプランニング関連書籍コーナー
- ⑦ 相談室

資料 2-1 歯科衛生士として入学し、標準修業年限（3年）での修了を目指す学生の履修モデル

<p>概要</p> <p>歯科衛生士として入学し、本学での教員を目指す学生は、本学大学院医療保健学研究科口腔科学専攻（修士課程）を修了後に、博士課程（後期）に入学した。</p> <p>学生教育について強い関心があるとともに、高齢者の口腔健康の維持に関する研究意欲が強い。研究領域として口腔医療領域を選択し、専門科目として大学院医療保健学研究科口腔科学専攻（修士課程）の医療保健教育学分野で「口腔科学研究指導実習」を履修した。そして2編の論文が学術雑誌(査読付き)に受理され、うち1編が博士論文の審査に合格した。</p>
<p>学習方法</p> <p>現在就職している短期大学での勤務を継続するために、夜間と土曜日の学習を希望し、第1学年前期は水曜日と金曜日の夜間（6時限）と土曜日の共通科目を受講し、前期の後半からは第1学年後期以降は、研究課題として歯科衛生士に関する教育についての研究に励んだ。</p>
<p>進路</p> <p>就職先として、本学医療保健学部の教員を希望している。</p>

学 年		共通科目	単位	専門科目	単位	専門研究科目	単位	計	論 文
第1学年	前期	研究倫理論	1					5	
		医療保健開発論	1						
		医療保健安全管理論	1						
		医療保健研究指導実習	1						
		組織運営論	1						
	後期	医療保健研究指導実習	1			口腔保健高度専門研究	1	2	
第2学年	前期					口腔保健高度専門研究	2	2	
	後期					口腔保健高度専門研究	3	3	論文受理
第3学年	前期					口腔保健高度専門研究	2	2	
	後期					口腔保健高度専門研究	3	3	論文受理
計			6				11	17	

資料 2-2 歯科衛生士として入学し、早期修了（2年）での修了を目指す学生の履修モデル

<p>概要</p> <p>歯科衛生士として入学し、本学での教員を目指す学生は、本学大学院医療保健学研究科口腔科学専攻（修士課程）を修了後に、博士課程（後期）に入学した。</p> <p>学生教育について強い関心があるとともに、高齢者の口腔健康の維持に関する研究意欲が強い。研究領域として口腔医療領域を選択し、専門科目として大学院医療保健学研究科口腔科学専攻（修士課程）の医療保健教育学分野で「口腔科学研究指導実習」を履修した。そして、第1学年当初から熱心に研究を行い、第2学年前期までに英文2編、和文1編の論文が受理された。うち1編は海外一流学術雑誌であり博士論文の審査にも合格し、大学院設置基準第17条第1項ただし書きの規定に基づき、2年間での修了が認められた。</p>
<p>学習方法</p> <p>昼間の時間帯の学習を希望し、第1学年前期は水曜日と金曜日の共通科目を受講し、前期の後半からは第1学年後期以降は、研究課題として歯科衛生士に関する教育についての研究に励んだ。</p>
<p>進路</p> <p>就職先として、本学医療保健学部の教員を希望している。</p>

学 年	共通科目	単位	専門科目	単位	専門研究科目	単位	計	論 文	
第1学年	前期	医療保健開発論	1				6		
		医療保健労働衛生論	1						
		医療保健人材管理学	1						
		医療保健組織運営論	1						
		口腔科学研究特論	1						
		口腔科学研究指導論	1						
	後期			口腔科学研究指導実習	1	口腔科学高度専門研究	3	4	
第2学年	前期					口腔科学高度専門研究	4	4	英文論文受理 和文論文受理
	後期					口腔科学高度専門研究	4	4	英文論文受理
第3学年	前期								
	後期								
計		6		1		11	18		

資料 2-3 歯科技工士として入学し、長期履修（4年）での修了を目指す学生の履修モデル

<p>概要</p> <p>歯科技工士として入学し、企業の研究者を目指す学生は、本学大学院医療保健学研究科口腔科学専攻（修士課程）を修了後に、大学院医療保健学研究科口腔科学専攻博士課程（後期）に入学した。</p> <p>歯科関連企業に勤務しており、歯科材料の開発に強い関心があるとともに新たな歯科技工技術に関しても研究意欲が強い。研究領域として口腔工学領域を選択し、専門科目として大学院医療保健学研究科口腔科学専攻（修士課程）の先進口腔工学分野で「口腔科学研究指導実習」を履修した。また、現在の勤務を継続しながら通学であるために、4年間の長期履修を希望して認められた。そして、4年間に3編の論文が学術誌に受理されうち1編が博士論文の審査に合格した。</p>
<p>学習方法</p> <p>現在就職している企業での勤務を継続するために、夜間と土曜日の学習を希望し、第1学年前期は水曜日と金曜日の夜間（6時限）と土曜日の共通科目を受講し、前期の後半からは第1学年後期以降は、研究課題として新しいデジタル加工技術についての研究に励んだ。</p>
<p>進路</p> <p>現在勤務している歯科関連企業に継続して勤務し研究開発に取り組むことを希望している。</p>

学 年	共通科目	単位	専門科目	単位	専門研究科目	単位	計	論 文
第1学年	医療保健開発論	1					4	
	医療保健労働衛生論	1						
	口腔科学研究特論	1						
	口腔科学研究指導論	1						
後期			口腔科学研究指導実習	1	口腔科学高度専門研究	1	2	
第2学年	医療保健人材管理学	1			口腔科学高度専門研究	2	3	
					口腔科学高度専門研究	2	2	
第3学年	医療保健組織運営論	1			口腔科学高度専門研究	2	3	
					口腔科学高度専門研究	2	2	論文受理
第4学年					口腔科学高度専門研究	2	2	
					口腔科学高度専門研究	2	2	論文受理
計		6		1		13	20	

資料3 大阪歯科大学大学院医療保健学研究科口腔科学専攻（修士課程）の基礎科目と専門科目の概要

基礎科目		
研究方法論	1 単位	医療保健学において専門性の高い知識を身につけ、深い知識や将来の研究能力を培うために研究方法を学ぶ科目である。すなわち、研究計画の立案、研究方法、最新の研究に関する情報の収集および発表までの流れを身につけることを学習する。
医療統計学特論	1 単位	研究者として必要な統計学を学修し、統計的手法に基づいた研究計画の立案、分析方法および考察力を修得する科目である。授業内容は、基本統計、2群間の比較、集計データの分析法、分散分析、多重比較、多変量解析、生存分析、ノンパラメトリック検定法、実験計画法等である。講義によって知識を得た後に、例を挙げて、演習を行うことによって、適切かつ実践的な統計の応用法を身につける。
論文作成法	1 単位	この授業では学术论文（日本語）の書き方を実践的に学んでいく。受講者が実際に文章を書くことによって、各自の思考力を涵養し、十分な情報活用能力を身につける。読解力や表現力を鍛錬するために、あつかう文献はおもに人文学 Humanities や社会科学の分野から選択するが、参加者の日本語力が一定のレベルに達した時点で、数式やグラフのあげ方なども確認する。 まず、さまざまな文献（一般書籍、専門書、学会誌や紀要など）を読み、論文の構成や表現について理解する。次に、各自がテーマをひとつえらび、論文の大枠をつくりあげていく。その際、引用の仕方、註のつけ方、参考文献のあげ方なども学ぶ。また、必要に応じて、欧文要旨（英語、ドイツ語、フランス語）を作成する。
医療データ処理論	2 単位	現代はコンピューターを初めとするdigital devicesを使いこなすことが必須であり、大学生のほとんど全員がsmartphonesを所持している。しかし、所与の条件で使うことは容易であるこれらの道具も、自らの構想や企画の実現のために利用しようとする、多くの困難が生じるのが一般的である。 この講義では、歯科衛生士や歯科技工士を初めとする口腔医療に携わる者が、digital devices を black boxesとせず、自らの必要に応じて最適化する能力を身につけることを目標とする。前半では、digitalな情報処理で重要な要素を解説するとともに、情報システムとしての全体像を受講者間での議論をとおして把握する。後半はVBA (Visual Basic for Applications) を使って、前半で取り上げた概念的枠組みを実現するための手法の一つとしての演習を行う。実務の上で必要不可欠な電子カルテとCAD/CAMで使われるデータについても概説する予定である。
英会話特論	1 単位	医療系の研究者としての英会話力を身に付ける科目である。医学、歯学に関連する研究においては、国際学会での口頭発表やポスター発表は、非常に重要である。学会発表においては、聴講者や座長からの質問に対して適切に回答するとともに、討議ができる英会話力が必要である。また、演者に対して、自己の疑問点を的確に演者に伝えられるように質問できる必要がある。この科目では、模擬的な学会での討議も行い、実践的な能力を養成する。
英語表現特論	1 単位	英文の科学論文の作成方法を中心に学習する科目である。英語の文書作成能力の向上を図るとともに、英語論文の論文構成と記載方法についての技能を修得する。また、英語論文の投稿方法についても学修し、論文査読者の意見に対しての修正、返信意見の記載方法についても、例を挙げて演習する。また、海外の研究者とのメールや手紙の記載方法についても例を挙げて学修する。
国際医療保健論	2 単位	歯科医療に関する研究者・教育者としての国際的な見識を養成する科目である。医療、歯科医療のほかにも、国際的な政治、経済、歴史などについて学修し、国際的な医療人を養成する。また、各課題を決めて、特定の国の歯科医療情勢や歯科医療分野の国際情勢等について、調査し、学生間でのプレゼンテーションと討議を行うことで、研究者としての情報収集能力や情報提示能力を養成する。
医療保健教育学 I	1 単位	学生教育に関する基礎的な知識を学修し、大学教員としての素養を養成する科目である。授業内容としては、法律や規則に基づく高等教育機関のあり方、学生教育におけるアウトカムズ、学習・教育到達目標の設定、シラバスの作成、アクティブ・ラーニング、ポートフォリオ、ルーブリック等である。また、学生の心理学面からのアプローチについても学修する。授業の一部に演習と取り入れて、体験的な学習も行い、実践力を身につける。
デジタルデンティストリー学	1 単位	近年急速に進歩しているデジタル技術を用いた歯科医療を学修する科目である。歯科医療に利用されているデジタル技術について、講義を中心に学習する。この科目では、CAD/CAMテクノロジー、光学印象についてデジタル技術の基礎から学修する。更に、歯科におけるデジタルエクセス線、コンピュータ断層撮影法 (CT)、核磁気共鳴画像法 (MRI) の応用、コンピュータを用いた顎機能検査法、矯正治療等について学修する。

専門科目		
医療保健基礎学特論	1 単位	基礎歯科医学および疫学研究がこれまで歯科医学の発展に果たしてきた役割についてまが学び、臨床歯科医学への応用について専門的な立場から学修する。また当該分野の最新の研究について理解を深める。さらに疫学調査と統計分析の歯科医療への貢献、並びに重要性についても学修する。
医療保健基礎学特論演習	1 単位	医療保健基礎学特論で学修した内容を基に、基礎歯科医学や疫学研究の発展につながるような研究について臨床応用も視野に入れつつ専門的な立場から討議する。また基礎歯科医学分野の学術論文の抄読を行い当該分野における最新の研究について理解を深めるとともに、実際に研究計画を作成し遂行するための手法について学修する。
医療保健教育学Ⅱ	1 単位	歯科医療に関する大学学部学生の教育方法について学修する科目である。「医療保健教育学Ⅰ」では、一般的な学生教育に関する知識を修得するが、この科目では、歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士などの養成教育のこれまでの経緯や現状を主に講義によって学修する。とくに、一般の学部とは異なる基礎実習や臨床実習における実教指導のあり方、多肢選択問題の作成方法やブラッシュアップ法等についても学修する。
医療保健教育学実習	1 単位	歯科医療に関する大学学部学生の教育方法についての調査と実習体験によって、歯科医療に関する学生教育に関する知識と技能を養成する科目である。歯科医療に関する大学学部学生の教育方法についての研究と開発の現状、大阪歯科大学以外での歯科医療関係の大学の教育について調査して知識を得るとともに比較検討する。さらに、医療保健学部の学生教育に参加し、経験を整理して他分野専攻の学生を含めた学生間で討議する。
医療保健政策特論	1 単位	我が国が少子高齢社会を迎えて久しい。国民が自らの健康づくりを推進し、活力ある質の高い生活を実現するためには、我が国の医療・保健・福祉に関する制度・施策と実践、その背景となる福祉国家の現状や変化、地域社会を基盤とした多職種連携のあり方等について把握、理解しておかなければならない。本授業では医療・福祉現場のみならず、地域の行政機関、保健、福祉の現場で活躍する医療専門職として必須である、医療保健福祉に関する制度・施策ならびに各専門職の機能、役割と多職種間の連携方法について理解することを目的とする。特に、最新の調査研究、統計データ、諸外国での取り組みを紹介し、視覚教材を活用することを通して理解を促すとともに、今後のあるべき姿、方向性についても議論する。
医療保健政策特論演習	1 単位	「医療保険政策特論」で学修した国内外における医療・保健・福祉の制度・施策、実践に関する知識をもとに、これからの地域に根ざした歯科保健医療制度のあり方や実践について考察する。本演習では、受講生が自らが国内外で取り組まれている地域社会を基盤とした歯科保健医療や多職種連携等に関する先駆的事例を探索・調査し、その意義と課題を分析する。そして、テーマに関して討議と具体的作業によって検討・解明する。
口腔機能回復学特論	1 単位	本特論では、後期高齢者、各疾患発症者、要介護高齢者や障がい者(児)等の病期の特徴と、それぞれの病期にみられる口腔の諸問題と口腔機能低下の原因について学び、口腔ケア、口腔リハビリテーション、歯科治療などの歯科的対応の現状と研究状況を学修する。また口腔機能低下を含めた口腔保健の維持・向上と、心身機能やQOLとの関連性などの全身の健康に及ぼす影響等を理解し、ライフステージを問わず口腔保健を通じて人の健康維持増進を推進できる能力を養う。
口腔機能回復学特論実習	1 単位	本特論実習では、実際の医療・介護・福祉分野での口腔機能低下及び口腔機能障害に関わる取り組みについて最新の情報を収集し、口腔機能の回復に向けた取り組みを実際に実施できる能力を身につける実習である。また、口腔機能回復へ実施した取り組みに対し、自ら客観的評価を行うための評価法を習得する。合わせて自らのクリニカルクエスション(CQ)を設定し、調査・研究計画書を作成できるよう実習を行う。
先進口腔保健学	1 単位	歯科治療や口腔ケアに用いる器材の開発経緯や新しい器材、あるいは歯科衛生士の技能についての知識を修得する科目である。歯科医療における先進医療や近年利用が進んでいるデジタル機器、高機能の電動歯ブラシ、レーザー装置、エックス線装置、情報通信装置などの器械や、セラミック材料、接着材料などの歯科材料についての知識を修得し、取り扱いや診療補助に関する知識を得るとともに、開発経緯を知ることによって、今後の研究方法について考える。
先進口腔保健学実習	1 単位	先進医療の臨床の場における現状を理解するとともに歯科衛生士としての関わりを考える。また、歯科治療や口腔ケアに用いる器材の現在の研究開発状況を調査し、実習を行うことで技能の習得とともに今後の歯科衛生士に必要な技能と歯科衛生士の役割を考える科目である。「先進口腔保健学」で学修した新たな器材や技能について、学生各自が課題を持って、現在の研究開発状況を調査し、可能な範囲で実際に使用する。これらの情報をもとにして、今後の動向について自身の見解を整理し、他分野専攻の学生を含めた学生間で討議する。

口腔材料学特論	1 単位	口腔材料の開発経緯とともに新たな歯科材料についての知識を得る科目である。歯科材料の開発の歴史を振り返り、これまでの研究者の功績から今後の歯科材料開発について自ら考え示唆を得る。また、新規材料と現在開発されている材料についての情報を収集し、歯科材料開発の現状を理解する。対象とする歯科材料は、金属、セラミック、高分子、アモルファス、複合材料等のなかで歯科技工に関する材料を中心とするが、関連する材料についても学習する。
口腔材料学特論演習	1 単位	歯科材料の物性、加工法、新たな応用法について、演習を通じて検討し、歯科材料についての応用力を身に付ける科目である。国内外の歯科材料及び加工方法に関する研究論文を調査し、教員の助言を得ながら整理することによって、データの整理方法、解析方法を学び、更に研究論文を批判的 (critical) に読む力を養い、歯科材料開発のための課題を見つけて自己の考えをまとめ、教員及び学生間で討議する。
先進口腔工学	1 単位	歯科技工におけるデジタル化、レーザーによる計測や加工技術の応用など、近年に口腔内装置の製作への利用が進んでいる技術の、開発経緯、現状及び今後の予測を検討する科目である。歯科における開発がめざましい口腔装置の加工技術や加工装置の詳細を知る。また、コンピュータを利用した顎機能解析を通じての補綴装置の製作法、審美におけるデジタル計測機器の利用などについても新しい技術についての情報を学修する。
先進口腔工学実習	1 単位	口腔に関する新たな計測装置、口腔装置の製作方法、製作装置の応用法について、演習や実験を通じて検討し、新たな歯科技工についての考えとともに応用力を身に付ける科目である。「先進口腔工学」で学習した近年開発が進む加工法や装置について、利用法を修得するとともに、直接操作できないものについては、情報を収集して、調査結果を、教員の助言を得ながら整理して自己の考えをまとめ、他分野専攻の学生を含めた学生間で討議する。

資料4 大学院教員の資格条件に関する申し合わせ事項

平成16年3月24日施行
平成17年12月27日改正
平成19年4月1日改正
平成24年4月1日改正

- 1 大学院准教授，大学院講師，大学院助教については，次のとおりとする。
 - (1) 新規申請者
 - ア 文部科学省又は日本学術振興会等の科学研究費に申請（任用申請年度）していること。
 - イ 大学院准教授は，過去5年間に原著論文を8編以上有すること。
 - ウ 大学院講師は，過去5年間に原著論文を6編以上有すること。
 - エ 大学院助教は，過去4年間に原著論文を4編以上有すること。
 - (2) 更新申請者
 - ア 文部科学省又は日本学術振興会等の科学研究費に申請（任用申請年度）していること。
 - イ 大学院准教授は，過去2年間に2編以上の英文論文を含む原著論文を4編以上有すること。
 - ウ 大学院講師は，過去2年間に2編以上の英文論文を含む原著論文を3編以上有すること。
 - エ 大学院助教は，過去2年間に1編以上の英文論文を含む原著論文を2編以上有すること。
- 2 大学院講師（非常勤）については，次のとおりとする。
 - (1) 新規申請者は，過去4年間に原著論文を2編以上有すること。
 - (2) 更新申請者は，過去2年間に原著論文を1編以上有すること。
- 3 原著論文で投稿中の場合は，掲載証明書を提出すること。
- 4 申請時に大学院教員である場合は，職階が変更する場合でも更新申請として取り扱う。

資料5 教職員定年規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人大阪歯科大学就業規則第11条第2項の規定に基づく教職員の定年に関する事項を定めることを目的とする。

(定年)

第2条 教職員の定年は、下記の通りとする。

(1) 教員 65 歳 (但し、教授は 67 歳)

(2) 職員 63 歳

2 前項第2号の規定にかかわらず、業務上特に必要と認める場合には、学校法人大阪歯科大学理事長は、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して2年を超えない範囲内で定年を延長することができる。

(適用除外)

第3条 学長職については、この規程を適用しない。

(再雇用)

第4条 定年に達した職員で引き続き勤務する意思と能力がある者については、職員の意向をきいて2年以内に限り再雇用することがある。但し、満65歳に達した日の属する年度を越えて更新することはできない。この場合においては1年毎に契約を締結し、辞令を交付してこれを行う。

2 再雇用については、別に定める。

(定年退職日)

第5条 定年による退職は、定年に達した年度とし、解任は当該年度の末日に行うものとする。

附 則

1 この規程は、昭和38年10月17日から施行する。

2 この規程は、昭和38年12月26日に改正した。

3 この規程は、昭和47年11月30日に改正した。

4 この規程は、平成20年4月1日に改正した。

5 この規程は、平成21年1月1日に改正した。

6 この規程は、平成25年8月29日に改正した。

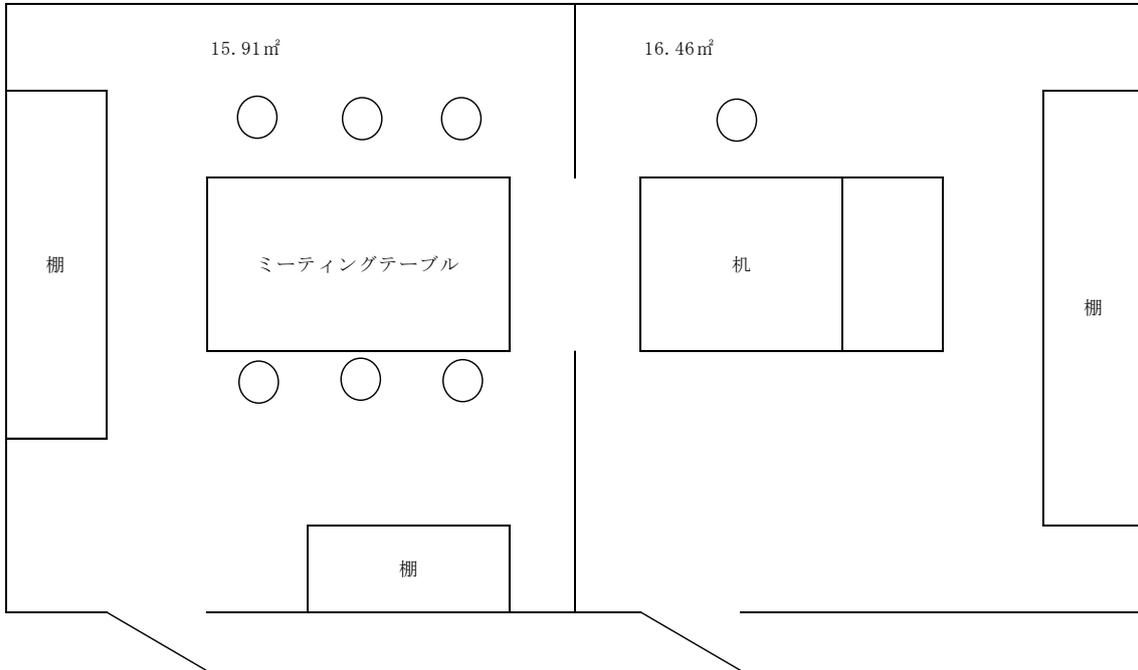
7 この規程は、平成27年12月28日に改正した。

8 学部又は学科の新設により雇用される教員は、第2条に定める定年年齢にかかわらず、当該学部又は学科の完成年度までの期間、雇用を延長することができる。

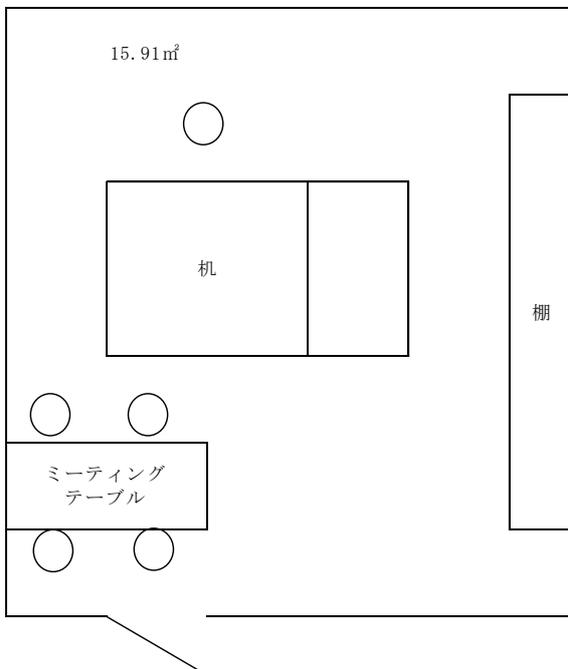
9 副学長は、第2条に定める定年年齢にかかわらず、定年退職日の翌日から起算して4年を超えない範囲内で雇用を延長することができる。

資料 6 教員研究室

教授研究室



准教授・講師研究室



資料7 大阪歯科大学医療保健学部ティーチング・アシスタントに関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は大阪歯科大学医療保健学部（以下「本学部」という。）におけるティーチング・アシスタント（以下「TA」という。）に関する事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 TAは本学部教育の充実を図り、本学大学院医療保健学研究科に在籍する学生に将来の教育、研究者としてのトレーニングの機会を提供するとともに、奨学に資することを目的とする。

(業務内容)

第3条 TAは、教務部長の指導・監督のもとに、本人所属の専攻科の大学院教授（以下「大学院教授」という。）の協力を得て、学部学生に対し講義、演習、実験、実習等（試験監督を除く。以下「授業科目等」という。）の教育補助業務を行うものとする。

(資格)

第4条 TAに採用できる者は、本学大学院医療保健学研究科に在学する成績優秀で品行方正な者とする。ただし、リサーチ・アシスタントとの兼務は認めないものとする。

(募集)

第5条 教務部長は、教務部委員会において教育補助業務を必要とする授業科目等を前年度の11月末までに決定し、主任教授会に諮り、研究科会議の議を経て、研究科科长にTAの募集を依頼する。

2 研究科科长は、大学院教授を通じTAを募集する。

(申請)

第6条 TAに応募する者は、大学院教授の推薦を経て学長に申請するものとする。

(採用)

第7条 学長は、大学院委員会にTAの応募資格について意見を求めるとともに、教務部委員会に教育補助を必要とする授業科目等の重要性の判定を求め、教授会にTAの採用計画を諮るものとする。

2 TAは、法人理事会の議を経て理事長が採用するものとする。

3 TAの採用数は若干名とする。

(実施計画)

第8条 教務部長は、TAに補助業務を行わせる授業科目等について実施計画書を作成するものとする。

(実施報告書)

第9条 大学院教授は、毎年度末までに当該年度に採用したTAについて実施報告書を作成し、学長に提出するものとする。

(期間)

第10条 TAの採用期間は1年以内とする。ただし、必要に応じて1年以内を単位としてあらためて採用することができる。

(服務)

第11条 TA の1か月の合計勤務時間は 30 時間とし、1か年の合計勤務時間は 300 時間を超えることはできないものとする。

2 TA は毎月の勤務状況について、様式1の TA 出勤表に教務部長及び大学院教授の確認を得て、翌月の5日までに医療保健学部事務室を通じ、人事課に提出するものとする。

(手当)

第12条 TA の手当では時間給とし、1時間あたりの単価は 1,000 円とし賞与及び通勤手当等は支給しないものとする。

(手当の計算期間と支給日)

第13条 手当は、当月1日から末日までの期間を計算し、翌月20日(この日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、土曜日又は日曜日の場合はその前日とする。)に本人が指定する金融機関又は郵便局口座への振込みにより支払うものとする。

(社会保険及び労働保険の適用)

第14条 TA は、社会保険及び労働保険の適用は受けないものとする。

(解職)

第15条 TA が次の各号の一に該当するに至ったときは、その職務を解くものとする。

- (1) 本学大学院医療保健学研究科を修了したとき。
- (2) 本学大学院医療保健学研究科を退学又は除籍となったとき。
- (3) 本人の自己都合により大学院教授を通じて学長に解職の願い出を提出し受理されたとき。
- (4) 大阪歯科大学大学院学則第31条又は第32条に該当したとき。

(規程の改廃)

第16条 この規程の改廃は、教務部委員会、医療保健学研究科会議及び医療保健学部教授会の議を経て法人理事会の承認を得るものとする。

(事務)

第17条 この規程に関する取扱い事務は医療保健学部事務室が行う。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

資料 8 学位取得までの流れ

学年	学生	主指導教員	副指導教員	審議機関	
第1学年	前期	共通科目履修届の提出 (4月上旬)			(研究科会議) 履修計画の確認・承認
	後期	指導教員・研究領域願 の提出 (4月中旬)	主指導教員の内諾 主指導教員として決定	副指導教員として決定	(研究科会議) 領域・指導教員の調整・ 承認
		研究計画の立案 (11月上旬)	研究計画立案指導	研究計画の助言	倫理審査等審査が必要な 場合は、「医の倫理委員 会」、「動物実験委員 会」、「組み換えDNA委 員会」で審査
	研究の実施	研究指導, 研究進捗状 況の把握	研究の助言, 研究進捗 状況の助言		
第2学年	前期	研究の実施	研究指導, 研究進捗状 況の把握	研究の助言, 研究進捗 状況の助言	
	後期	研究の実施	研究指導, 研究進捗状 況の把握	研究の助言, 研究進捗 状況の助言	
第3学年	前期	研究の実施	研究指導, 研究進捗状 況の把握	研究の助言, 研究進捗 状況の助言	
		学会発表	学会発表指導	学会発表の助言	
		博士論文の作成 博士論文の投稿	論文作成指導	博士論文の助言	
	後期	中間発表会での発表 (11月頃)	発表と論文の指導	博士論文の助言	
		博士論文の学術雑誌で の受理 (~12月) 博士論文の提出 (~1月中旬)	(指導教員経由)		学長 研究科会議へ審査を委託 審査委員の選出 (研究科 会議) (1月下旬) 論文審査会の実施 (審査 委員) (2月上旬)
	最終試験, 論文審査合格 (2月上旬~下旬)			審査結果の決定 (研究科 会議) (2月下旬) 学長報告 (2月下旬)	
	博士(口腔科学)の 学位取得			学位授与 (3月下旬)	

資料 9 大阪歯科大学科学行動規範に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大阪歯科大学（以下、「本学」という。）における研究の公正な実施及び研究上の不正行為の防止を図るための科学行動規範に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 研究不正行為とは、次の各号に規定する行為をいう。ただし、本学の構成員（本学の教職員、学生等をいう。）又は本学の構成員であった者が本学在籍中に行った研究成果の作成及び報告の過程において、悪意のない誤り及び意見の相違を除く。

- (1) 研究の申請、学会発表、論文公表又は審査における故意の捏造（データ又は実験結果の偽造をいう。）、改ざん（研究試料・機材及び研究過程に操作を加え、又はデータ若しくは研究成果を変更し、若しくは省略することにより研究内容を正しく表現しないことをいう。）又は盗用（他人の研究内容又は文章を適切な手続きを経ることなく流用することをいう。）。
- (2) 前号に掲げる行為の証拠隠滅又は立証妨害のため追試若しくは再現を行うに不可欠な実験記録等の資料の隠蔽若しくは廃棄。

(学長の責務)

第3条 学長は、本学における研究不正行為の調査、防止及び排除等に関し総括する。

(本学構成員の責務)

第4条 本学構成員は、この規程に従い、研究不正行為をしてはならない。

(科学行動規範委員会の設置)

第5条 研究不正行為の防止等のため本学に科学行動規範委員会（以下、「委員会」という。）を置く。

(委員会の責務)

第6条 委員会の責務は次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 研究不正行為の防止に関する研修、啓発、調査に関すること。
- (2) 研究不正行為に関する申立及びその対応に関すること。
- (3) 研究不正行為の防止のための就学、就労、教育及び研究に係わる環境の改善に関すること。

(委員会の組織)

第7条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織し、その委員は学長が委嘱する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 大学院研究科科長
- (4) 中央歯学研究所所長
- (5) 医の倫理委員会委員長
- (6) 組換え DNA 実験安全委員会委員長
- (7) 実験動物委員会委員長

(8) 大学事務部長

(9) その他学長が指名した者

2 個別の研究不正行為事案の調査に当たっては、第16条第2項の調査委員を委員に加えるものとする。

(委員の任期)

第8条 前条第1項第8号及び第9号の委員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第9条 委員会に委員長を置き、学長がその任に当たる。

2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(委員の守秘義務)

第10条 委員は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 任務において知り得た事項について、任期中及び退任後においても、決して他に漏らしてはならない。

(2) 当事者の名誉及びプライバシーなどの人格権を侵害することのないよう慎重に行動しなければならない。

(委員会の成立及び議決)

第11条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数により決し、可否同数のときは議長の決するところとする。

(委員以外の出席)

第12条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求めて、その意見を聞くことができる。

2 委員会に出席した者は、当事者のプライバシーを尊重するとともに当該事案の内容を他に漏らしてはならない。

(窓口の設置)

第13条 学長は、研究不正行為に関する申立て、情報提供に関する窓口（以下「窓口」という。）を設置するものとする。

2 窓口の担当者は大学事務部長とする。

(研究不正行為の疑いの申立て)

第14条 研究不正行為が存在すると思料する者は、何人も、申立書（様式第1）により窓口に申立てをすることができる。

2 申立ては、申立者が氏名を記入した所定の申立書を窓口に提出することにより行うものとする。但し、申立者は、その後の手続きにおける氏名の秘匿を希望することができる。

3 第1項の申立ては、原則として当該申立てに関わる事実の発生日から起算して5年内とする。

(予備調査)

第15条 前条の申立てがあった場合には、学長は委員会に報告した上で、関連する研究室等の長に速やかに予備調査を依頼するものとする。

2 研究室等の長は、予備調査を実施した場合は、その結果を学長に報告しなければならない。

3 研究室等における予備調査の方法については別に定める。

(調査)

第16条 学長は、前条の予備調査の結果、研究不正行為が存在すると思料する場合には、委員会に調査を命じるものとする。

2 調査に当たっては、委員長が指名した4名以上の調査委員からなる調査班が、次の各号に掲げる事項を行うものとする。ただし、調査班は、半数以上は委員とし、本学以外の関係研究分野の研究者を加えて組織するものとする。

- (1) 関係者からの事情聴取
- (2) 関係資料等の調査
- (3) その他調査に必要な事項

(審理、裁定及び報告)

第17条 委員会は、研究不正行為の有無及び程度について審理し、裁定を行う。

2 裁定に際して対象研究者に書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。

3 委員会は、研究不正行為の存在を確認した場合は、次の各号に掲げる措置をとることとする。

- (1) 懲戒事由等に該当する場合は、学長へ報告
- (2) 教育研究活動の停止措置等に関して学長へ報告
- (3) 研究費の使用停止及び返還措置等に関して学長へ報告
- (4) 対象研究者に対して定期的な活動報告の義務付け等、第16条第2項の調査班による継続的な指導の指示
- (5) 研究資金提供機関、関連論文掲載機関及び関連教育研究機関との協議
- (6) その他、研究不正行為を排除するために必要な措置

4 裁定の概要は個人情報又は知的財産の保護等の不開示事項を除き、公表するものとする。

5 委員会は、研究不正行為が存在しなかったことを確認した場合は、対象研究者の教育研究活動の正常化及び名誉回復のために十分な措置を取らなければならない。

(裁定結果の通知等)

第18条 学長は、委員会から調査・裁定結果の報告があった場合には速やかに申立者及び調査対象者に通知するとともに、主任教授会に報告しなければならない。

(異議申立て)

第19条 申立者及び調査対象者は、前条の裁定結果に異議ある場合は、窓口を通じ、学長に対して異議を申立てることができる。

2 前項の異議申立ては、異議申立書(様式第2)を窓口に提出することにより行うものとする。

3 第1項の異議申立ては、原則として裁定結果の通知を受けた日から起算して2週以内に行わなければならない。

(異議申立てへの対応)

第20条 異議の申立てがあった場合には、学長が委員会に諮り、検討し、異議申立てを行った者に回答するものとする。

2 前項の検討結果に関しては、異議を申し立てることはできない。

(申立者及び調査協力者の保護)

第21条 研究不正行為に関する申立者及び調査協力者が不利益を受けないように配慮しなければならない。

2 悪意による虚偽の申立者については、教職員就業規則等に照らして必要な措置を講ずるものとする。

(啓発活動)

第22条 委員会は、研究不正行為を予防するために、研究者への研究倫理教育等の啓発活動を行うものとする。

(事務)

第23条 委員会の事務は、大学院課が行うものとする。

(規程の改廃)

第24条 本規程の改廃は、大学院委員会で立案し、大学院研究科会議の議を経て主任教授会の承認を得るものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成19年7月25日から施行する。

(規程の改正)

2 この規程は、平成21年4月1日に一部改正した。

資料 10 大阪歯科大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、大阪歯科大学（以下、「本学」という。）における研究活動上の不正行為の防止及び不正行為が生じた場合における適正な対応について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 研究活動上の不正行為

- ① 故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、捏造、改ざん、又は盗用。
- ② ①以外の研究活動上の不適切な行為であって、科学者の行動規範及び社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱が甚だしいもの

(2) 研究者等

本学に雇用されて研究活動に従事している者及び本学の施設や設備を利用して研究に携わる者

(研究者等の責務)

第3条 研究者等は、研究活動上の不正行為やその他の不適切な行為を行ってはならず、また、他者による不正行為の防止に努めなければならない。

- 2 研究者等は、研究者倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修又は科目等を受講しなければならない。
- 3 研究者等は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等を一定期間適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

第2章 不正防止のための体制

(総括責任者)

第4条 学長は、研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関し、本学全体を統括する権限と責任を有する者として、公正な研究活動を推進するために適切な措置を講じるものとする。

(研究倫理教育責任者)

第5条 学長は、本学の研究倫理教育について実質的な責任と権限を持つ者として研究倫理教育責任者を置くものとする。

- 2 研究倫理教育責任者は、本学に所属する研究者等に対し、研究者倫理に関する教育を定期的に行わなければならない。

(研究倫理委員会の設置)

第6条 本学に、研究者等による不正行為を防止するため、以下の組織体制による研究倫理委員会（以下「倫理委員会」という。）を置く。

- 2 倫理委員会は、委員長、副委員長及び委員によって組織する。
- 3 委員長及び副委員長は、委員のうちから理事長の指名による。
- 4 委員長は、倫理委員会の業務を統括する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき又は委員長に事故あるときは、その職務を行う。
- 6 委員は、次の各号に掲げる者を理事長が指名することによって任命する。
 - (1) 副学長
 - (2) 大学院研究科科長
 - (3) 附属病院長
 - (4) 教務部長
 - (5) 学生部長
 - (6) 中央歯学研究所所長
 - (7) 法律の知識を有する外部有識者
 - (8) その他学長が指名した者
- 7 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 8 委員に欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者の任期の残存期間とする。
(倫理委員会の職務)

第7条 倫理委員会は、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 研究倫理についての研修及び教育の企画及び実施に関する事項
- (2) 研究倫理についての国内外における情報の収集及び周知に関する事項
- (3) 研究者等の不正行為の調査に関する事項
- (4) その他研究倫理に関する事項

第3章 告発の受付

(告発の受付窓口)

第8条 告発又は相談への迅速かつ適切な対応を行うため、大学事務部に受付窓口を置くものとする。

(告発の受付体制)

第9条 研究活動上の不正行為の疑いがあると思料する者は、何人も、書面、ファクシミリ、電子メール、電話又は面談により、告発窓口に対して告発を行うことができる。

- 2 告発は、原則として、顕名により、研究活動上の不正行為を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名又は名称、研究活動上の不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されていなければならない。
- 3 窓口の責任者は、匿名による告発について、必要と認める場合には、委員長と協議の上、これを受け付けることができる。
- 4 告発窓口は、告発を受け付けたときは、速やかに学長及び委員長に報告するものとする。学長は、当該告発に係る部署の長等に、その内容を通知するものとする。

- 5 告発窓口は、告発が郵便による場合など、当該告発が受け付けられたかどうかについて告発者が知り得ない場合には、告発が匿名による場合を除き、告発者に受け付けた旨を通知するものとする。
- 6 新聞等の報道機関、研究者コミュニティ又はインターネット等により、不正行為の疑いが指摘された場合（研究活動上の不正行為を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名又は名称、研究活動上の不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されている場合に限る。）は、委員長は、これを匿名の告発に準じて取り扱うことができる。

（告発の相談）

第10条 研究活動上の不正行為の疑いがあると思料する者で、告発の是非や手続について疑問がある者は、告発窓口に対して相談をすることができる。

- 2 告発の意思を明示しない相談があったときは、告発窓口は、その内容を確認して相当の理由があると認めたときは、相談者に対して告発の意思の有無を確認するものとする。
- 3 相談の内容が、研究活動上の不正行為が行われようとしている、又は研究活動上の不正行為を求められている等であるときは、相談窓口は、学長及び委員長に報告するものとする。
- 4 第3項の報告があったときは、学長又は委員長は、その内容を確認し、相当の理由があると認めたときは、その報告内容に関係する者に対して警告を行うものとする。

（告発窓口の職員の義務）

第11条 告発の受付に当たっては、告発窓口の職員は、告発者の秘密の遵守その他告発者の保護を徹底しなければならない。

- 2 告発窓口の職員は、告発を受け付けるに際し、面談による場合は個室にて実施し、書面、ファクシミリ、電子メール、電話等による場合はその内容を他の者が同時及び事後に見聞できないような措置を講ずるなど、適切な方法で実施しなければならない。
- 3 前2項の規定は、告発の相談についても準用する。

第4章 関係者の取扱い

（秘密保護義務）

第12条 この規程に定める業務に携わる全ての者は、業務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。職員等でなくなった後も、同様とする。

- 2 学長及び委員長は、告発者、被告発者、告発内容、調査内容及び調査経過について、調査結果の公表に至るまで、告発者及び被告発者の意に反して外部に漏洩しないよう、これらの秘密の保持を徹底しなければならない。
- 3 学長又は委員長は、当該告発に係る事案が外部に漏洩した場合は、告発者及び被告発者の了解を得て、調査中にかかわらず、調査事案について公に説明することができる。ただし、告発者又は被告発者の責に帰すべき事由により漏洩したときは、当該者の了解は不要とする。
- 4 学長、委員長又はその他の関係者は、告発者、被告発者、調査協力者又は関係者に連

絡又は通知をするときは、告発者、被告発者、調査協力者及び関係者等の人権、名誉及びプライバシー等を侵害することのないように、配慮しなければならない。

(告発者の保護)

第13条 部局の責任者は、告発したことを理由とする当該告発者の職場環境の悪化や差別待遇が起きないようにするために、適切な措置を講じなければならない。

- 2 本学に所属する全ての者は、告発をしたことを理由として、当該告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。
- 3 学長は、告発者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、関係諸規程に従って、その者に対して処分を課すことができる。
- 4 学長は、悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発したことを理由に当該告発者に対して解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他当該告発者に不利益な措置等を行ってはならない。

(被告発者の保護)

第14条 本学に所属する全ての者は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、当該被告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

- 2 学長は、相当な理由なしに、被告発者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、関係諸規程に従って、その者に対して処分を課すことができる。
- 3 学長は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、当該被告発者の研究活動の全面的な禁止、解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他当該被告発者に不利益な措置等を行ってはならない。

(悪意に基づく告発)

第15条 何人も、悪意に基づく告発を行ってはならない。本規程において、悪意に基づく告発とは、被告発者を陥れるため又は被告発者の研究を妨害するため等、専ら被告発者に何らかの不利益を与えること又は被告発者が所属する組織等に不利益を与えることを目的とする告発をいう。

- 2 学長は、悪意に基づく告発であったことが判明した場合は、当該告発者の氏名の公表、懲戒処分、刑事告発その他必要な措置を講じることができる。
- 3 学長は、前項の処分が課されたときは、該当する資金配分機関及び関係省庁に対して、その処置の内容等を通知する。

第5章 事案の調査

(予備調査の実施)

第16条 第9条に基づく告発があった場合又は委員長がその他の理由により予備調査の必要を認めた場合は、委員長は予備調査委員会を設置し、予備調査委員会は速やかに予備調査を実施しなければならない。

- 2 予備調査委員会は、3名の委員によって構成するものとし、委員長が倫理委員会の議を経て指名する。
- 3 予備調査委員会は、必要に応じて、予備調査の対象者に対して関係資料その他予備調査を実施する上で必要な書類等の提出を求め又は関係者のヒアリングを行うことができ

る。

- 4 予備調査委員会は、本調査の証拠となり得る関係書類、研究ノート、実験資料等を保全する措置をとることができる。

(予備調査の方法)

第17条 予備調査委員会は、告発された行為が行われた可能性、告発の際に示された科学的理由の論理性、告発内容の本調査における調査可能性、その他必要と認める事項について、予備調査を行う。

- 2 告発がなされる前に取り下げられた論文等に対してなされた告発についての予備調査を行う場合は、取り下げに至った経緯及び事情を含め、研究上の不正行為の問題として調査すべきものか否か調査し、判断するものとする。

(本調査の決定等)

第18条 予備調査委員会は、告発を受け付けた日又は予備調査の支持を受けた日から起算して30日以内に、予備調査結果を倫理委員会に報告する。

- 2 倫理委員会は、予備調査結果を踏まえ、協議の上、直ちに、本調査を行うか否かを決定する。
- 3 倫理委員会は、本調査を実施することを決定したときは、告発者及び被告発者に対して本調査を行う旨を通知し、本調査への協力を求める。
- 4 倫理委員会は、本調査を実施しないことを決定したときは、その理由を付して告発者に通知する。この場合には、資金配分機関や告発者の求めがあった場合に開示することができるよう、予備調査に係る資料等を保存するものとする。
- 5 倫理委員会は、本調査を実施することを決定したときは、当該事案に係る研究費等の配分機関及び関係省庁に、本調査を行う旨を報告するものとする。

(調査委員会の設置)

第19条 倫理委員会は、本調査を実施することを決定したときは、同時に、その議決により調査委員会を設置する。

- 2 調査委員会の委員の過半数は、本学に属さない外部有識者でなければならない。
- 3 調査委員会の委員は、次の各号に掲げる者とする。
 - (1) 倫理委員会の委員長又はその指名した倫理委員会の委員 若干名
 - (2) 委員長が倫理委員会の議を経て指名した有識者 若干名
 - (3) 法律の知識を有する外部有識者 若干名

(本調査の通知)

第20条 倫理委員会は、調査委員会を設置したときは、調査委員会委員の氏名及び所属を告発者及び被告発者に通知する。

- 2 前項の通知を受けた告発者又は被告発者は、当該通知を受けた日から起算して7日以内に、書面により、倫理委員会に対して調査委員会委員に関する異議を申し立てることができる。
- 3 倫理委員会は、前項の異議申立てがあった場合は、当該異議申立ての内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査委員会委員を交代さ

せるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。

(本調査の実施)

第21条 調査委員会は、本調査の実施の決定があった日から起算して30日以内に、本調査を開始するものとする。

- 2 調査委員会は、告発者及び被告発者に対し、直ちに、本調査を行うことを通知し、調査への協力を求めるものとする。
- 3 調査委員会は、告発において指摘された当該研究に係る論文、実験・観察ノート、生データその他資料の精査及び関係者のヒアリング等の方法により、本調査を行うものとする。
- 4 調査委員会は、被告発者による弁明の機会を設けなければならない。
- 5 調査委員会は、被告発者に対し、再実験等の方法によって再現性を示すことを求めることができる。また、被告発者から再実験等の申し出があり、調査委員会がその必要性を認める場合は、それに要する期間及び機会並びに機器の使用等を保障するものとする。
- 6 告発者、被告発者及びその他当該告発に係る事案に関係する者は、調査が円滑に実施できるよう積極的に協力し、真実を忠実に述べるなど、調査委員会の本調査に誠実に協力しなければならない。

(本調査の対象)

第22条 本調査の対象は、告発された事案に係る研究活動の他、調査委員会の判断により、本調査に関連した被告発者の他の研究を含めることができる。

(証拠の保全)

第23条 調査委員会は、本調査を実施するに当たって、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとるものとする。

- 2 告発された事案に係る研究活動が行われた研究機関が本学でないときは、調査委員会は、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとるよう、当該研究機関に依頼するものとする。
- 3 調査委員会は、前2項の措置に必要な場合を除き、被告発者の研究活動を制限してはならない。

(本調査の中間報告)

第24条 調査委員会は、本調査の終了前であっても、告発された事案にかかる研究活動の予算の配分又は措置をした配分機関の求めに応じ、本調査の中間報告を当該資金配分機関等に提出するものとする。

(調査における研究又は技術上の情報の保護)

第25条 調査委員会は、本調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのないよう、十分配慮するものとする。

(不正行為の疑惑への説明責任)

第26条 調査委員会の本調査において、被告発者が告発された事案に係る研究活動に関する疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な

方法及び手続にのっとって行われたこと，並びに論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを，科学的根拠を示して説明しなければならない。

- 2 前項の場合において，再実験等を必要とするときは，第 21 条第 5 項の定める保障を与えなければならない。

第 6 章 不正行為等の認定

(認定の手続)

第27条 調査委員会は，本調査を開始した日から起算して 150 日以内に調査した内容をまとめ，不正行為が行われたか否か，不正行為と認定された場合はその内容及び悪質性，不正行為に関与した者とその関与の度合，不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割，その他必要な事項を認定する。

- 2 前項に掲げる期間につき，150 日以内に認定を行うことができない合理的な理由がある場合は，その理由及び認定の予定日を付して学長に申し出て，その承認を得るものとする。
- 3 調査委員会は，不正行為が行われなかったと認定される場合において，調査を通じて告発が悪意に基づくものであると判断したときは，併せて，その旨の認定を行うものとする。
- 4 前項の認定を行うに当たっては，告発者に弁明の機会を与えなければならない。
- 5 調査委員会は，本条 1 項及び 3 項に定める認定が終了したときは，直ちに，学長に報告しなければならない。

(認定の方法)

第28条 調査委員会は，告発者から説明を受けるとともに，調査によって得られた，物的・科学的証拠，証言，被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して，不正行為か否かの認定を行うものとする。

- 2 調査委員会は，被告発者による自認を唯一の証拠として不正行為を認定することはできない。
- 3 調査委員会は，被告発者の説明及びその他の証拠によって，不正行為であるとの疑いを覆すことができないときは，不正行為と認定することができる。保存義務期間の範囲に属する生データ，実験・観察ノート，実験試料・試薬及び関係書類等の不存在等，本来存在すべき基本的な要素が不足していることにより，被告発者が不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも，同様とする。

(調査結果の通知及び報告)

第29条 学長は，速やかに，調査結果（認定を含む）を告発者，被告発者及び被告発者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者に通知するものとする。被告発者が本学以外の機関に所属している場合は，その所属機関にも通知する。

- 2 学長は，前項の通知に加えて，調査結果を当該事案に係る資金配分機関及び関係省庁に報告するものとする。
- 3 学長は，悪意に基づく告発との認定があった場合において，告発者が本学以外の機関に所属しているときは，当該所属機関にも通知するものとする。

(不服申立て)

第30条 研究活動上の不正行為が行われたものと認定された被告発者は、通知を受けた日から起算して14日以内に、調査委員会に対して不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

- 2 告発が悪意に基づくものと認定された告発者（被告発者の不服申立ての審議の段階で悪意に基づく告発と認定された者を含む。）は、その認定について、第1項の例により、不服申立てをすることができる。
- 3 不服申立ての審査は、調査委員会が行う。学長は、新たに専門性を要する判断が必要となる場合は、調査委員の交代若しくは追加、又は調査委員会に代えて他の者に審査をさせるものとする。ただし、調査委員会の構成の変更等を行う相当の理由がないと認めるときは、この限りでない。
- 4 前項に定める新たな調査委員は、第19条第2項及び第3項に準じて指名する。
- 5 調査委員会は、当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、直ちに、学長に報告する。報告を受けた学長は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。その際、その不服申立てが当該事案の引き伸ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とするものと調査委員会が判断した場合は、以後の不服申立てを受け付けないことを併せて通知するものとする。
- 6 調査委員会は、不服申立てに対して再調査を行う旨を決定した場合には、直ちに、学長に報告する。報告を受けた学長は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。
- 7 学長は、被告発者から不服申立てがあったときは告発者に対して通知し、告発者から不服申立てがあったときは被告発者に対して通知するものとする。また、その事案に係る資金配分機関及び関係省庁に通知する。不服申立ての却下又は再調査開始の決定をしたときも同様とする。

(再調査)

第31条 前条に基づく不服申立てについて、再調査を実施する決定をした場合には、調査委員会は、不服申立人に対し、先の調査結果を覆すに足るものと不服申立人が思料する資料の提出を求め、その他当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求めるものとする。

- 2 前項に定める不服申立て人からの協力が得られない場合には、調査委員会は、再調査を行うことなく手続を打ち切ることができる。その場合には、調査委員会は、直ちに学長に報告する。報告を受けた学長は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。
- 3 調査委員会は、再調査を開始した場合には、その開始の日から起算して50日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに学長に報告するものとする。ただし、50日以内に調査結果を覆すか否かの決定ができない合理的な理由がある場合は、その理由及び決定予定日を付して学長に申し出て、その承認を得るものとする。
- 4 学長は、本条2項又は3項の報告に基づき、速やかに、再調査手続の結果を告発者、

被告発者及び被告発者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者に通知するものとする。被告発者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。また、当該事案に係る資金配分機関及び関係省庁に報告する。

(調査結果の公表)

第32条 学長は、研究活動上の不正行為が行われたとの認定がなされた場合には、速やかに、調査結果を公表するものとする。

2 前項の公表における公表内容は、研究活動上の不正行為に関与した者の氏名・所属、研究活動上の不正行為の内容、本学が公表時までに行った措置の内容、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。

3 前項の規定にかかわらず、研究活動上の不正行為があったと認定された論文等が、告発がなされる前に取り下げられていたときは、当該不正行為に関与した者の氏名・所属を公表しないことができる。

4 研究活動上の不正行為が行われなかったとの認定がなされた場合には、調査結果を公表しないことができる。ただし、被告発者の名誉を回復する必要があると認められる場合、調査事案が外部に漏洩していた場合又は論文等に故意若しくは研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表するものとする。

5 前項ただし書きの公表における公表内容は、研究活動上の不正行為がなかったこと、論文等に故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものではない誤りがあったこと、被告発者の氏名・所属、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。

6 学長は、悪意に基づく告発が行われたとの認定がなされた場合には、告発者の氏名・所属、悪意に基づく告発と認定した理由、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を公表する。

第7章 措置及び処分

(本調査中における一時的措置)

第33条 学長は、本調査を行うことを決定したときから調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、被告発者に対して告発された研究費の一時的な支出停止等の必要な措置を講じることができる。

2 学長は、資金配分機関から、被告発者の該当する研究費の支出停止等を命じられた場合には、それに応じた措置を講じるものとする。

(研究費の使用中止)

第34条 学長は、研究活動上の不正行為に関与したと認定された者、研究活動上の不正行為が認定された論文等の内容に重大な責任を負う者として認定された者、及び研究費の全部又は一部について使用上の責任を負う者として認定された者(以下「被認定者」という。)に対して、直ちに研究費の使用中止を命ずるものとする。

(論文等の取り下げ等の勧告)

第35条 学長は、被認定者に対して、研究活動上の不正行為と認定された論文等の取り下

- げ、訂正又はその他の措置を勧告するものとする。
- 2 被認定者は、前項の勧告を受けた日から起算して14日以内に勧告に応ずるか否かの意思表示を学長に行わなければならない。
 - 3 学長は、被認定者が第1項の勧告に応じない場合は、その事実を公表するものとする。
(措置の解除等)
- 第36条 学長は、研究活動上の不正行為が行われなかったものと認定された場合は、本調査に際してとった研究費の支出停止等の措置を解除するものとする。また、証拠保全の措置については、不服申立てがないまま申立期間が経過した後又は不服申立ての審査結果が確定した後、速やかに解除する。
- 2 学長は、研究活動上の不正行為を行わなかったと認定された者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じるものとする。
(処分)
- 第37条 学長は、本調査の結果、研究活動上の不正行為が行われたものと認定された場合は、当該研究活動上の不正行為に関与した者に対して、法令、学校法人大阪歯科大学就業規則、その他関係諸規程に従って、処分を課すものとする。
- 2 学長は、前項の処分が課されたときは、該当する資金配分機関及び関係省庁に対して、その処分の内容等を通知する。
(是正措置等)
- 第38条 倫理委員会は、本調査の結果、研究活動上の不正行為が行われたものと認定された場合には、学長に対し、速やかに是正措置、再発防止措置、その他必要な環境整備措置(以下「是正措置等」という。)をとることを勧告するものとする。
- 2 学長は、前項の勧告に基づき、関係する部局の責任者に対し、是正措置等をとることを命ずる。また、必要に応じて本学全体における是正措置等をとるものとする。
 - 3 学長は、第2項に基づいてとった是正措置等の内容を該当する資金配分機関並びに文部科学省及びその他関係省庁に対して報告するものとする。
(倫理委員会の事務)
- 第39条 倫理委員会の事務は、大学院課が行うものとする。
(規程の改廃)
- 第40条 本規程の改廃は、倫理委員会及び主任教授会の議を経るものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 大阪歯科大学科学行動規範に関する規程(平成19年7月25日制定)は、平成27年3月31日をもって廃止する。

資料 11 大阪歯科大学歯学・医学研究実施規則

(目的)

第1条 本規則は、大阪歯科大学（以下「本学」という。）における歯学・医学研究（以下「研究」という。）が、ヘルシンキ宣言、歯学・医学研究に関する我が国の指針及び関係法規等に基づいて適切に実施されることを目的として、必要な事項を定める

(適用範囲)

第2条 本規則は、研究について我が国の指針が適用されるものを対象とする。

(研究者の責務)

第3条 本学の歯学・医学研究者（以下「研究者」という。）はヘルシンキ宣言、我が国の指針及び関係法規を遵守しなければならない。

(学長の責務)

第4条 学長は、本学における研究がヘルシンキ宣言、我が国の指針及び関係法規に基づいて適切に実施されるように必要な措置を講じなければならない。

(許可の申請)

第5条 研究の実施に当たり、当該研究を統括する研究者（以下「研究責任者」という。）は、研究実施許可申請書を作成し、研究計画書を添付して学長に許可を申請しなければならない。

2 研究計画を変更又は継続する場合も第1項と同様とする。

(研究の許可)

第6条 学長は、研究の計画又はその変更若しくは継続について申請があれば、本学の規程によって設置された医の倫理委員会（以下「倫理委員会」という。）に送付し、審査させなければならない。

2 倫理委員会は審査結果を速やかに学長に通知しなければならない。

(許可の通知)

第7条 学長は、前条により決定を行ったときは、その結果を研究計画の許可に関する通知書により速やかに申請者に交付しなければならない。

(経過報告)

第8条 研究期間が1年を超える場合、研究責任者は、学長に、研究の経過状況について、1年に1回以上、研究経過報告書により報告し、学長はその写しを倫理委員会に送付しなければならない。

2 前項のほか、研究責任者は、倫理委員会からの求めに応じて研究の経過状況を報告しなければならない。

(審議依頼)

第9条 研究責任者は、研究中に問題が発生した場合、審議依頼書を学長に提出し、学長は倫理委員会に審議を要請しなければならない。

(有害事象の報告)

第10条 研究責任者は、研究中に有害事象が発生した場合、適切に対応するとともに、有害事象報告書を学長に提出し、学長はその写しを倫理委員会に送付しなければならない

(終了報告)

第11条 研究責任者は研究終了後、速やかに研究終了報告書を学長に提出し、学長はその写しを倫理委員会に送付しなければならない。

(研究の変更・中止の命令)

第12条 学長は、研究の経過報告書に基づいて、又は倫理委員会が研究の変更若しくは中止の意見を述べた場合にはその意見を踏まえ、その変更又は中止を命じなければならない。

2 学長は、変更を命じた研究又は中止を命じた研究の再開を許可する場合には、あらかじめ審査委員会の意見を聴取しなければならない。

(中止報告)

第13条 研究責任者は本規則第 11 条第 1 項に基づき学長から研究中止の命令を受けた場合、又は有害事象の発生等により自発的に研究を中止した場合、速やかに研究中止報告書を学長に提出し、学長はその写しを倫理委員会に送付しなければならない。

(研究対象者の個人情報の保護及びプライバシーへの配慮)

第14条 研究者は、研究中也研究終了後も研究対象者の個人情報を保護するとともに、そのプライバシーに配慮しなければならない。

(公開)

第15条 倫理委員会における研究審査経過及び判定結果は原則として公開する。

(細則)

第16条 本規則の施行に当たって必要なほかの事項は、倫理委員会が手順書として別に定める。

(事務)

第17条 本規則に関する事務は、大学庶務課が行う。

(改廃)

第18条 この規則の改廃は、倫理委員会の意見をもとに、教授会の議を経なければならない。

附 則

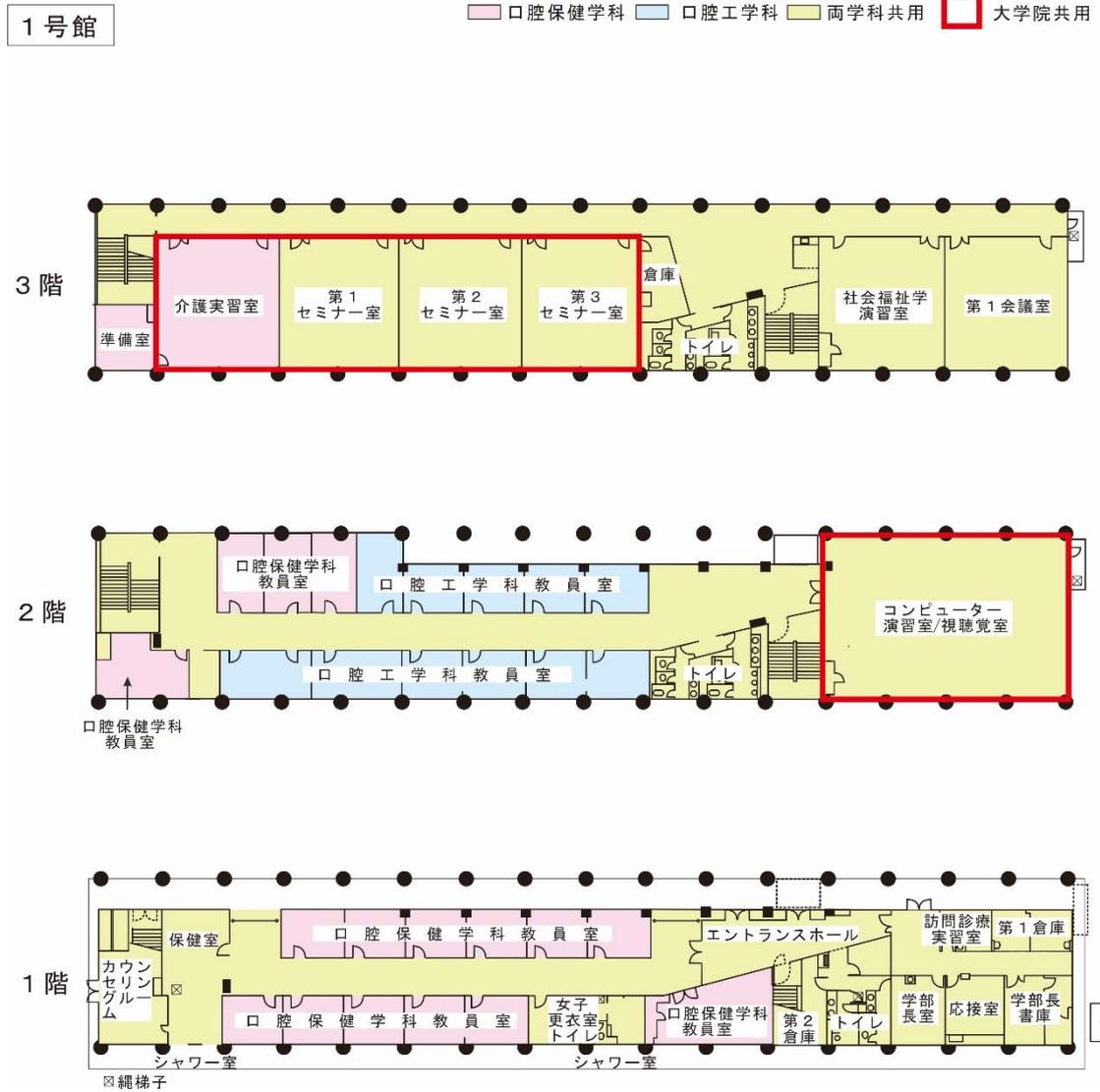
(施行期日)

1 この規則は、平成 17 年 6 月 8 日から施行する。

(規則の改正)

2 この規則は、平成 27 年 5 月 28 日に改正した。

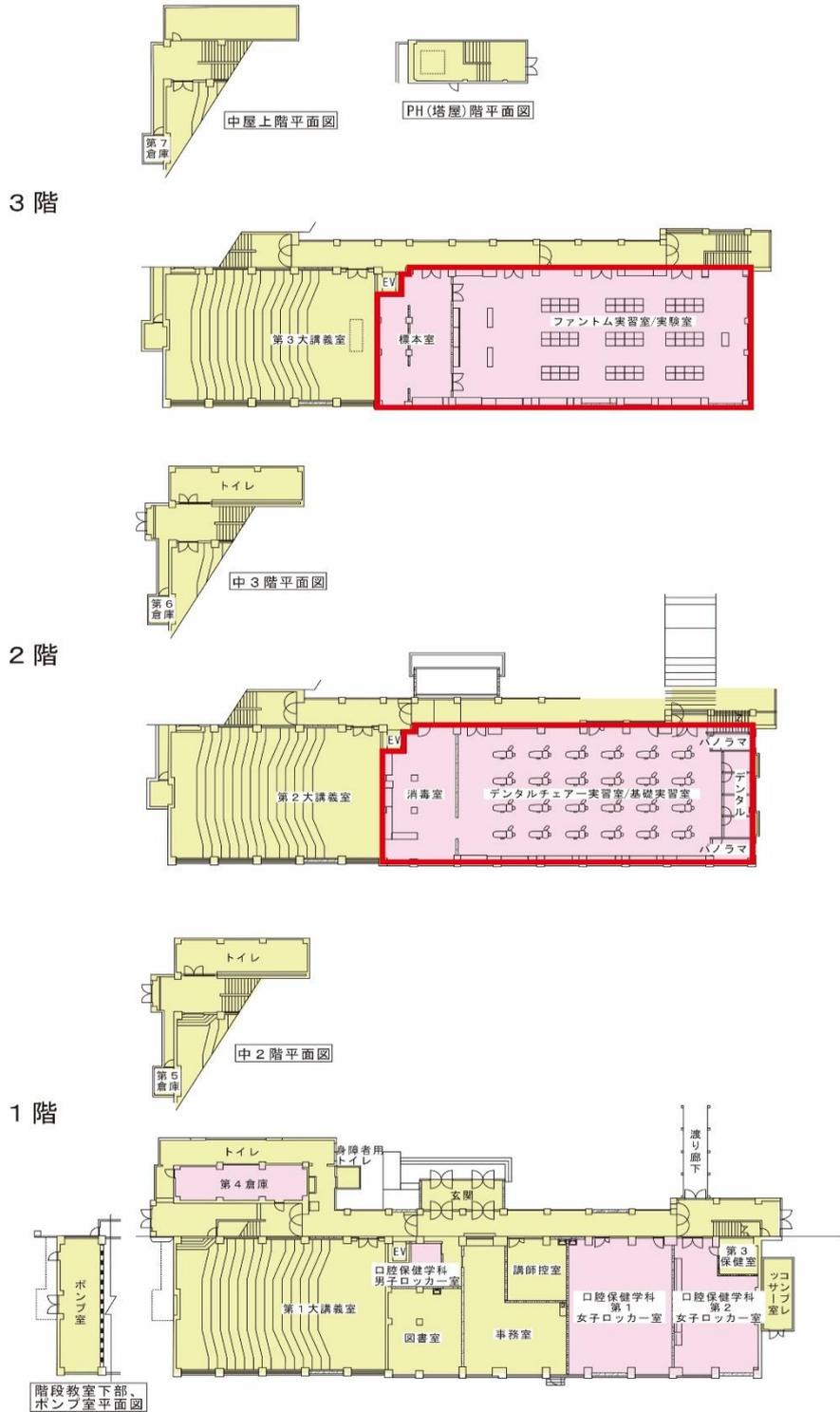
資料 12-1 1号館施設の移行と使用状況を示す図面



資料 12-2 2号館施設の移行と使用状況を示す図面

2号館

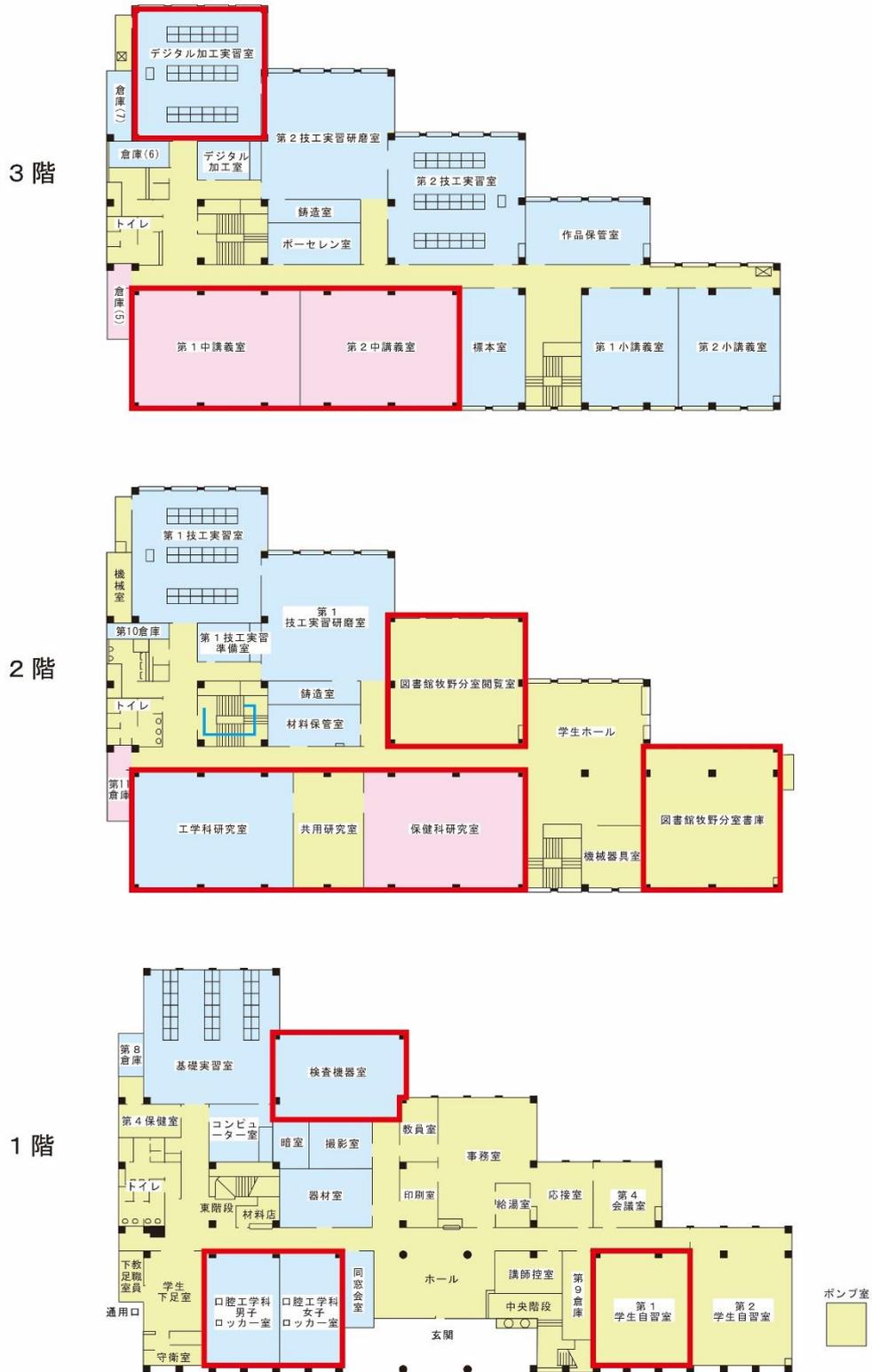
口腔保健学科
 口腔工学科
 両学科共用
 大学院共用



資料 12-3 3号館施設の移行と使用状況を示す図面

3号館

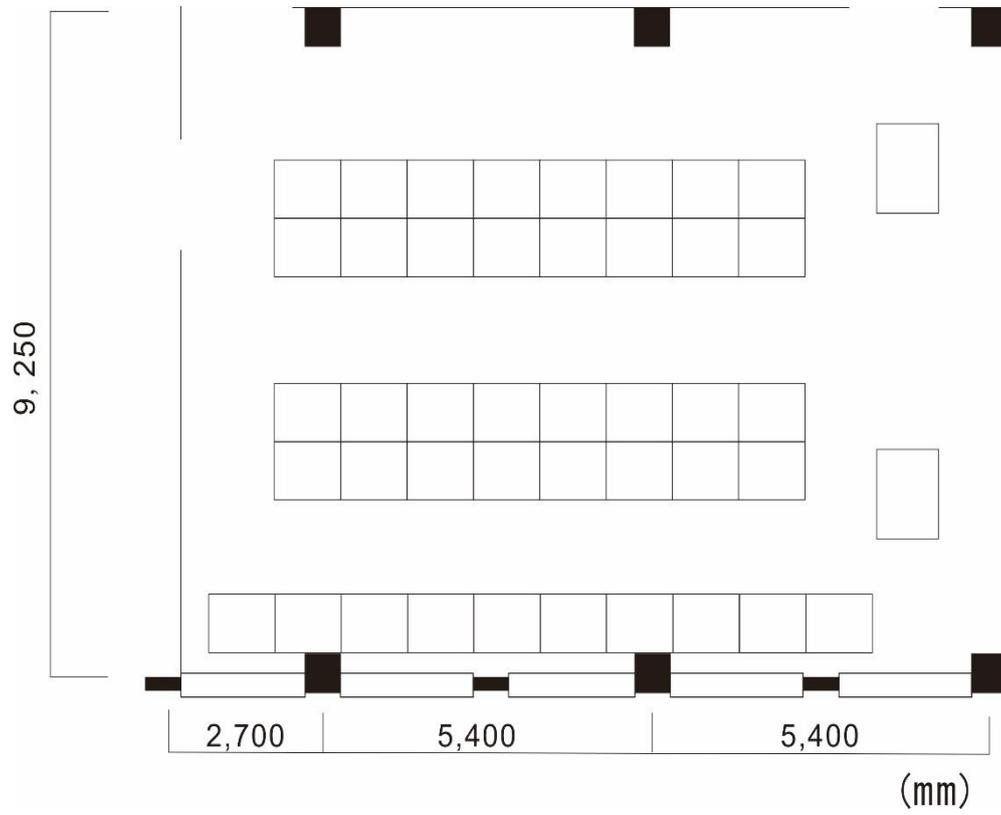
口腔保健学科
 口腔工学科
 両学科共用
 大学院共用



資料 13 医療保健学研究科口腔科学専攻博士課程（後期）が使用する施設の概要

	室 名	棟	階	面積 (m ²)
講義室	第1中講義室	3号館	3階	132.80
	第2中講義室	3号館	3階	132.90
実習・演習室	コンピューター演習室	1号館	2階	211.32
	介護実習室	1号館	3階	85.60
	デンタルチェア実習室	2号館	2階	326.62
	ファントム実習室	2号館	3階	329.39
	デジタル加工実習室	3号館	3階	121.10
	検査機器室	3号館	1階	75.20
自習室	第1学生自習室	3号館	1階	60.50
セミナー室	第1セミナー室	1号館	3階	86.00
	第2セミナー室	1号館	3階	86.00
	第3セミナー室	1号館	3階	87.70
ロッカー室	男子ロッカー (口腔工学科)	3号館	1階	59.20
	女子ロッカー (口腔工学科)	3号館	1階	49.80
研究室	口腔保健学科研究室	3号館	2階	129.00
	口腔工学科研究室	3号館	2階	129.00
	共同研究室	3号館	2階	58.20
図書館	図書館牧野分室書庫	3号館	2階	134.40
	図書館牧野分室閲覧室	3号館	2階	120.60

資料 14 口腔保健学科研究室の室内図



資料 15 学術雑誌等

	書名	著者等	発行	購入年
1	国民衛生の動向 Vol. 56 No.9 2012/2013	一般財団法人厚生労働統計協会	一般財団法人厚生労働統計協会	2012
2	口腔ケア基礎知識	日本口腔ケア学会	永末書店	2008
3	BASIC グレーシーキュレットテクニック	立澤敦子	医歯薬出版	2009
4	別冊歯科衛生士 長期メンテナンスに挑もう!	山本 浩正監修	クインテッセンス出版	2008
5	入院患者に対するオーラルマネジメント	財団法人820推進財団	財団法人820推進財団	2008
6	介護の味方 これからはじめる認知症高齢者の口腔ケア	渡邊 誠	永末書店	2009
7	器材準備マニュアル 第4版	松井 恭平	財)口腔保健協会	2009
8	歯科衛生士のための歯周治療ガイドブック	伊藤 公一	医歯薬出版(株)	2009
9	目でみるペリオドンタルインスツルメンテーションⅢ デブライドメント原著 第6版	Jill S.Nield-Gehrig	医歯薬出版(株)	2009
10	目でみるペリオドンタルインスツルメンテーションⅡ アセスメントとインスツルメンテーション原著 第6版	Jill S.Nield-Gehrig	医歯薬出版(株)	2010
11	The悩める歯科衛生士 ～インスツルメンテーション&コミュニケーション編～	荒井 郷子	クインテッセンス出版	2010
12	歯が長持ちするプラークコントロールのグッドテクニック	伊藤 公一	クインテッセンス出版	2010
13	歯科衛生士 2009 V. 33 385-390・391-396			2009
14	これでバッチリ!インプラント治療のアシスタントワーク 上巻	中山かおり	クインテッセンス出版	2010
15	これでバッチリ!インプラント治療のアシスタントワーク 中巻	中山かおり	クインテッセンス出版	2010
16	これでバッチリ!インプラント治療のアシスタントワーク 下巻	中山かおり	クインテッセンス出版	2010
17	日常臨床&チーム医療に活かせる 歯科衛生士臨床ビジュアルハンドブック	山口 幸子	クインテッセンス出版	2010
18	イラストと写真でわかる歯科材料の基礎	竹澤 保政	永末書店	2009
19	知っておきたい歯科衛生士のためのくすりの知識	佐野 公人 他	デンタルダイヤモンド社	2011
20	新フッ化物ではじめる むし歯予防	筒井 昭仁・八木 稔 編	医歯薬出版(株)	2011
21	フッ化物応用の科学	日本口腔衛生学会 フッ化物応用委員会 編	財)口腔保健協会	2010
22	2011年版 歯科保健関係統計資料	財)口腔保健協会	財)口腔保健協会	2011
23	DHが行うインプラントメンテナンスのスタンダード	岩崎 美和	デンタルダイヤモンド社	2011
24	歯科衛生士講座 歯周病治療の基礎と臨床 第2版	上田 雅俊	永末書店	2011
25	最新歯科衛生士教本 歯科予防処置論・歯科保健指導論	高阪 利美	医歯薬出版(株)	2011
26	あなたにもできる禁煙支援	植木 良恵	クインテッセンス出版	2012
27	口腔からウェルエイジング	阿部 伸一	クインテッセンス出版	2013
28	チェア一再度の歯科英会話	吉田 教明	医歯薬出版(株)	2011
29	2週間で英語耳 歯科衛生士のためのListening Skills	C. S. Langnam	医歯薬出版(株)	2012
30	とくでもなく役立つ検査値の読み方	西崎 祐史	照林社	2013
31	おさえておきたい看護用語	エキスパートナース編集部・編	照林社	2013
32	コミュニケーションからはじまる認知症ケアブック	清水 裕子	学習研究社メディカル出版事業部	2009
33	歯科衛生士のための禁煙支援ガイドブック	尾崎 哲則	医歯薬出版(株)	2013
34	オーラルヘルスケア辞典	松田 裕子	学建書院	2013
35	歯科衛生士 2011 V. 34 1-6, 7-121-396			2012
36	デンタルハイジーン 2011 V. 30 1-6・7-12		医歯薬出版	2012
37	嚙育	安達 恵利子	医歯薬出版	2013
38	5疾病の口腔ケア	藤本 篤士	医歯薬出版	2013
39	新人歯科衛生士・デンタルスタッフポケットマニュアル	江澤 庸博	医歯薬出版	2013
40	周術期口腔機能管理の基本がわかる本	梅田 正博	クインテッセンス出版	2013
41	患者さんに喜ばれる歯ブラシコーディネート術	長谷 ますみ	デンタルダイヤモンド社	2013
42	歯科衛生士のあゆみ 日本歯科衛生士会60年史		日本歯科衛生士会	2014
43	器材準備マニュアル 第6版	松井 恭平	一般財団法人口腔保健協会	2014
44	2014年版 歯科保健指導関係資料	口腔保健協会編	一般財団法人口腔保健協会	2014
45	歯科衛生士が知っておきたいよくわかる口腔インプラント	松浦 正朗	医歯薬出版	2012
46	歯科衛生士 2013 V. 34 1-6, 7-121-396			2013
47	デンタルハイジーン 2013 V. 30 1-6・7-12		医歯薬出版	2013
48	DH Style 2013 V. 5 1-6・7-13		デンタルダイヤモンド社	2013
49	歯肉を診る・歯肉を読む	三上 直一郎	医歯薬出版	2014
50	歯科口腔保健の推進に向けてライフステージに応じた歯科保健指導	公益社団法人日本歯科衛生士会 監修	医歯薬出版	2014

51	歯科衛生士のためのインスツルメンテーション	小森朋栄	ヒューロン・パブリッシャーズ	2014
52	ペリオバカ養成講座	山本浩正	医歯薬出版	2014
53	これでチョーカンペキ 歯科衛生士の最新歯周治療の本	小原啓子	医歯薬出版	2014
54	歯科衛生士にも知ってほしいかみあわせの本	中沢勝宏	医歯薬出版	2014
55	歯科衛生士サブテキスト歯科衛生過程HAND BOOK	吉田直美	クインテッセンス	2015
56	歯科衛生士ケアプロセス実践ガイド	佐藤 陽子他	医歯薬出版	2015
57	はじめましょう有病者の口腔ケア	神部 芳則他	学建書院	2015
58	よくわかる歯科衛生過程	全国歯科衛生士教育協議会・編	医歯薬出版	2015
59	歯科衛生過程HAND BOOK	吉田 直美他	クインテッセンス出版	2015
60	ウイルキンス 歯科衛生士の臨床	原著11版E.Mウイルキンス	医歯薬出版	2015
61	歯科衛生士のための21世紀のペリオドントロジーダイジェスト	天野 敦雄	クインテッセンス出版	2015
62	口腔ケア 歯科衛生士の役割りを問う	鴨井 久一	クインテッセンス出版	2015
63	歯科衛生士のための病気とくすりパーフェクトガイド	一戸 達也他	医歯薬出版	2015
64	歯科衛生士 2015			2015
65	DH Style		デンタルダイヤモンド社	2015
66	セルフケアのための歯磨剤ガイド 第2版	歯磨剤研究会編	クインテッセンス出版	2016
67	続5疾病の口腔ケア	藤本 篤士他	医歯薬出版	2016
68	老年歯科医学	山根 源之他	医歯薬出版	2015
69	オーラルヘルスケア事典	麻賀 多美代	学建書院	2016
70	医療スタッフのための衛生学エッセンス	荒川 浩久	学建書院	2016
71	かとうひさこのブラッシングガイド	加藤 久子	医歯薬出版	2015
72	根分岐部病変に挑戦!	佐藤 昌美	医歯薬出版	2015
73	セルフケアのための歯磨剤ガイド	歯磨剤研究会	クインテッセンス出版	2016
74	しっかり測定できる!歯周組織検査パーフェクトブック	石原美樹他	クインテッセンス出版	2008
75	日本歯科医学会学術用語集	日本歯科医学会編	医歯薬出版	2008
76	歯科からアプローチする食育支援ガイドブック	食育支援ガイドブック作成委員会	医歯薬出版	2009
77	これで解決!! ドライマウス	中川 洋一	永末書店	2009
78	改訂版 歯科人間ドックマニュアル	日本歯科人間ドック学会	クインテッセンス出版	2006
79	歯周病予防のストラテジー	吉江 弘正	医歯薬出版(株)	2009
80	デンタルバイオフィルム	奥田 克爾	医歯薬出版(株)	2010
81	歯科医師・歯科衛生士のための唾液検査ハンドブック	佐藤慶太編者	ヒューロン・パブリッシャーズ	2008
82	すぐに使える! 歯科診療室での医療安全実践ガイド	石川雅彦・平田創一郎・中島 丘	医歯薬出版(株)	2010
83	Periodontal Team Therapy	山本 浩正	医歯薬出版(株)	2010
84	母子保健マニュアル(改訂7版)	高野陽也 編	南山堂	2010
85	学校保健マニュアル(改訂8版)	衛藤 隆 編	南山堂	2010
86	日本歯科評論 増刊2011 疾患を有する高齢者が来院したら?	編者:佐藤 田鶴子(日本歯科大学教授)	(株)ヒューロン	2011
87	口腔の生理から? どうしてを解く	森本 俊文	デンタルダイヤモンド社	2012
88	糖尿病と歯科治療	野村 慶雄	デンタルダイヤモンド社	2012
89	イラストで語る歯科医学最前線	吉江 弘正	クインテッセンス出版	2013
90	知っ得! 納得! 健口免疫アプローチ	螺良 修一	クインテッセンス出版	2012
91	やさしい治癒のしくみとはたらき	下野 正基	医歯薬出版	2013
92	わかりやすいビジュアル歯科保健医療統計学	青山 旬	医歯薬出版	2013
93	歯科医師・歯科衛生士のための専門的な口腔ケア	角 保徳	医歯薬出版	2012
94	在宅歯科医療まるごとガイド	菅 武雄	永末書店	2013
95	口腔の緩和医療・緩和ケア	杉原 一正	永末書店	2013
96	健康寿命の延伸をまざした口腔機能への気づきと支援	向井美恵	医歯薬出版	2014
97	歯科医師の医療連携のための臨床検査トラの巻	藤井 一稚	メディア株式会社	2014
98	口を診る・生活を読む	三上 直一郎	医歯薬出版	2015
99	がんと歯科治療	臼淵 公敏	デンタルダイヤモンド社	2015
100	公衆衛生がみえる	医学情報科学研究所 編	メディックメディア	2014

101	医療安全HAND BOOK	眞木 吉信他	クインテッセンス出版	2015
102	ベストティーチャーが教える看護過程 教え方&学び方	内田陽子	日総研	2014
103	日本補綴歯科学会雑誌 Vol. 50 2006			2009
104	日本補綴歯科学会雑誌 Vol. 51 2007			2009
105	日本補綴歯科学会雑誌 Vol. 52 2008			2009
106	日本歯科技工学会雑誌 Vol. 18-22 1997-2001			2009
107	日本歯科技工学会雑誌 Vol. 23-25 2002-2004			2009
108	日本歯科技工学会雑誌 Vol. 26-29 2005-2008			2009
109	日本顎関節学会雑誌 Vol. 20 2008			2009
110	日本顎関節学会雑誌 Vol. 21 2009			2009
111	日本口腔インプラント学会誌 Vol. 20 2007			2009
112	日本口腔インプラント学会誌 Vol. 21 2008			2009
113	歯科医学 Vol. 70-72 Vol. 71 (3-4欠) 2007-09			2009
114	歯科材料・器械 Vol. 26-27 V26 (1) 欠 2007-08			2009
115	歯界展望 Vol. 107 No. 1-3 2006			2009
116	歯界展望 附別冊 No. 4-6			2009
117	歯界展望 Vol. 108 No. 1-3 2006			2009
118	歯界展望 Vol. 108 No. 4-6 2006			2009
119	Dental Materials Journal Vol. 27 2008			2009
120	Implant Dentistry Vol. 13-15 2004-06			2009
121	顎顔面補綴 Vol. 28-31 2005-08			2009
122	日本歯科産業学会誌 Vol. 19-22 2005-08			2009
123	日本歯科医療管理学会雑誌 Vol. 42-43 2007-09			2009
124	日本歯科医学教育学会雑誌 Vol. 22-24 (Vol. 23の1欠) 2006-08			2009
125	歯科補綴学専門用語集 第3版	日本補綴歯科学会編	医歯薬出版	2010
126	歯科矯正学専門用語集	日本矯正歯科学会編	医歯薬出版	2010
127	小児歯科学専門用語集	日本小児歯科学会編	医歯薬出版	2010
128	咀嚼機能を支える臨床咬合論	河野 正司	医歯薬出版	2010
129	ナノジルコニアを活かしたオールセラミック修復	三浦 宏之ほか編著	医歯薬出版	2010
130	Dawson Functional Occlusion	P. E. Dawson	医歯薬出版	2010
131	クラウンブリッジの臨床4TheD	藤本 順平ほか	医歯薬出版	2010
132	インプラント新辞典	岡田 素平太ほか	クインテッセンス出版	2010
133	リンガライズドオクルージョン	松本 直之ほか	医歯薬出版	2010
134	支台歯形成と咬合の基本	小林 堅一、真鍋 顕	医歯薬出版	2010
135	新インプラント周囲炎へのアプローチ	和泉 雄一ほか編著	永末書店	2010
136	歯科用貴金属合金の科学	安楽 照男ほか	学健書院	2010
137	パーシャルデンチャー・クリニシヤンズガイド	J. D. Jonesほか編著	医歯薬出版	2010
138	再修復デンチャーテクニック	細山 小宣ほか	クインテッセンス出版	2011
139	よくわかる口腔インプラント学 第2版	赤川 安正ほか	医歯薬出版	2011
140	イラストレイテッド歯冠修復アドバンステクニック	土屋 賢司	クインテッセンス出版	2011
141	症例でみる欠損歯列・欠損補綴	宮地 建夫	医歯薬出版	2011
142	4-STEPで完成下顎吸着義歯とBPSパーフェクトマニュアル	阿部 二郎ほか	クインテッセンス出版	2011
143	MIコンセプトに基づく審美歯科治療	宮崎 真至ほか	永末書店	2011
144	コンプリートデンチャーテクニック 第6版	細井 紀雄ほか	医歯薬出版	2011
145	ホワイトニングに強くなる本	東光 照夫、古川 匡恵	クインテッセンス出版	2011
146	歯科理工学教育用語集 第2版	日本歯科理工学会編	医歯薬出版	2011
147	咬合学と歯科臨床	中野 雅徳、坂東 永一 編	医歯薬出版	2011
148	基本審美修復治療のマネジメント	植松 厚夫、北原 信也 編著	医歯薬出版	2011
149	歯科技工学用語集・日本歯科技工士会			2011
150	研究社歯学英和辞典	渡邊 誠 監修	研究社	2011

151	歯科技工Vol. 39 No. 2-4			2011
152	歯科技工Vol. 39 No. 5-8			2011
153	歯科技工Vol. 39 No. 9-12			2011
154	新装版 技工に強くなる本 上巻	田村 勝美 ほか	クインテッセンス出版	2012
155	新装版 技工に強くなる本 下巻	田村 勝美 他	クインテッセンス出版	2012
156	よい義歯だめな義歯	鈴木 哲也	クインテッセンス出版	2012
157	CAD/CAMデンタルテクノロジー	末瀬 一彦・宮崎 隆 編		2012
158	インプラントCTシミュレーションのすべて	金田 隆 編著	砂書房	2012
159	The Basic II 卒業5年までに身につけたいブリッジ技工	岡野 京二	医歯薬出版	2012
160	Quintessence Vol.31 No. 1~3			2012
161	Quintessence Vol.31 No. 4~6			2012
162	Quintessence Vol.31 No. 7~9			2012
163	Quintessence Vol.31 No. 10~12			2012
164	Quintessence Vol.37 No. 1~3			2012
165	Quintessence Vol.37 No. 5~8			2012
166	Quintessence Vol.37 No. 9~12			2012
167	Quintessence 別冊 ここまで使えるコンボレットレジン他			2012
168	Quintessence 別冊 臨床家のための矯正YEAR BOOK '12他			2012
169	補綴臨床 VOL. 45			2012
170	歯科技工 VOL. 40 No1~4			2012
171	歯科技工 VOL. 40 No5~8			2012
172	歯科技工 VOL. 40 No9~12			2012
173	インプラントオーバーデンチャーの基本と臨床	田中 譲治	医歯薬出版	2012
174	バーチャルデンチャーテクニック 第5版	五十嵐 順正ほか	医歯薬出版	2012
175	見る目が変わる！「欠損歯列」の読み方、「欠損補綴」の設計	本多 正明ほか	クインテッセンス出版	2012
176	インプラント修復の臨床基本手技3	関根 秀志 編著	デンタルダイヤモンド社	2013
177	矯正歯科装置技工ガイドブック 大づかみ矯正歯科臨床シリーズ	阿曾 敏正	クインテッセンス出版	2013
178	インプラント修復の臨床基本手技1診査・診断	松永 興昌 編	デンタルダイヤモンド社	2013
179	Cr-Br咬合のルーツ	河野正司・大石忠雄	医歯薬出版	2013
180	有床義歯技工歯科技工学実習トレーニング	町 博之 他 編	医歯薬出版	2013
181	咬合再構成その理論と臨床	山崎 長郎・山地 正樹 編	クインテッセンス出版	2013
182	こうすれば防げるインプラントオーバーデンチャーのリペア	石川 高行・山森 翔太	クインテッセンス出版	2013
183	インプラントレストレーション① 歯科臨床のエキスパートを目指してⅢ	土屋 賢司 他	医歯薬出版	2013
184	インプラントレストレーション② 歯科臨床のエキスパートを目指してⅢ	土屋 賢司 他	医歯薬出版	2013
185	インプラントレストレーション③ 歯科臨床のエキスパートを目指してⅢ	土屋 賢司 他	医歯薬出版	2013
186	インプラントレストレーション④ 歯科臨床のエキスパートを目指してⅢ	土屋 賢司 他	医歯薬出版	2013
187	インプラントレストレーション別巻 歯科臨床のエキスパートを目指してⅢ	土屋 賢司 他	医歯薬出版	2013
188	長期経過症例から導く欠損補綴設計のフォーカスポイント	武藤 晋也	医歯薬出版	2013
189	Bridge & Implant	徳田 将典 他	クインテッセンス出版	2013
190	CAD/CAM時代の最新インプラント上部構造	田中 譲治 編	クインテッセンス出版	2013
191	写真で学ぶ即！ 実践臨床技工テクニカルヒント	市川 正幸 他	医歯薬出版	2014
192	エッセンシャル口腔インプラント学	古谷野 潔・松浦正明 編	医歯薬出版	2014
193	1からはじめるインプラント治療	小川 勝久	クインテッセンス出版	2014
194	トラブル対応とメンテナンス インプラント修復の臨床基本手技4	木津 康博	デンタルダイヤモンド社	2014
195	ウォールフェルの歯科解剖学図鑑Ⅱ リカバ・C・シット'グ'アラリア・ワイス 著者 最新第8版	前田 健康 監修	ガイアブックス	2014
196	前歯部欠損補綴のトリートメントデザイン	小川 勝久・木本 克彦	デンタルダイヤモンド社	2014
197	生体と調和する歯周組織にやさしい歯冠修復物	遊亀 裕一	クインテッセンス出版	2014
198	クラウン・ブリッジ補綴学 第4版	佐藤 亨 他	学健書院	2014
199	口腔インプラント学学術用語集 第3版	日本口腔インプラント学会 編	医歯薬出版	2014
200	歯学生の口腔インプラント学	高森 等 他	医歯薬出版	2014
201	ライフステージに応じたインプラント補綴	武田 孝之 他	医歯薬出版	2014
202	口腔インプラント学実習書	日本口腔インプラント学会 編	永末書店	2014
203	無歯顎症例におけるインプラント療法の治療計画	E. Bedrossjan	わかば出版	2014
204	The CAD/CAMジルコニアセラミックス	浅野 正司	医歯薬出版	2015
205	歯科補綴学専門用語集 第4版	日本補綴歯科学会 編	医歯薬出版	2015
206	冠橋義歯補綴学テキスト	會田 雅啓 他	永末書店	2015
207	内藤正裕の補綴臨床オーバーロードと向き合う	内藤 正裕	医歯薬出版	2015
208	重要8キーワードに学ぶすぐ見てわかるインプラント101症例集	塩田 真 他	クインテッセンス出版	2015
209	接着歯学 第2版	日本接着歯学会 編	医歯薬出版	2015

資料 16 14 条特例学生の時間割

1年前期(前半)

時 限	月	火	水	木	金	土
1 (9:00～10:30)						
2 (10:45～12:15)						
3 (13:15～14:45)						
4 (15:00～16:30)						
5 16:45～18:15						
6 18:30～20:00			医療保健開発論		医療保健人材管理学	

1年前期(後半)

時 限	月	火	水	木	金	土
1 (9:00～10:30)						医療保健組織運営論
2 (10:45～12:15)						医療保健労働衛生論
3 (13:15～14:45)						口腔科学研究特論
4 (15:00～16:30)						口腔科学研究指導論
5 16:45～18:15						
6 18:30～20:00						

1年後期

時 限	月	火	水	木	金	土
1 (9:00～10:30)						口腔科学研究指導実習
2 (10:45～12:15)						口腔科学高度専門研究
3 (13:15～14:45)						口腔科学高度専門研究
4 (15:00～16:30)						口腔科学高度専門研究
5 16:45～18:15						
6 18:30～20:00						

2年前期

時 限	月	火	水	木	金	土
1 (9:00～10:30)						口腔科学高度専門研究
2 (10:45～12:15)						口腔科学高度専門研究
3 (13:15～14:45)						口腔科学高度専門研究
4 (15:00～16:30)						口腔科学高度専門研究
5 16:45～18:15						
6 18:30～20:00						

2年後期

時 限	月	火	水	木	金	土
1 (9:00～10:30)						口腔科学高度専門研究
2 (10:45～12:15)						口腔科学高度専門研究
3 (13:15～14:45)						口腔科学高度専門研究
4 (15:00～16:30)						口腔科学高度専門研究
5 16:45～18:15						
6 18:30～20:00						

3年前期

時 限	月	火	水	木	金	土
1 (9:00～10:30)						口腔科学高度専門研究
2 (10:45～12:15)						口腔科学高度専門研究
3 (13:15～14:45)						口腔科学高度専門研究
4 (15:00～16:30)						口腔科学高度専門研究
5 16:45～18:15						
6 18:30～20:00						

3年後期

時 限	月	火	水	木	金	土
1 (9:00～10:30)						口腔科学高度専門研究
2 (10:45～12:15)						口腔科学高度専門研究
3 (13:15～14:45)						口腔科学高度専門研究
4 (15:00～16:30)						口腔科学高度専門研究
5 16:45～18:15						
6 18:30～20:00						

専門研究は、最低限の8単位修得としてある。